

第44回 全国営繕主管課長会議 議事次第

日時 令和5年5月18日(木) 14:00～

方式 ハイブリッド(対面(3号館10階共用会議室)及びWEB(Microsoft teams))

開 会

挨拶

秋月 大臣官房官庁営繕部長

資料確認

議 事

1. 国及び地方公共団体の相互協力

(1) 付託事項等について			
① 公共建築物におけるZEB事例集の作成について(中間報告)	【資料1】	設備・環境課 営繕環境対策室	小塚 営繕環境調整官
(2) 相互協力について			
① 構成員が実施した調査の共有について	【資料2】	計画課	松村 企画専門官
(3) 意見交換		東京都 財務局建築保全部	茂木 技術管理課長

2. 営繕に関する情報提供

(1) 営繕工事における働き方改革の取組(令和5年度)について	【資料3】	計画課	松村 企画専門官
(2) 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について	【資料4】	整備課	大谷 課長補佐
(3) 官庁営繕事業におけるBIM活用の取組について	【資料5】	計画課 営繕積算企画調整室 整備課 施設評価室	城澤 営繕積算高度化対策官 砂場 課長補佐
(4) 公共建築工事標準書式(令和5年版)の改定について	【資料6】	整備課 建築技術調整室	廣瀬 課長補佐
(5) 公共工事における働き方改革の取組等について	【資料7】	不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室	大湯 課長補佐
(6) 公共建築工事積算基準の改定等について	【資料8】	計画課 営繕積算企画調整室	城澤 営繕積算高度化対策官
(7) 公共建築設計業務等における実績情報、成績評定等の相互活用について	【資料9】	整備課	大谷 課長補佐
(8) 「令和5年度 国土交通大学校における研修のお知らせ」について	【資料10】	計画課	(資料配付のみ)
(9) エレベーター設備工事価格等情報データベースについて	【資料11】	計画課 営繕積算企画調整室	(資料配付のみ)
(10) 第7回「インフラメンテナンス大賞」の募集開始について	【資料12】	計画課 保全指導室	(資料配付のみ)
(11) 建築保全業務共通仕様書等の改定について	【資料13】	計画課 保全指導室	(資料配付のみ)
(12) 品確法改正を受けた官庁営繕事業に係る設計業務等の取組	【資料14】	整備課	(資料配付のみ)
(13) 「公共建築の日」及び「公共建築月間」に関するイベントの実施結果について	【資料15】	整備課 施設評価室	(資料配付のみ)
(14) しっくい塗り仕上げに関する技術資料の提供について	【資料16】	整備課 建築技術調整室	(資料配付のみ)
(15) 「官庁営繕環境報告書2023」について	【資料17】	設備・環境課 営繕環境対策室	(資料配付のみ)
(16) 定期調査・報告等の対象の見直しについて	【資料18】	住宅局 参事官(建築企画担当)付	土佐 課長補佐

4. その他

挨拶

古川 大臣官房審議官

閉 会

人数	参加方式	都道府県名等	所属(局・部・課・室)	役職	氏名
《都道府県》					
1	WEB	01北海道	建設部建築局計画管理課	課長	太田 禎章
2	対面	02青森県	総務部財産管理課	総括副参事	木村 博隆
3	対面	02青森県	総務部財産管理課	技師	棟方 甫
4	WEB	03岩手県	県土整備部建築住宅課	営繕課長	刈谷 洋祐
5	WEB	03岩手県	県土整備部建築住宅課	主任主査	及川 達也
6	対面	04宮城県	土木部営繕課	課長	玉川 誠
7	対面	04宮城県	土木部営繕課	技術主査	阿部 博之
8	対面	05秋田県	建設部営繕課	課長	土橋 吉秀
9	WEB	06山形県	県土整備部建築住宅課営繕室	営繕室長	長谷川 学
10	WEB	07福島県	土木部営繕課	課長	佐瀬 守昭
11	WEB	08茨城県	土木部営繕課	課長	木村 忠夫
12	WEB	08茨城県	土木部営繕課	係長	鈴木 智久
13	WEB	09栃木県	県土整備部建築課	主査	西宮 浩己
14	WEB	10群馬県	県土整備部建築課	補佐	金子 圭輔
15	WEB	10群馬県	県土整備部建築課	補佐	柏瀬 英樹
16	対面	11埼玉県	県土整備部 建設管理課	主任	内藤 伸一
17	対面	11埼玉県	都市整備部 営繕課	主任	下 智子
18	併用(WEB)	12千葉県	県土整備部 営繕課	班長	服部 清史
19	併用(対面)	12千葉県	県土整備部 営繕課	主査	川口 康志
20	併用(対面)	12千葉県	県土整備部 営繕課	副主査	並木 文哉
21	併用(WEB)	12千葉県	県土整備部 営繕課	副主査	露崎 裕也
22	対面	13東京都	財務局建築保全部技術管理課	課長	茂木 竜一
23	対面	13東京都	財務局建築保全部技術管理課	統括課長代理	小島 重則
24	対面	13東京都	財務局建築保全部技術管理課	主任	蟻本 直希
25	WEB	14神奈川県	県土整備局建築住宅部営繕計画課	課長	岬 真一
26	WEB	15新潟県	土木部都市局営繕課	課長	細道 博
27	WEB	15新潟県	土木部都市局営繕課	建築調整員	難波 史暁
28	WEB	15新潟県	土木部都市局営繕課	主査	田口 佳秀
29	WEB	16富山県	土木部営繕課	課長補佐	蟹谷 友之
30	WEB	17石川県	土木部営繕課	課長	三谷 浩二郎
31	WEB	17石川県	土木部営繕課	技師	形浦 成則
32	WEB	18福井県	土木部公共建築課	課長	坂川 慶介
33	WEB	19山梨県	県土整備部営繕課	課長	大澤 光彦
34	WEB	19山梨県	県土整備部営繕課	副主幹	谷口 真紀
35	併用(WEB)	20長野県	建設部施設課	課長	久保田 達也
36	併用(WEB)	20長野県	建設部施設課	課長補佐	清水 直樹
37	併用(対面)	20長野県	建設部施設課	主査	東城 葵
38	WEB	21岐阜県	都市建築部公共建築課	課長	竹中康弘
39	WEB	22静岡県	交通基盤部 建築管理局 建築企画課	課長	勝又 宏幸
40	WEB	22静岡県	交通基盤部 建築管理局 建築工事課	課長	山本 勉
41	併用(対面)	23愛知県	建築局公共建築部公共建築課	課長	菅沼 満
42	併用(対面)	23愛知県	建築局公共建築部公共建築課	主査	三浦 淳史
43	併用(WEB)	23愛知県	建設局土木部建設企画課	主任	岡田 昌樹
44	対面	24三重県	県土整備部 営繕課	課長	太田 寿弘
45	対面	24三重県	県土整備部 営繕課	課長補佐兼班長	小谷 直
46	対面	25滋賀県	土木交通部建築課	課長	木口 祐次郎
47	対面	25滋賀県	土木交通部建築課	課長補佐	小井戸 朗善

人数	参加方式	都道府県名等	所属（局・部・課・室）	役職	氏名
48	WEB	26京都府	建設交通部営繕課	課長	山崎 眞治
49	WEB	26京都府	建設交通部営繕課	主幹兼建設設備管理係長	久居 肖子
50	WEB	27大阪府	都市整備部 住宅建築局 公共建築室 計画課	参事	天田 茂
51	WEB	27大阪府	都市整備部 住宅建築局 公共建築室 計画課	副主査	藤田 みどり
52	WEB	28兵庫県	まちづくり部営繕課	課長	福澤 静司
53	WEB	28兵庫県	まちづくり部営繕課	副課長	岡本 憲幸
54	WEB	28兵庫県	まちづくり部営繕課	班長	高橋 安芸子
55	WEB	29奈良県	県土マネジメント部 地域デザイン推進局 営繕プロジェクト推進室	室長	笠置 和章
56	WEB	29奈良県	県土マネジメント部 地域デザイン推進局 県有施設営繕課	係長	太田 有亮
57	WEB	29奈良県	県土マネジメント部 地域デザイン推進局 県有施設営繕課	主査	高橋 宏和
58	WEB	29奈良県	県土マネジメント部 地域デザイン推進局 県有施設営繕課	主査	高橋 幸嗣
59	WEB	29奈良県	県土マネジメント部 地域デザイン推進局 県有施設営繕課	主査	梅村 有貴
60	WEB	30和歌山県	県土整備部 都市住宅局 公共建築課	課長	豊田 晶章
61	WEB	30和歌山県	県土整備部 都市住宅局 公共建築課	企画保全班長	濱出 雄一郎
62	WEB	30和歌山県	県土整備部 都市住宅局 公共建築課	主査	市野 善教
63	WEB	31鳥取県	総務部営繕課	課長	下田 悟
64	対面	32島根県	総務部営繕課	課長	原 康弘
65	対面	32島根県	総務部営繕課	係長	内田 晋介
66	WEB	33岡山県	土木部都市局建築営繕課	課長	赤井 一恵
67	WEB	34広島県	土木建築局営繕課	課長	吉田 勝則
68	WEB	35山口県	土木建築部建築指導課	企画監	寺田 康洋
69	WEB	35山口県	土木建築部建築指導課	主幹	水井 啓介
70	WEB	35山口県	土木建築部建築指導課	主査	佐々木 伸幸
71	併用(WEB)	36徳島県	県土整備部	次長(営繕課長事務取扱)	赤堀 良信
72	併用(WEB)	36徳島県	県土整備部営繕課	主任	五島 さき
73	併用(対面)	36徳島県	県土整備部営繕課	主事	清水 満喜子
74	併用(WEB)	37香川県	総務部営繕課	次長兼課長	安藤 暢英
75	併用(対面)	37香川県	総務部営繕課	課長補佐	豊嶋 泰行
76	併用(対面)	37香川県	総務部営繕課	主任技師	大喜多 悠介
77	WEB	38愛媛県	土木部道路都市局建築住宅課営繕室	室長	橘 亮
78	WEB	38愛媛県	土木部道路都市局建築住宅課営繕室	係長	小沢 英二
79	WEB	39高知県	土木部建築課	課長	田村 和久
80	WEB	39高知県	土木部建築課	チーフ(営繕企画担当)	公文 大輔
81	WEB	40福岡県	建築都市部営繕設備課	課長技術補佐	吉武 誠二
82	WEB	40福岡県	建築都市部営繕設備課	課長技術補佐	釜場 寛
83	WEB	41佐賀県	県土整備部建築住宅課施設整備室	室長	松尾 浩幸
84	WEB	41佐賀県	県土整備部建築住宅課施設整備室	主査	松永 大輝
85	WEB	42長崎県	土木部営繕課	課長	進藤 政洋
86	WEB	42長崎県	土木部建築課	課長補佐	黒田 信司
87	WEB	43熊本県	土木部建築住宅局営繕課	課長	折田 義浩
88	WEB	43熊本県	土木部建築住宅局営繕課	課長補佐	緒方 慎太郎
89	WEB	43熊本県	土木部建築住宅局営繕課	参事	高橋 弘行
90	WEB	44大分県	土木建築部施設整備課	課長	桑田 一敏
91	WEB	44大分県	土木建築部施設整備課	技師	入船 真輝
92	WEB	45宮崎県	県土整備部営繕課	課長	下温湯 盛久
93	WEB	45宮崎県	県土整備部営繕課	技師	大澤 洸希
94	WEB	46鹿児島県	土木部建築課営繕室	室長	瀬戸 司
95	WEB	46鹿児島県	土木部建築課営繕室	技術補佐兼営繕企画係長	田尻 俊宏
96	WEB	46鹿児島県	土木部建築課営繕室	技術専門員	假屋 智広
97	WEB	47沖縄県	土木建築部施設建築課	設備事業監	宮城 稔
98	WEB	47沖縄県	土木建築部施設建築課	主任技師	圓藤 亮次

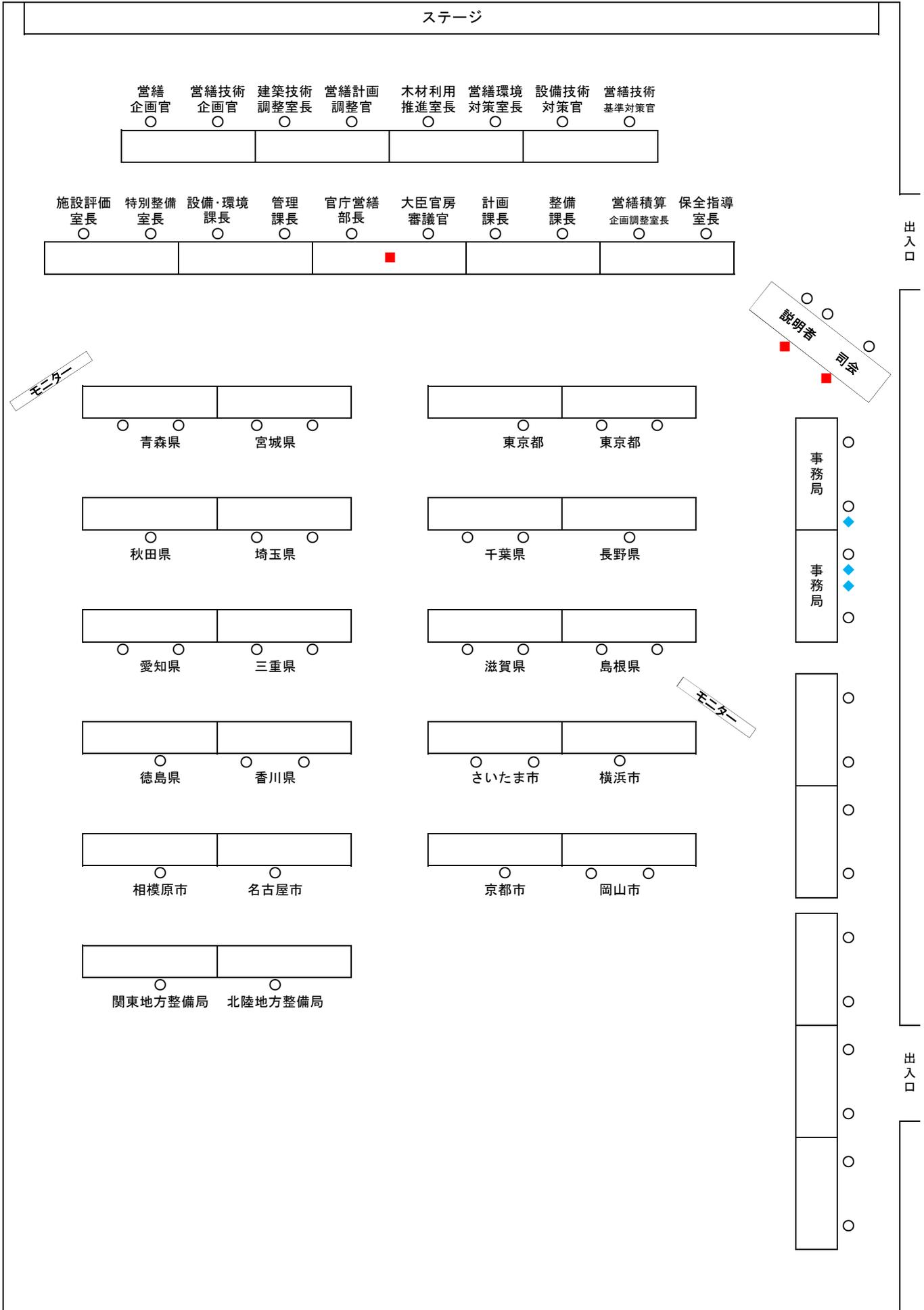
人数	参加方式	都道府県名等	所属（局・部・課・室）	役職	氏名
《政令指定都市》					
99	WEB	48札幌市	財政局管財部工事管理室技術管理課	電気検査担当係長	村上 隆行
100	WEB	48札幌市	都市局建築部建築保全課	技術管理担当係長	竹田 公典
101	WEB	49仙台市	都市整備局公共建築住宅部営繕課	課長	阿部 淳
102	対面	50さいたま市	建設局建築部営繕課	課長	浅野 泰斗
103	対面	50さいたま市	建設局建築部営繕課	係長	三枝 誠
104	WEB	51千葉市	都市局建築部営繕課	課長	豊田 宏
105	対面	52横浜市	建築局営繕企画課	担当係長	月本 康之
106	WEB	53川崎市	まちづくり局施設整備部公共建築担当	担当課長	竹村 普
107	WEB	53川崎市	まちづくり局施設整備部施設計画課	担当課長	柳瀬 一路
108	対面	54相模原市	財政局公共建築課	担当課長	山口 正和
109	WEB	55新潟市	建築部公共建築課	課長	田中 正博
110	WEB	56静岡市	都市局建築部公共建築課	参与兼課長	山田 幸治
111	WEB	57浜松市	財務部公共建築課	財務部次長兼公共建築課長	須部 保之
112	対面	58名古屋市	住宅都市局営繕部	主幹	佐野 幸貴
113	併用(対面)	59京都市	都市計画局都市企画部都市総務課	設備技術担当課長	仲北 好宏
114	併用(WEB)	59京都市	都市計画局都市企画部都市総務課	担当	藤川 香那子
115	WEB	60大阪市	都市整備局企画部公共建築課	課長代理	大津 真一郎
116	WEB	60大阪市	都市整備局企画部公共建築課	担当係長	中岡 美恵
117	WEB	61堺市	建築都市局建築部建築監理課	課長	齋藤 憲治
118	WEB	62神戸市	建築住宅局技術管理課	課長	黒川 正樹
119	対面	63岡山市	都市整備局公共建築課	課長	阿藤 友浩
120	対面	63岡山市	都市整備局公共建築課	設備担当課長	猪股 孝之
121	WEB	64広島市	都市整備局・営繕部・営繕課	営繕部長	阿舍利 孝之
122	WEB	65北九州市	建築都市局建築部建築支援課	課長	藤尾 直彦
123	WEB	65北九州市	建築都市局建築部建築課長	課長	矢野 克馬
124	WEB	65北九州市	建築都市局建築部施設保全課長	課長	結城 弘紀
125	WEB	65北九州市	技術監理局技術部技術管理課	係長	横溝 耕平
126	WEB	66福岡市	財政局アセットマネジメント推進部施設建設課	課長	中山 輝彦
127	WEB	67熊本市	都市建設局公共建築部営繕課	課長	林田 敬成
128	WEB	67熊本市	都市建設局公共建築部営繕課	副課長	荒巻 純生

人数	参加方式	都道府県名等	所属（局・部・課・室）	役職	氏名	
≪国土交通省≫						
129	対面	大臣官房官庁営繕部		部長	秋月 聡二郎	
130	対面			審議官	古川 陽	
131	対面		管理課	課長	船木 隆	
132	対面			営繕企画官	中村 嘉伸	
133	対面			企画専門官	矢口 雅之	
134	対面		計画課	課長	佐藤 由美	
135	対面			営繕計画調整官	榊 陽一	
136	対面			営繕技術企画官	田阪 昭彦	
137	対面			企画専門官	松村 耕太	
138	対面			計画調整係長	山中 謙介	
139	対面			管理係員	竹内 大貴	
140	対面			営繕積算企画調整室	室長	竹村 光司
141	対面				営繕積算高度化対策官	城澤 道正
142	対面			保全指導室	室長	色川 寿喜
143	対面			整備課	課長	植木 暁司
144	対面		営繕技術基準対策官		大槻 泰士	
145	対面		課長補佐		大谷 信広	
146	対面		特別整備室		室長	頼本 欣昌
147	対面		施設評価室		室長	滝本 悦郎
148	対面				課長補佐	砂場 和久
149	対面	木材利用推進室	室長		山北 孝治	
150	対面	建築技術調整室	室長	山田 剛		
151	対面		課長補佐	廣瀬 正和		
152	対面	設備・環境課	課長	村上 幸司		
153	対面		設備技術対策官	三ツ木 浩剛		
154	対面		営繕環境対策室	室長	才木 潤	
155	対面			営繕環境調整官	小塚 達史	
156	対面	不動産・建設産業局	建設業課 入札制度企画指導室	課長補佐	大湯 裕稀	
157	対面	住宅局	参事官(建築企画担当)付	課長補佐	土佐 真二郎	
158	WEB	81北海道開発局	営繕部営繕計画課	課長	平井 亮	
159	WEB		営繕部営繕計画課	課長補佐	米谷 直人	
160	WEB	82東北地方整備局	営繕部計画課	課長	阿部 直人	
161	対面	84関東地方整備局	営繕部 計画課	計画課長	山下 雅文	
162	対面	83北陸地方整備局	営繕部計画課	計画課長	柳 紀昌	
163	WEB	85中部地方整備局	営繕部 計画課	課長	田中 裕涼	
164	WEB	86近畿地方整備局	営繕部計画課	課長	森 慎太郎	
165	WEB	87中国地方整備局	営繕部 計画課	課長	米田 信年	
166	WEB	88四国地方整備局	営繕部 計画課	計画課長	桑原 諒子	
167	WEB	89九州地方整備局	営繕部計画課	計画課長	榮西 巨朗	
168	WEB	90沖縄総合事務局	開発建設部 営繕課	営繕課長	山本和樹	

第44回 全国営繕主管課長会議 座席表

- 有線マイク
- ◆ ワイヤレスマイク

日時 : 令和5年5月18日(木) 14:00~
 方式 : ハイブリッド(対面(3号館10階共用会議室)及びWEB(Microsoft teams))



付託事項

公共建築物における ZEB 事例集の作成について（中間報告）

本付託事項は、昨年 5 月の全国営繕主管課長会議においてご承認をいただいた後、皆様のご協力をいただきながら、令和 5 年度のとりのまとめに向け、鋭意作業を進めているところです。

本報告では、令和 4 年度の実績と今後の予定について報告いたします。

1. 令和 4 年度の実績について

令和 4 年度は、以下の実績を実施しました。

- 5 月 27 日 全国営繕主管課長会議（付託事項の承認）
- 7 月 22 日 事例集への掲載希望内容に関するアンケート調査実施
- 10 月 28 日 全国営繕主管課長会議幹事会（中間報告）
- 10 月 31 日 事例集構成案の提示・意見照会
- 12 月 2 日 情報収集実施（全事例）
- 12 月 14 日 情報収集実施（個別事例紹介事例）
- ～ 4 月 ZEB 事例集（サンプル版）の作成・意見照会

2. 今後の予定について

今後適宜実施する情報収集・意見照会等を踏まえ、掲載事例の追加、内容の充実を図り、今年度中の最終とりのまとめを予定しています。

引き続きご協力よろしくお願いいたします。

（問い合わせ先）国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備・環境課 営繕環境対策室
小塚、高部 03-5253-8111 内線 23-822、23-844

構成員が実施した調査の共有について

1. 経緯

令和4年4月に開催された全国営繕主管課長会議幹事会において、構成員が実施した営繕業務に関する各種調査に関して、構成員間で情報共有するための仕組みの必要性について広島県より発議された。

これを受け、情報共有の方法及び情報共有に当たってのルールの設定について、国土交通省、東京都及び広島県において検討を行い、構成員への意見照会を経て、下記2のとおり取りまとめた。

2. 方針

(1) 情報共有の方法

① 調査実績の共有

構成員が実施した調査の実績が過年度分も含め確認できるように、調査の概要（調査名、調査主体、実施時期、対象地域等）を記載したリスト（別添1）（以下、「調査リスト」）を作成し、構成員間において共有する。

② 調査資料の共有：

調査リストに掲載されている調査案件に関する資料が必要な場合は、構成員間において個別に請求・提供を行う。

(2) 情報共有に当たってのルールの設定

調査リストの作成、更新並びに共有に関すること及び調査資料の請求並びに提供に関すること等の調査リストの運用に当たって必要な取り決めは運用規程（別添2）において定める。

3. 今後の予定

令和5年5月 総会において調査リスト及び運用規程の制定

令和5年6月～ 調査リストの作成

令和5年10月～ 調査リストの共有

<別添資料>

別添1 全国営繕主管課長会議構成員実施調査リスト

別添2 全国営繕主管課長会議構成員実施調査リスト運用規程

調査年度	調査実施主体	調査区分							キーワード	調査名	調査概要	調査機関	調査地域
		企画立案	設計	積算	入札契約 手続き	工事監理	保全	その他					

調査期間	定期・臨時の別	提供可能な資料 (協議により決定する場合は空欄でも可)			文書の保存期間	公開状況		備考	担当連絡先		
		資料の種類	データ形式	共有制限の有無					部署等	電話番号	メールアドレス

全国営繕主管課長会議構成員実施調査リスト運用規程

令和●年●月●日制定

全国営繕主管課長会議

(目的)

第1条 全国営繕主管課長会議構成員実施調査リスト（以下「調査リスト」という。）は、全国営繕主管課長会議構成員（以下「構成員」という。）が実施する営繕行政に関する各種調査の実績を共有することにより、営繕業務の一層の効率化を図るものである。

本運用規程では、調査リストの円滑な運用を図るために必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 調査リストの共有範囲は、全国営繕主管課長会議の構成員とする。

第3条 調査リストへの掲載対象は、構成員が実施した営繕行政に関する調査とする（ただし、調査リストに掲載する情報には情報公開条例等で定める不開示情報を含まないものとする。）。また、調査リストへの登録は任意とする。

(運用・管理)

第4条 調査リストの管理者は、全国営繕主管課長会議事務局（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下「事務局」という。）とする。

第5条 調査リストの作成、更新及び共有は次の各号の方法で行う。

- (1) 調査リストの作成は、事務局において行う。また、調査リストの利活用状況を継続的に検証し、調査リストの項目の見直しは構成員の合意に基づき実施する。
- (2) 調査リストの更新は、毎年度当初に開催される全国営繕主管課長会議幹事会に向けた事務局からの依頼に基づき、各ブロックの代表においてブロックごとに取りまとめ、事務局に提出し、事務局において取りまとめることにより行う。ただし、構成員が、年度途中で新たな成果品の完成による調査リストへの追加を求める場合または成果品が構成員の属する機関の定めによる保存期間を経過するなどなんらかの事情による調査リストからの削除を求める場合には、事務局は適時適切に調査リストを更新する。
- (3) 調査リストの共有は、事務局から各ブロックの代表への送付及び各ブロックの代表からブロック内の構成員への送付により行う。

第6条 調査リストに掲載されている調査案件に関する資料が必要な場合、資料の請求及び提供は、次の各号に従い、構成員の間において行う。

- (1) 資料の使用にあたっての遵守事項等、必要な取り決めは資料を請求する構成員と調査実施主体の構成員の間で行う。
- (2) 資料を請求する構成員は、調査実施主体の構成員の求めに応じてその使用目的等を説明し、利用制限等を含む使用承諾を得たうえで、提供可能な資料の提供を受ける。

(その他)

- 第7条 構成員は、調査リスト及び取得した調査資料を適正に利用、管理する。
- 第8条 本運用規程に定めのない事項については、必要に応じて構成員の承諾により定める。
- 第9条 本運用規程の制定および改廃は、全国営繕主管課長会議において行う。

附則

(運用規程の施行日)

本運用規程は令和〇年〇月〇日から施行する。

営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」、「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえた適切な工期・履行期間の設定。必要な工期・履行期間の延期（受注者の責によらない場合の対応の徹底） ・各工程の施工期間の確保（監督職員が実施工程表等で確認。概成工期を発注時に設定）
週休2日の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用 ・週休2日促進工事を全ての工事で原則発注者指定として実施
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の積極活用（適正な工期・履行期間の確保、完成・完了時期の分散化にも寄与）や余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ・「営繕積算方式」により、実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定 ・施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用 ・週休2日促進工事における4週8休を前提とした労務費補正
--------------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 官庁営繕事業における一貫したBIM活用（原則として全ての新営設計業務及び新営工事においてEIR(発注者情報要件)を適用、BIMデータを活用した積算業務を試行） ➢ 情報共有システムの活用（機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定、全ての設計業務で適用可能） ➢ 建設現場の遠隔臨場(原則全ての工事で適用) ➢ ICT建築土工、デジタル工事写真の黒板情報電子化 等 ・工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化 ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止・完成図等の提出を原則電子に一本化 ・国の統一基準として工事の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務の発注における設計条件の明示(諸条件の整理と適用基準の明示等) ・適切な設計図書に向けた取組み(設計業務プロセス管理、設計段階における施工条件の確認等) ・設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達(設定された期限の遵守を契約図書に明記) ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化(総合図作成ガイドライン(土会連合会)やBIMの活用) ・関係者間の情報共有や検討を迅速化(会議の早期開催、情報共有システムの活用等)

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

(これまで)

平成30年度から週休2日促進工事を実施。令和6年4月の時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。



(令和5年度から)

原則すべての工事を「週休2日促進工事」として発注者指定
省庁統一基準である公共建築工事標準書式の工程表に「閉所予定日」を記載する旨を明示

週休2日施策パッケージ

- 「公共建築工事標準仕様書」において、原則週休2日（土日・休日は施工しない）とすることを規定
- 「公共建築工事標準書式」の「週間工程表」「月間工程表」に「閉所予定日」「概成工期」を記載する旨を明示
【令和5年度から適用 省庁統一基準】
- これらの工程表を確認することにより、監督、検査及び工事成績評価を実施
- 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に次に掲げる事項等を考慮することを規定
 - ・週休2日の確保、祝日等による不稼働日
 - ・自然的要因及び労働事情、建設資材の調達事情等の社会的要因
 - ・受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮（概成工期の設定・後工程へのしわ寄せ防止）
- 原則すべての工事を「週休2日促進工事」として発注者指定
【令和5年度から適用】

【省庁統一基準】公共建築工事標準書式 週間工程表の改定

月間工程表に必要事項を記載し提出することで省略可能

月間工程表を省略する場合は、概成工期を記載することが望ましい

「週間工程表」に「概成工期」を記載する旨を明示

「週間工程表」に「閉所予定日」を記載する旨を明示

営繕工事における週休2日促進工事の導入(概要)

- 平成30年度 週休2日促進工事・労務費補正の試行を開始
- 令和3年度 新築は原則発注者指定、他は受注者希望方式として全工事に導入
- 令和4年度 大規模改修工事で原則発注者指定
- 令和5年度 原則全ての工事で発注者指定



令和5年3月31日

大臣官房官庁営繕部

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進します ～営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理～

国土交通省官庁営繕部では、営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整*の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を別紙のとおり再整理し、地方整備局等に通知しました。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

- ・ 令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要があります。
- ・ これまでも官庁営繕部では、平成30年に営繕工事で施工段階の関係者間調整の円滑化のために発注者として実施する事項を取りまとめ、営繕工事における生産性向上に取り組んできたところです。
- ・ 今般、上記で取りまとめた事項に設計段階の事項を加えるなどして、営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理しました。

■発注者として実施する事項の概要

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むこととしています。

○設計段階

- ・設計条件の明示
- ・適切な設計図書の作成に向けた取組み
 - 設計業務プロセス管理
 - 図面の整合性
 - 設計段階における施工条件の確認
 - 指定仮設の確認

○施工段階

- ・余裕期間の設定
- ・遅滞ない設計意図伝達等
- ・納まり等の調整の効率化
- ・情報共有や検討等の迅速化
- ・設計図書の変更への対応

※今回、下線の項目を追加するとともに、それ以外の項目についても内容の拡充等を行っています。

[添付資料]

別添：営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化（概要）

別紙：営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課 大谷

TEL：(03)5253-8111(内線 23433)、(03)5253-8239(直通)

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化(概要)

- 令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、**営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要がある。**
- そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に**営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※1の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理。**

※1:発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

生産性向上のイメージ

【設計段階】

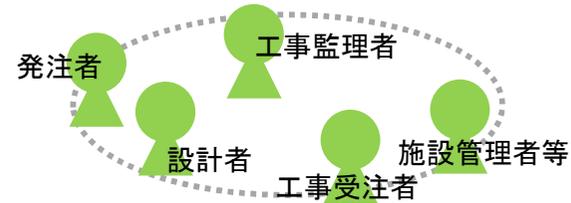
発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う



営繕事業の各段階(設計段階、施工段階)において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の
生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組む

【設計段階】

(1) 設計条件の明示

- ◇諸条件の整理と適用基準
- ◇敷地や周辺の状況

(2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み

- ◇設計業務プロセス管理
- ◇図面の整合性

- ◇設計段階における施工条件の確認
- ◇指定仮設の確認

【施工段階】

(1) 余裕期間の設定

- ◇制度を活用した発注

(2) 遅滞ない設計意図伝達※2等

- ◇設定された期限の遵守を契約図書に明記
- ◇ワンデーレスポンス(工事受注者と監督職員間)

(3) 納まり等の調整※3の効率化

- ◇納まり等の調整用図面作成の効率化
- ◇BIMの活用促進

(4) 情報共有や検討等の迅速化

- ◇関係者が一堂に会する会議の早期開催
- ◇情報共有システムの活用促進
- ◇遠隔臨場の活用促進

(5) 設計図書の変更への対応

- ◇必要となる場合の設計図書の変更
- ◇設計変更ガイドライン(案)の参照

※2:施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等
 ※3:工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために
営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について

令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要がある。

建設工事においては、設計図書(公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に規定する設計図書をいう。以下同じ。)の記載内容に関する確認への対応を含む現場への指示等(工事受注者に対する発注者の指示、承諾又は通知)の遅れが手待ちを生じさせ、生産性を低下させる大きな要因となる。また、現場への指示等に先立ち、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者の間での調整が必要となる場合が多い。

そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理し、下記のとおり取りまとめた。

営繕事業の実施に当たっては、下記事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むこととする。

記

1. 設計段階

(1) 設計条件の明示

設計業務の発注にあたっては、適正な履行期間を設定するとともに、次の①及び②に掲げる事項等に留意しつつ、発注者が求める設計条件を十分整理し、これらを適切に設計仕様書に反映させることが必要である。

① 諸条件の整理と適用基準

企画立案段階において、設計対象の施設に対するさまざまな要望や諸条件について十分に整理することが必要であることから、各種施策への対応及び施設管理者や入居官

署等の要望等について関係者と確認・調整を行う。

設計業務の発注にあたっては、これらの確認・調整の結果のほか、適用する標準仕様や基準類等の有無を含め、設計条件を整理して設計仕様書に明示する。

② 敷地や周辺の状況

敷地や周辺の状況は設計内容に与える影響が大きいいため、敷地の境界や高さ、土質や支持層等についての調査状況や周辺のインフラの状況のほか、地方公共団体が公表しているハザードマップ等、敷地や周辺の状況に関し考慮することが必要な情報について確認することが重要である。設計者がその他必要となる情報を収集のうえ、考慮することが必要な情報を円滑に把握することができるよう、これらの情報の確認状況について設計仕様書に明示する。

(2)適切な設計図書の作成に向けた取組み

工事の契約における設計図書が適切に設計条件を満たし、齟齬なく必要な情報を明示したもものとして作成されるよう、次の①から④に掲げる事項等に留意しつつ関係者間での確認、調整等を行う。

① 設計業務プロセス管理

設計業務を進めていくなかでは受発注者間で多くのやりとりが発生するため、伝達漏れや認識のずれなどが起きることがある。このため、設計業務において、質疑・要望や確認事項、これらに対する回答・対応状況等を一覧表に整理するなどして、設計条件や質疑・要望への対応状況(設計図書への反映状況を含む)の「見える化」を図る。これにより、伝達漏れや認識のずれを防ぎ、工事の円滑な進捗にもつながることが期待できる。

② 図面の整合性

意匠、構造、設備などの複数の分野にまたがった工事のため、分野ごとに作成される設計図書において、異なる分野の図面間の不整合が発生することがある。同一分野内、異なる分野間を問わず図面の不整合が発生しないよう、設計者が適切に対策を講じていることを確認する。

特に改修工事においては現場と図面内容に不整合が発生することがあるため、設計者が可能な限り正確に現況を把握して設計に反映させるよう適切に対策を講じていることを確認する。

「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」(令和2年3月31日国営計第153号、国営整第170号、国営設第193号)における対象業務については、分野内及び分野間の整合が確保された図面の作成のため、BIM(Building Information Modelling)を用いた干渉チェックや実施設計図書の作成を指定項目として設定する。

③ 設計段階における施工条件の確認

仮設・施工方法等は工事受注者の責任において定めるものであるが、その検討のために必要となる施工条件を関係者間で確認し、工事発注に際して明示することが必要である。

このため、現場事務所や資材置場等の設置場所、作業動線や搬入ルートなどに影響を与えるような、設計対象の施設の敷地や周辺の状況について関係者間で確認する。

また、庁舎での執務を続けながら実施する改修工事において、執務スペースの移動、部分的に使用不可となるスペース、什器類の移動等が発生する場合がある。工事に伴う騒音や振動、作業員の出入りの発生に対して、入居官署の業務内容や近隣の状況などにより施工可能な時間や曜日等に制約がある場合も多い。これらの制約条件等についても関係者間で確認する。

④ 指定仮設の確認

③に示した施工条件の確認の結果、仮設・施工方法等を発注者が予め決定しておく必要があり、指定仮設として設計図書に明示する場合は、当該指定内容が③に示した施工条件を適切に踏まえたものとなるよう関係者間で確認する。

2. 施工段階

(1) 余裕期間の設定による工事受注者等の業務の平準化

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日国営計第75号ほか)において、「余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用すること。」とされていることを受けて、営繕工事においても余裕期間制度を活用しているところである。

余裕期間を設定することで、必要に応じて工事受注者等が関係者間調整の準備をすることも可能となると考えられることから、このような観点も考慮して余裕期間制度を活用した発注を積極的に行う。

(2) 遅滞ない設計意図伝達、質問・協議への対応

施工段階の関係者間調整を円滑化するためには、設計者の設計意図を工事受注者等に遅滞なく伝達するほか、工事受注者からの質問・協議への対応を迅速に実施することが不可欠である。このため、設計意図伝達業務委託においては、検討、報告等の期限が設定された場合はこれを遵守することなどを契約事項とするほか、工事受注者と監督職員の間においてはワンデーレスポンスに取り組む。

(3) 納まり等の調整の効率化

営繕工事においては、施工図等の作成に当たり、関連工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討することを工事受注者に求めている。次の①又は②に例示する各種ツールの活用の促進等に取り組む等により、納まり等の調整の効率化や関係者間調整の円滑化を図る。

① 納まり等の調整用図面作成の効率化

工事受注者が納まり等の調整を行うに当たって、施工上密接に関連する各工事の情報を一元化した調整用の図面を作成する場合は、使用する表示記号についてのルール作成等において、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」((公社)日本建築士会連合会)を参照してもらうことなどにより、図面作成の効率化を図られるよう取り組む。

② BIMの活用促進

「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」における対象工事において、納まり等の円滑な調整に資する取組みを促進するため、BIMを用いた干渉チェックの実施を推奨項目として設定する。

(4) 情報共有や検討等の迅速化

関係者は設計意図を踏まえた納まり等の調整状況等についての情報を共有し、必要に応じて検討等を行うこととなる。また、そのうえで現場での指示等の内容として確定するため、監督職員の確認等が必要となる事項もある。これらのために必要となる調整を円滑化するため、次の①から③に掲げる取組みにより関係者間の情報共有や検討等の迅速化を図る。

① 関係者が一堂に会する会議の早期開催

工事全般に関する情報共有、質疑応答、懸案事項の調整・検討等を目的とし、工事着手以降速やかに、また継続的かつ適切な頻度で、施設管理者等を含む関係者が一堂に会する会議が開催されるよう、工事受注者と調整する。また、WEB会議の活用については「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」を踏まえて調整する。

会議においては、設計図書(質問回答書を含む。)の内容について関係者間の認識が共通のものとなるよう確認を行うほか、検討すべき事項を抽出し、各事項の検討に係る期限や担当する関係者を定め、関係者間で共有する。また、発注者が検討すべき事項について遅滞なく検討を行うとともに、他の関係者が検討すべき事項について検討状況を把握し、遅滞なく検討が行われるよう関係者間での調整を行う。

なお、会議は常に関係者が一堂に会する必要はなく、分野毎に必要な関係者のみに参加を求めるなど、開催時期や目的に応じて適切に参加者を設定する。また、会議

の内容に応じて必要な情報については参加者以外にも適宜情報共有されるよう、調整する。

② 情報共有システムの活用促進

情報の一元管理による情報共有の迅速化が図られるよう、「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」に基づき、原則として全ての営繕工事を対象に発注者指定により情報共有システムの活用を実施する。(ただし、小規模なもの、工期の短いものなど整備局等において実情に応じ除外するものを除く。)

③ 遠隔臨場の活用促進

監督職員の臨場に伴う工事受注者の手待ち時間の削減や確認書類の簡素化が図られるよう、「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」に基づき、原則として全ての営繕工事を対象に発注者指定により遠隔臨場の活用を実施する。(ただし、施工場所が近隣であるものなど整備局等において実情に応じ除外するものを除く。)

(5) 設計図書の変更への対応

設計図書の誤謬などによるもののほか、工事の当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが工事の進捗とともに生じた場合、改修工事において設計段階での現況把握が困難な箇所などについて現場と図面等の不整合が生じた場合など、工事内容の変更等が必要となる場合がある。

このような場合には、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(令和元年10月18日閣議決定)に、「工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。」とされていることを踏まえ、適切に対応する。

なお、具体的には「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成27年5月(令和2年6月一部改定))を参照する。

官庁営繕事業におけるBIM活用の取組

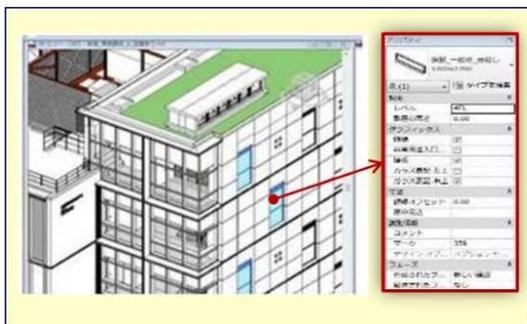
EIRを適用した設計業務、工事①(概要)

- 令和5年度から、全ての新営設計業務及び新営工事において、**EIR※（発注者情報要件）を原則適用。**
 - ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、**BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。**
 - ・全ての新営設計業務及び新営工事には、**BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。**
 - ・BIM伝達会議において**工事受注者に設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。**
- 上記によりBIM活用を推進することで、設計業務及び工事の**品質の確保及び事業の円滑化を図る。**

※Employer's Information Requirements

設計段階

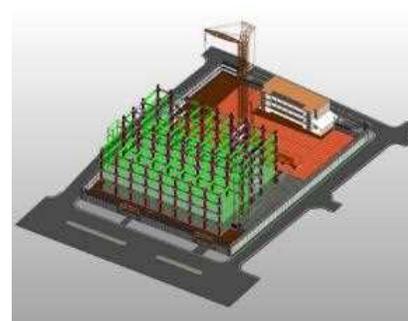
- ①新営設計業務の発注段階に**EIRを提示。**
- ②延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、EIRに**指定項目を設定。**
全ての新営設計業務には、EIRに**推奨項目を設定。**
- ③ **設計BIMデータ、設計BIMデータの説明資料を作成。**



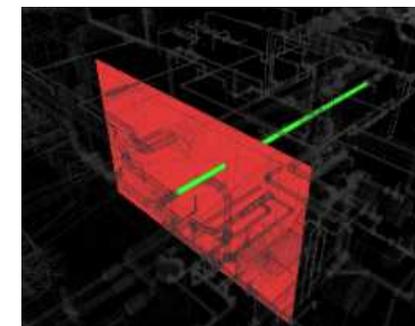
設計BIMデータ

施工段階

- ①新営工事の発注段階に**EIRを提示。**
- ②EIRには、**推奨項目を設定。**
- ③工事契約後の**BIM伝達会議**において、工事受注者へ**設計BIMデータについて説明。**
発注者から工事受注者へ**設計BIMデータを貸与。**



仮設モデル



干渉チェック

EIRを適用した設計業務、工事②(EIRについて)

- EIRは、発注仕様書の一部として提示するBIM活用に関する要件。
BIM活用の項目及びその実施内容、成果品、設計BIMデータの貸与等の要件を示すもの。

BIM活用の項目及びその実施内容

○新営設計業務

◎：指定項目 ○：推奨項目

	BIM活用の項目	延べ面積 3,000㎡以上	延べ面積 3,000㎡未満
基本 設計 段階	建築物の外観及び内観（一部）の提示	◎	○
	概算工事費の算出	○	○
	設備計画の検討及び干渉チェック	○	○
	設計条件の適合確認	○	○
実施 設計 段階	実施設計図書（一般図等）の作成	◎	○
	概算工事費の算出	○	○
	実施設計図書（詳細図）の作成	○	○

○新営工事

○：推奨項目

BIM活用の項目	規模によらず
施工計画、施工手順等の提示	○
干渉チェック	○

※指定項目又は推奨項目以外についても、受注者におけるBIM活用が可能。

成果品として提出するBIMデータ等

○新営設計業務

- 指定項目として、**実施設計図書（一般図等）の作成**を設定する場合
 - 実施設計図書の作成に係る**BIMデータ**
 - 実施設計図書の作成に係る**BIMデータ説明資料**※
※BIMデータのうち、2次元加筆の内容を示す資料
- 推奨項目のみを設定する場合
 - 成果品の提出は求めない

○新営工事

- 推奨項目のみ設定する場合
 - 成果品の提出は求めない

設計BIMデータの貸与等

- 発注者は、工事受注者への貸与が可能である設計BIMデータがある場合には、**BIM伝達会議を開催**。同会議において、設計意図伝達業務受注者から**工事受注者へ設計BIMデータ及びBIMデータ説明資料を用い説明する**。
- 工事受注者が設計BIMデータを活用する場合には、発注者から**工事受注者へ設計BIMデータを貸与する**。

EIRを適用した設計業務、工事③(技術基準について)

BIM活用の考え方、手続、EIRの作成要領等を技術基準として示すことにより、受発注者双方におけるBIM活用の円滑化・効率化を図る。

①「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」の改定

○主な改定点

- ・ **ガイドラインの名称を変更**（「BIMモデルの作成及び利用」→「BIM活用」）。
- ・ 官庁営繕事業における**BIM活用の考え方に関する記載を追加**。
- ・ EIRの作成に関する事項は削除し、新規制定する②実施要領に必要な内容を記載。
- ・ 設計及び施工段階におけるBIM活用の方法に関する表現を適正化。

②「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」の新規制定

○主な内容

- ・ 官庁営繕事業における**BIM活用に係る手続、EIRの作成要領等を記載**。
- ・ **EIRの様式を参考例示**。

「BIM連携積算」の試行について①（現状と課題）

BIM活用の現状

【積算事務所の現状】

○BIM連携積算を実施している積算事務所は少ない [積算事務所の約2割※]

【官庁営繕事業におけるBIM活用の現状】

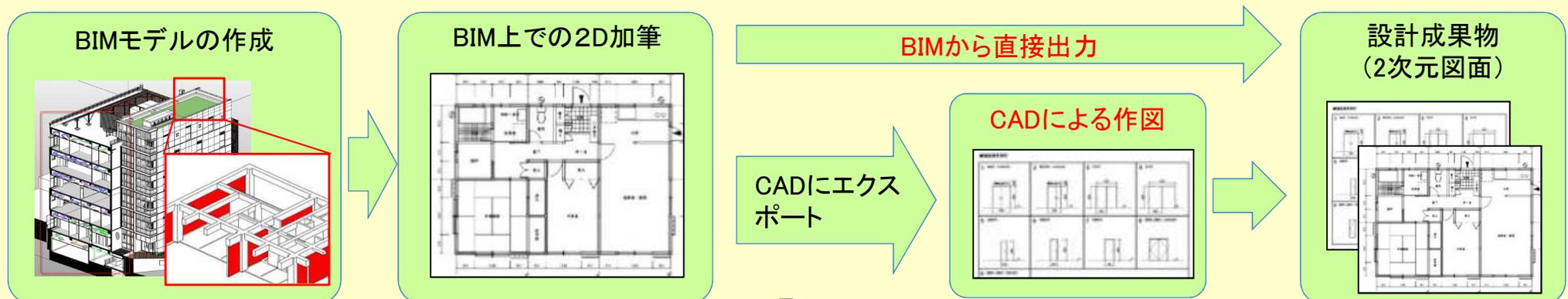
- 契約図書はあくまでも2次元図面（BIMデータとの相違があった場合は2次元図面が正）
- BIM活用の対象工事は新営のみ（改修工事は対象外）
- BIMデータが作成される範囲は限定的（設計時は詳細は入力されない）
- 変更設計にはBIMは活用されていない

※（一社）日本建築積算事務所協会会員企業へのアンケート結果（R4.9~R4.10）回答者35のうち、「実施している」との回答者は8（約23%）

BIMデータを活用した積算業務の取組推進に向けた課題

- [ワークフロー] 設計者と積算担当者との役割分担について、両者の認識に違いがある
（積算に必要な情報が抜けている場合、誰がデータを入力するか、など）
- [モデリング・入力ルール]（詳細度の定めがないため）積算に必要な情報が十分入力されない場合がある
- [積算基準] 数量は積算基準類と整合させる必要があるが、BIMデータだけでは対応できない
- [技術力] 知識・技術力の向上が必要

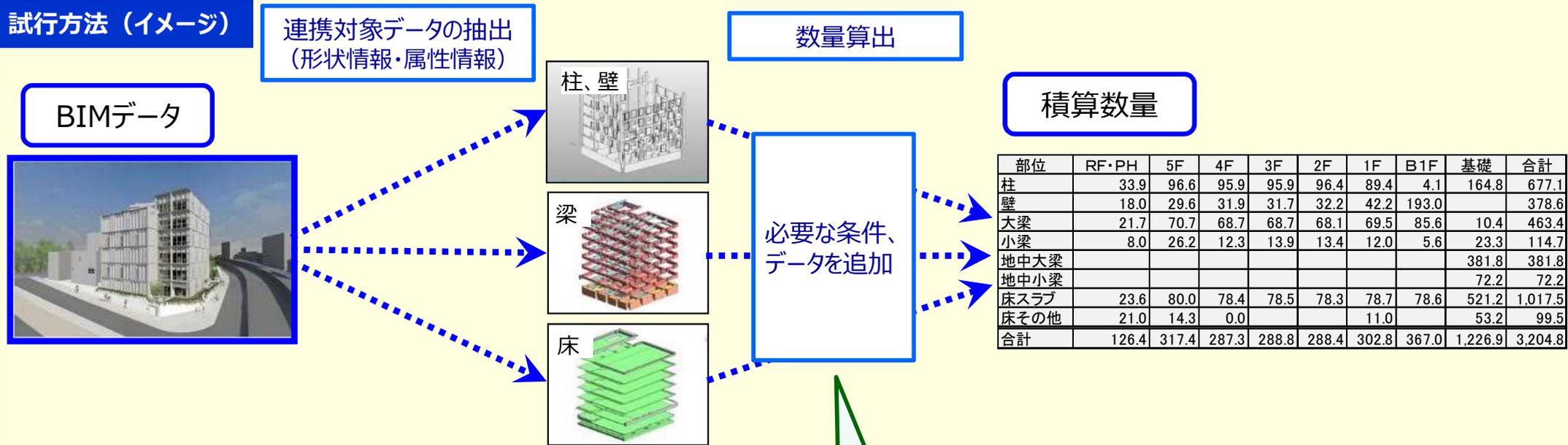
● BIMを活用した設計成果物作成の流れ（現状・新営の場合）



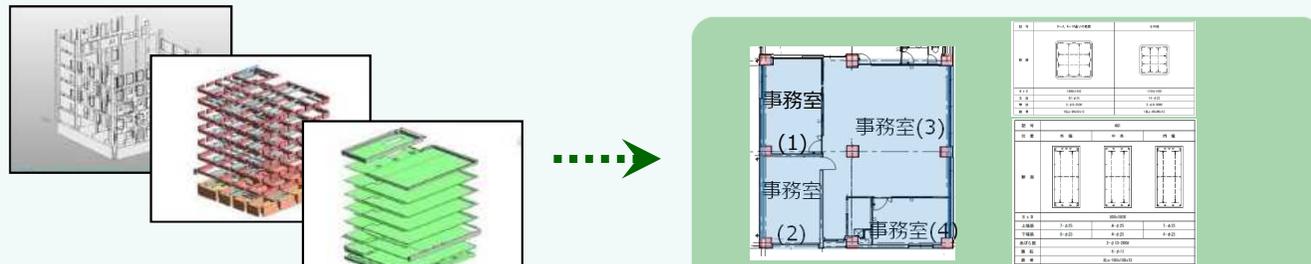
「BIM連携積算」の試行について②（試行概要）

- 積算業務の効率化に向け、官庁営繕事業の新営設計業務において、**BIMデータを活用した積算業務（BIM連携積算）**を試行
- **BIMデータから**、連携対象とする部位の**形状情報と属性情報を抽出**し、これに「公共建築工事積算基準」等の規定に基づく条件など、**積算に必要な条件やデータ等を追加**して、積算を行う

試行方法（イメージ）



※ BIMデータとデータ連携が可能な積算ソフトウェアの利用も可能



積算ソフトウェア上で条件、不足情報等を加え、数量算出

「BIM連携積算」の試行について③（まとめ）

1. BIM活用の目的 設計・積算業務の効率化

2. 積算業務におけるBIM活用に関する現状と課題

(1) BIM活用の現状

- BIM活用の経験のある積算事務所は少ない
- 契約図書はあくまでも2次元図面。BIM活用の対象・範囲は一部のみ※

※対象工事は新営工事の一部で、当初設計分のみ。データ作成範囲は設計者により異なるが概ね構造データ及び一般図レベル程度

(2) BIM活用の課題

- 設計・積算担当者間での役割分担の認識の違い
- 積算に必要な情報の入力不足（詳細度の定めなし）
- BIMデータだけでは積算基準類との整合性の確保が困難
- BIM連携積算に習熟した技術者が不足する恐れ

3. 積算業務におけるBIM活用の試行概要（令和5年度～）

方針 : BIMデータの形状情報や属性情報を利用しつつ、これにその他積算に必要となる条件やデータ等を追加することにより実施（BIM連携積算のために、すべてをBIM化することを前提としない。）

対象工事 : EIRを適用する設計業務のうち、延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務（原則）

実施内容 : 対象部位※の積算（データ不足の場合は要因を整理）、効率的な拾い・集計方法の検討（対象部位以外）等（一部でも可）

※対象部位 : 構造体（柱・梁・床・壁等）、非構造部材（外壁仕上、間仕切下地、窓、扉）

4. 積算業務におけるBIM活用の拡大に向けた取組・検討事項（試行を通じて継続的に検討）

- 設計者と積算担当者のワークフロー（役割分担）の整理
- 効率的なBIM連携積算の実施に向けたBIMデータの入力ルールの整理（BIMデータの詳細度の目安等）
- 効率的な数量算出の実施に向けたデータの抽出・付加及び補正方法等の整理（積算基準の検証を含む）
- BIM連携積算に習熟した技術者の増加に資する取組の実施（ガイドラインの作成・普及、説明会等の実施等）

令和 5 年 3 月 30 日
大臣官房官庁営繕部
整備課

省庁統一書式の見直しによる書類の省略・簡素化の促進

～公共建築工事標準書式を改定～

国土交通省は、令和 5 年 4 月 1 日に関係省庁で統一的に用いられる「公共建築工事標準書式」を改定し、これまで独自で進めてきた「書類の省略・簡素化」等に対応する内容を反映させることで、関係省庁においても同様の取組ができるよう、統一書式の改善を行いました。

○国土交通省では、公共建築工事における働き方改革及び円滑な施工確保対策を実現するため、これまで書類の省略、書式の簡素化等を実施してきました。

○今般、関係省庁連絡会議において国土交通省の取組を反映することで、「公共建築工事標準書式」全 28 書式のうち 22 書式の改定を行うことで「書類の省略・簡素化」を促進するものです。

○改定概要

ポイント1 書類省略・簡素化ができる書式を例示

他の工事関係書類等に必要な項目を記載するなどにより記載内容を減らし、書類の省略や簡素化が可能である書式を明確化。

ポイント2 スライド種別毎の書式に対応

昨今の物価高・資材高騰に対応して各種スライド条項の適用が増加することを踏まえ、新たにスライド種別毎の書式を提供し、手続きを簡素化。

ポイント3 週休二日、適正工期確保に対応

週間工程表及び月間工程表において、現場閉所日、現場休息日、概成工期の記載欄を追加し、週休二日や概成工期を受注者に意識させ、工程管理を適正化。

その他、受注者の作成手間を削減するための改定を実施。

URL: https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#4-3



問い合わせ先

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室 前田、沼澤

TEL:(03)5253-8111(内線 23463,23464)、(03)5253-8239(直通)

公共建築工事標準書式改定概要

■ 改定概要

- 【書式全体】
 - ・現行の書式で他の工事関係書類等に記載するなど簡素化が可能な書式にその旨を参考として例示する。
 - ・契約書に基づき提出する書式について、各省庁契約書条項の記載が不要な表現に改める。
- 【様式 15、16、28】
 - ・「により」を「基づき」に変更。
- 【様式 1（1） 現場代理人等通知書】
 - ・現場代理人の備考欄に※1を付し、注意書きに「現場代理人は、経歴書を提出しなくてもよい」を追記。
- 【様式 4－1 建設業退職金共済制度掛金収納書（電子申請方式）】
 - ・退職金ポイント購入額の単価金額を削除し、単価は建設業退職金共済事業本部のHPで確認することを※を付し記載。
- 【様式 8 賃金又は物価変動に基づく請負金額の変更請求について】
 - ・現行の書式を削除し、新たにスライド種別毎の書式に更新する。
- 【様式 19 週間工程表】【様式 20 月間工程表】
 - ・現場閉所日、現場休息日、概成工期の記載欄を追加。
 - ・用語の説明として標準仕様書の概成工期についての記述を追記。
- 【様式 24 修補完了報告書】
 - ・（工事名）を（検査の種類）に変更
- 【様式 25 是正等措置請求書】
 - ・他の様式に合わせ、受注者提出用の書式に変更。
- 【様式 27 指定部分完成通知書】
 - ・出来高予定額については不要であるため記載項目を削除
- その他
 - ・将来の書式のあり方として、現在の様式を定める形式から各書式に記載すべき項目を示し、各構成員が必要とする項目を組み合わせて必要な様式を作成できるように今後検討を進めることとし、今回は現行の記載項目を整理したものを参考として作成する。作成した資料は国交省HPにも掲載する。

公共工事における働き方改革の取組等について

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課
入札制度企画指導室

- 1. 建設産業の現状**
- 2. 週休2日の取組及び適正な工期の確保**
- 3. 円滑な価格転嫁の取組**
- 4. 施工時期・業務の履行時期の平準化**
- 5. 業務に関するプロポーザル方式・
総合評価落札方式の導入**

1. 建設産業の現状

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

(一社)仙台建設業協会
地震発生直後より避難所の
緊急耐震診断等を実施。
同日18時には若林区にて
道路啓開作業を開始。



熊本地震

(一社)熊本県建設業協会
地震発生直後より県との
「大規模災害時の支援活動
に関する協定」に基づいて
支援活動を実施



通行不能の交差点での応急工事



道路啓開(倒木・土砂の撤去)

【インフラメンテナンスの必要性】

社会資本の老朽化による被害



米・ミシシッピ川の高速度道路橋の落橋
(2007年) (出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋の落橋
(2007年)

現下の建設産業の課題

【建設業の働き方改革の促進】

長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

【建設現場の生産性の向上】

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

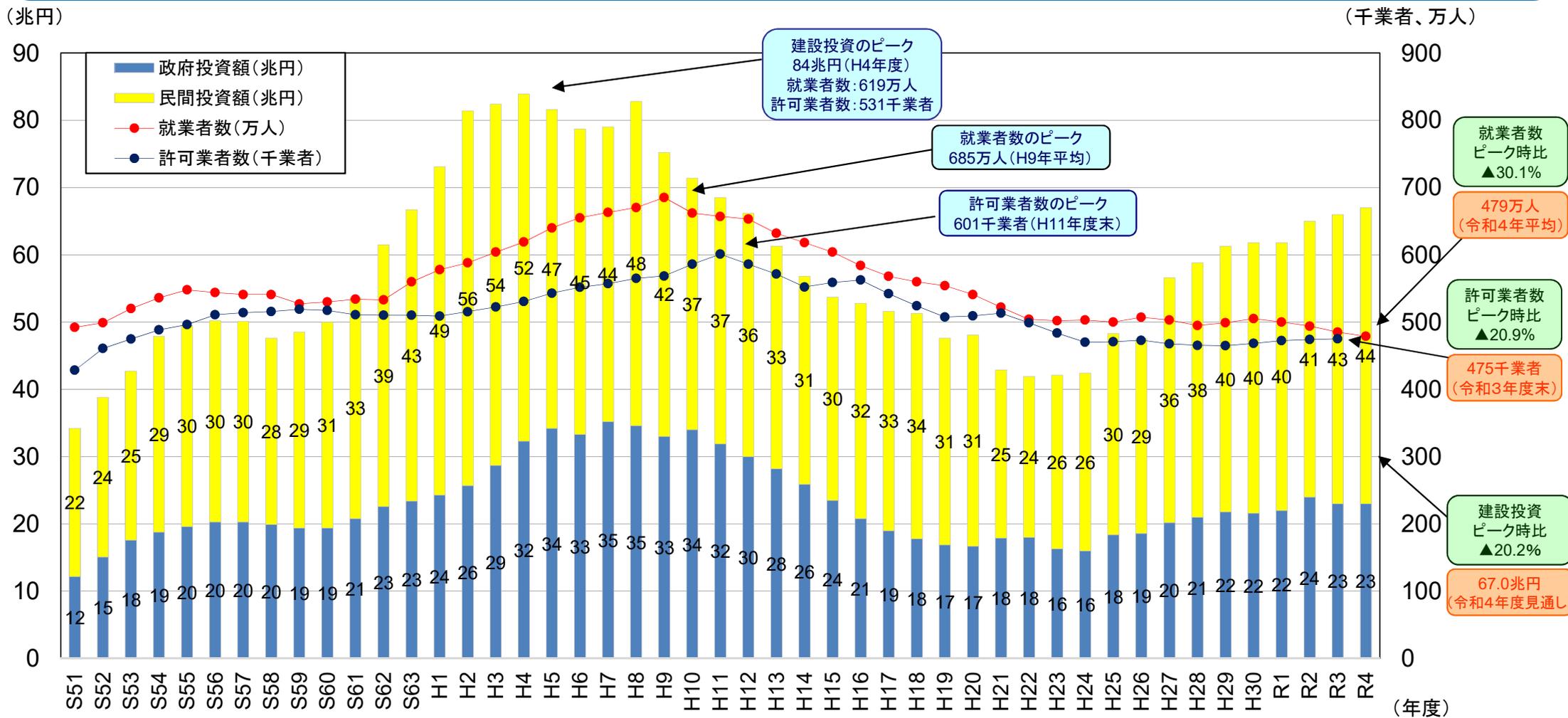
【持続可能な事業環境の確保】

地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和4年度は約67兆円となる見通し（ピーク時から約20%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和4年平均）は479万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和元年度(2019年度)まで実績、令和2年度(2020年度)・令和3年度(2021年度)は見込み、令和4年度(2022年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

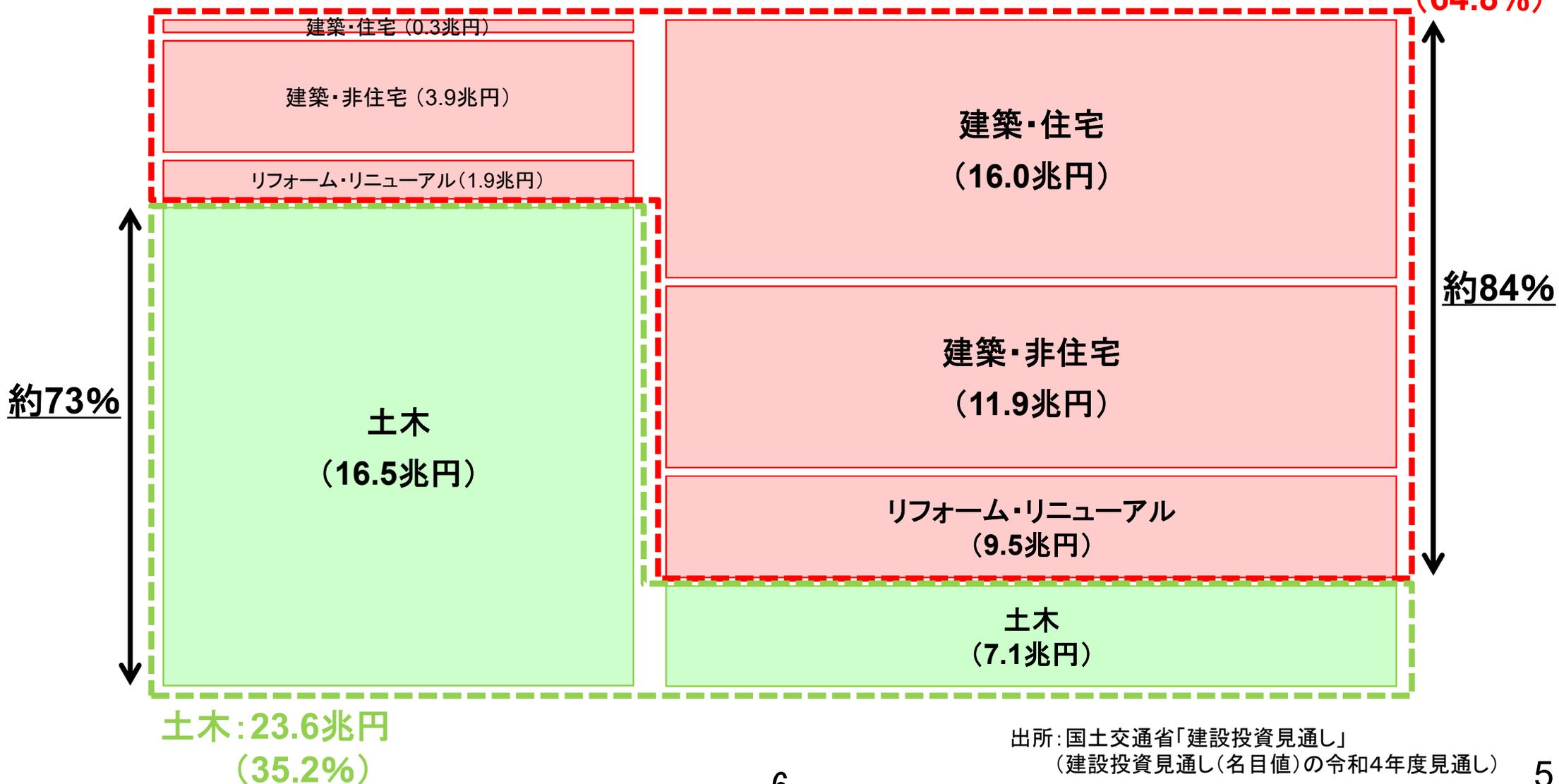
注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

- 建設投資市場においては、公共事業が約3割を占める。
- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。

【公共 22.5兆円】

【民間 44.5兆円】

建築: 43.4兆円
(64.8%)



出所: 国土交通省「建設投資見通し」
(建設投資見通し(名目値)の令和4年度見通し)

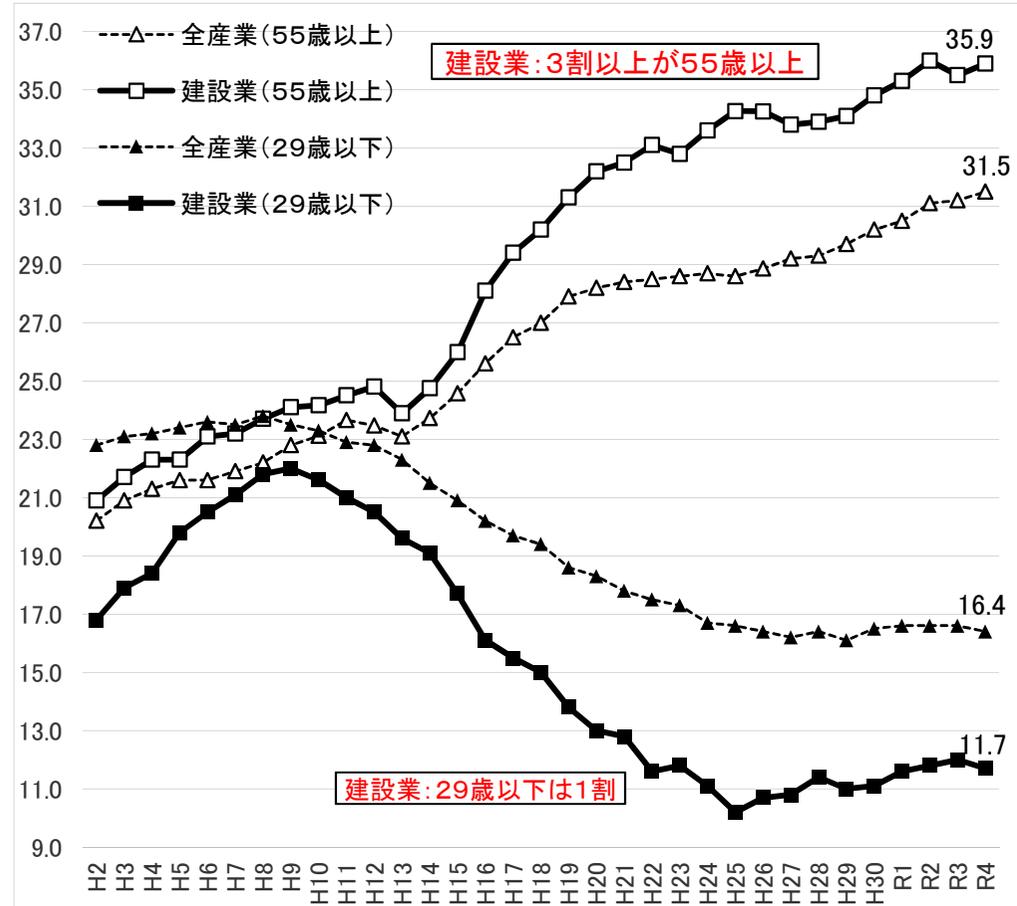
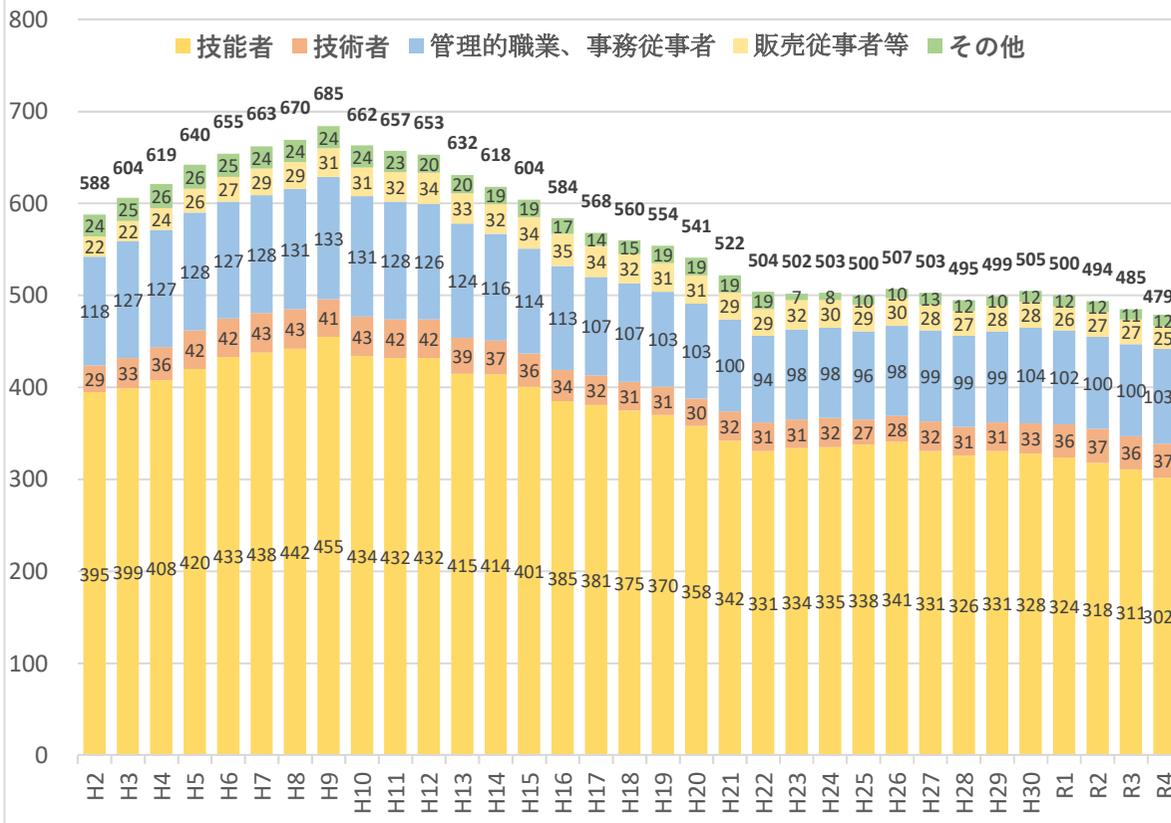
技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

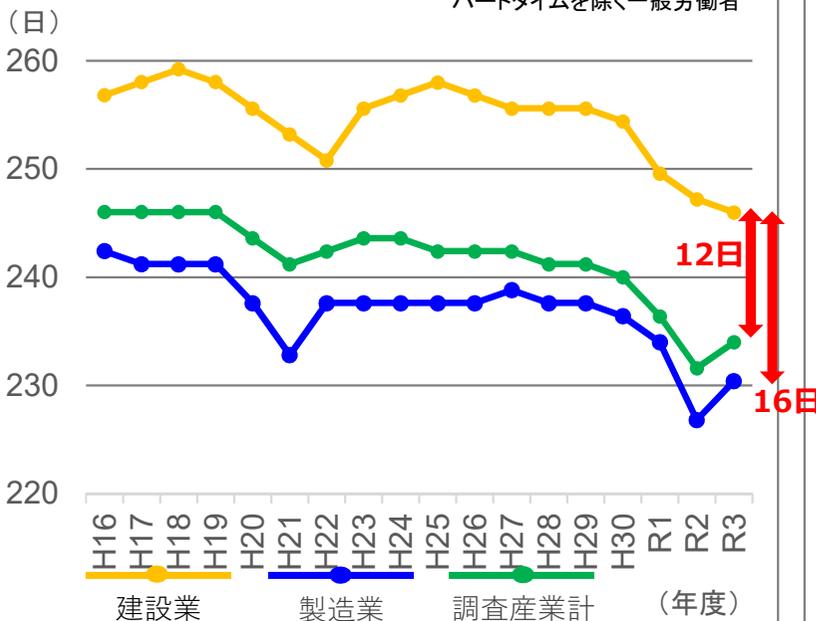
➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

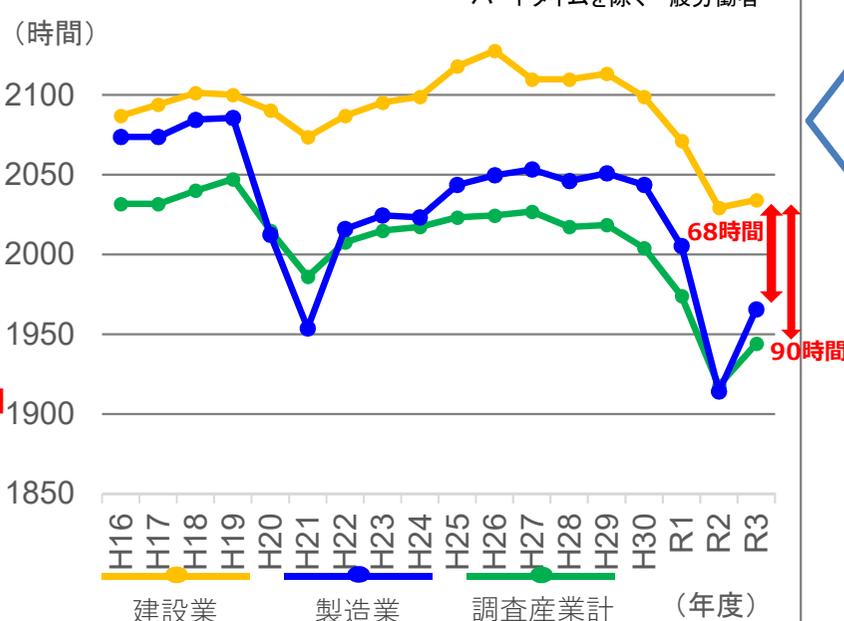
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者

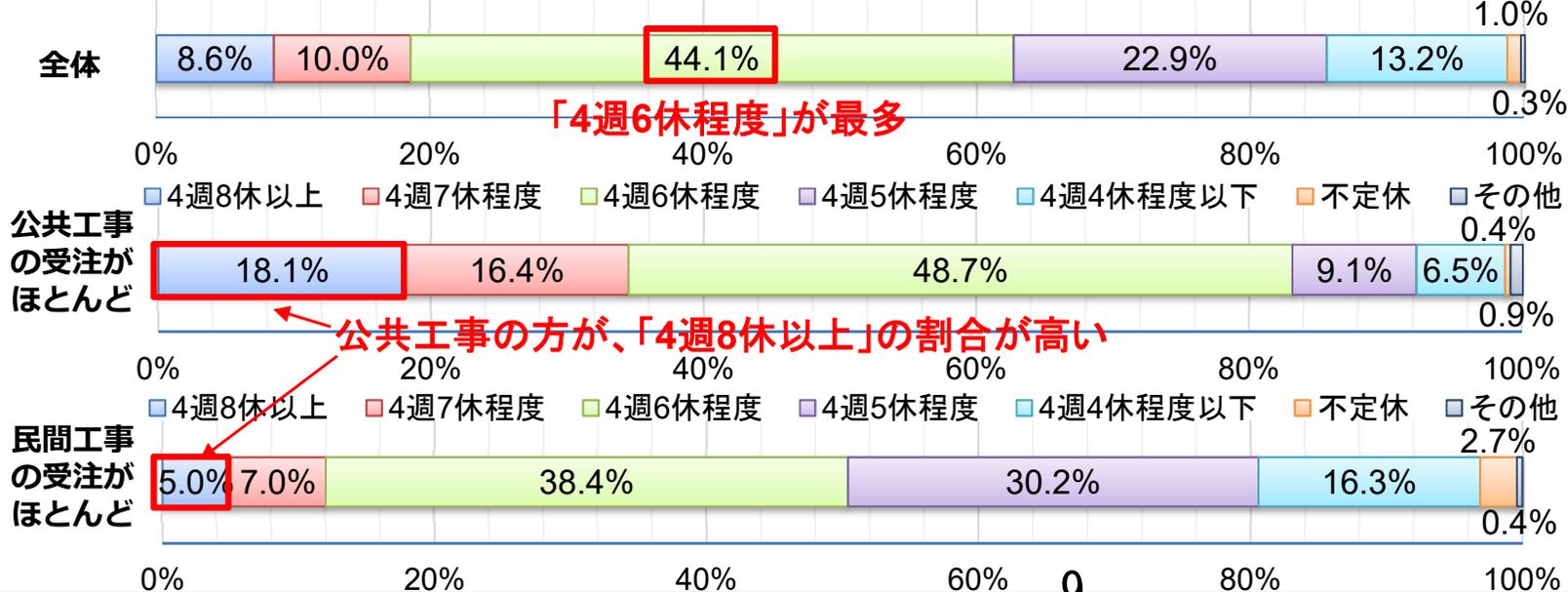


年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

■4週8休以上 ■4週7休程度 ■4週6休程度 ■4週5休程度 ■4週4休程度以下 ■不定休 ■その他



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

2. 週休2日の取組及び適正な工期の確保

適正な工期設定

- 令和元年の公共工物品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事**で**発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大**。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**。

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

働き方改革の推進 - 工期の設定に当たっての休日の考慮

令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○ ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることとなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

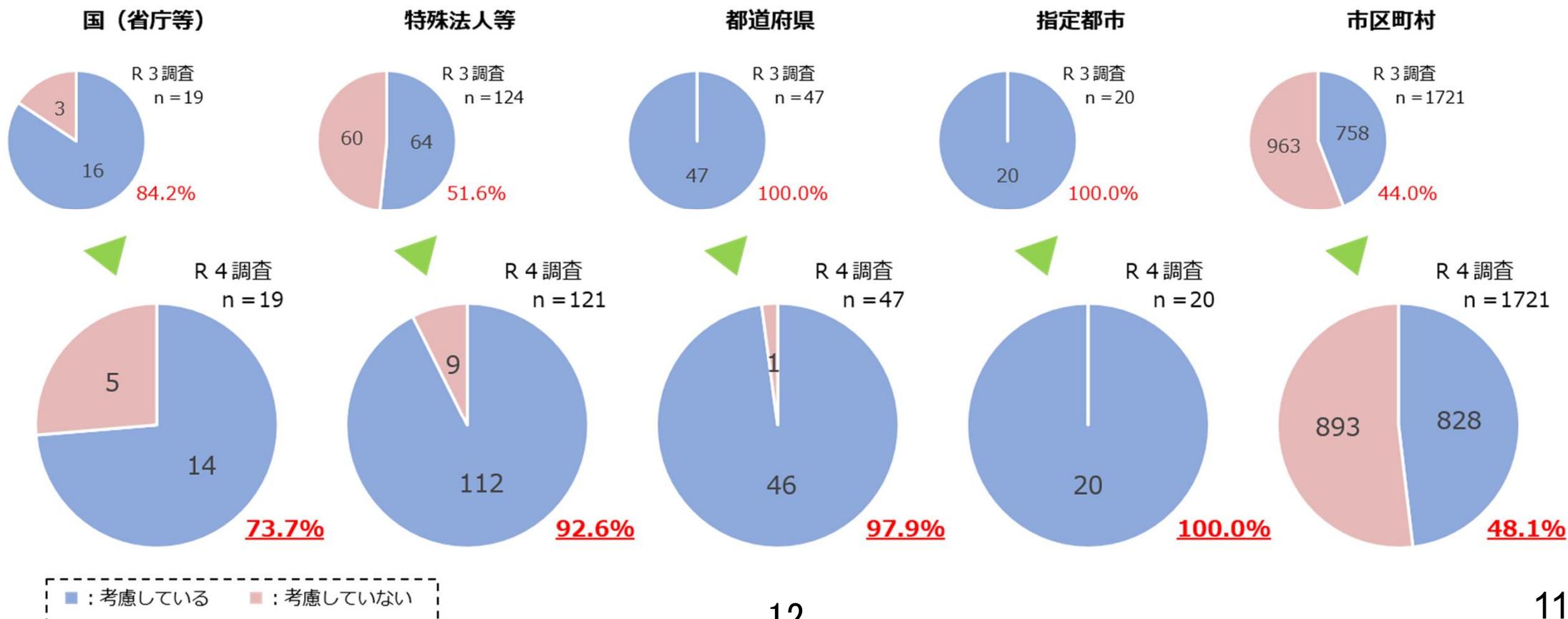
○ ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ヘ (略)

<適正化指針:第25(1)>

工期の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している団体は、特殊法人等・都道府県・指定都市では9割超だが、国では約7割、市区町村では5割未満にとどまる。



働き方改革の推進 - 週休2日工事等の実施

令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○・・・根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

○・・・工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

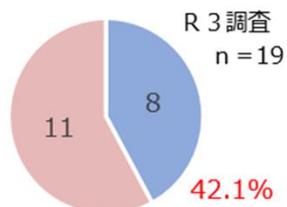
イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ヘ (略)

<適正化指針:第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体は、都道府県・指定都市では全てだが、国では4割未満、特殊法人等・市区町村では2割未満にとどまる。

国(省庁等)



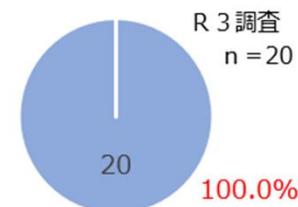
特殊法人等



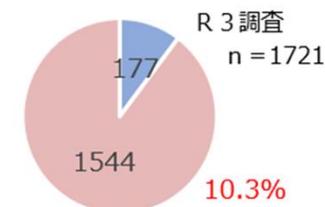
都道府県



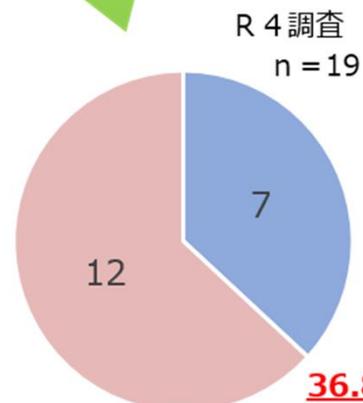
指定都市



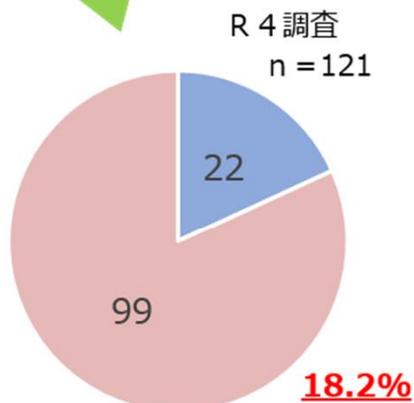
市区町村



国(省庁等)



特殊法人等



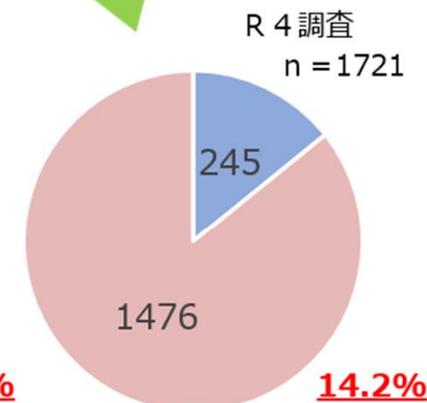
都道府県



指定都市



市区町村



■ : 実施している ■ : 実施していない

令和3年度における週休2日の取組状況(都道府県)

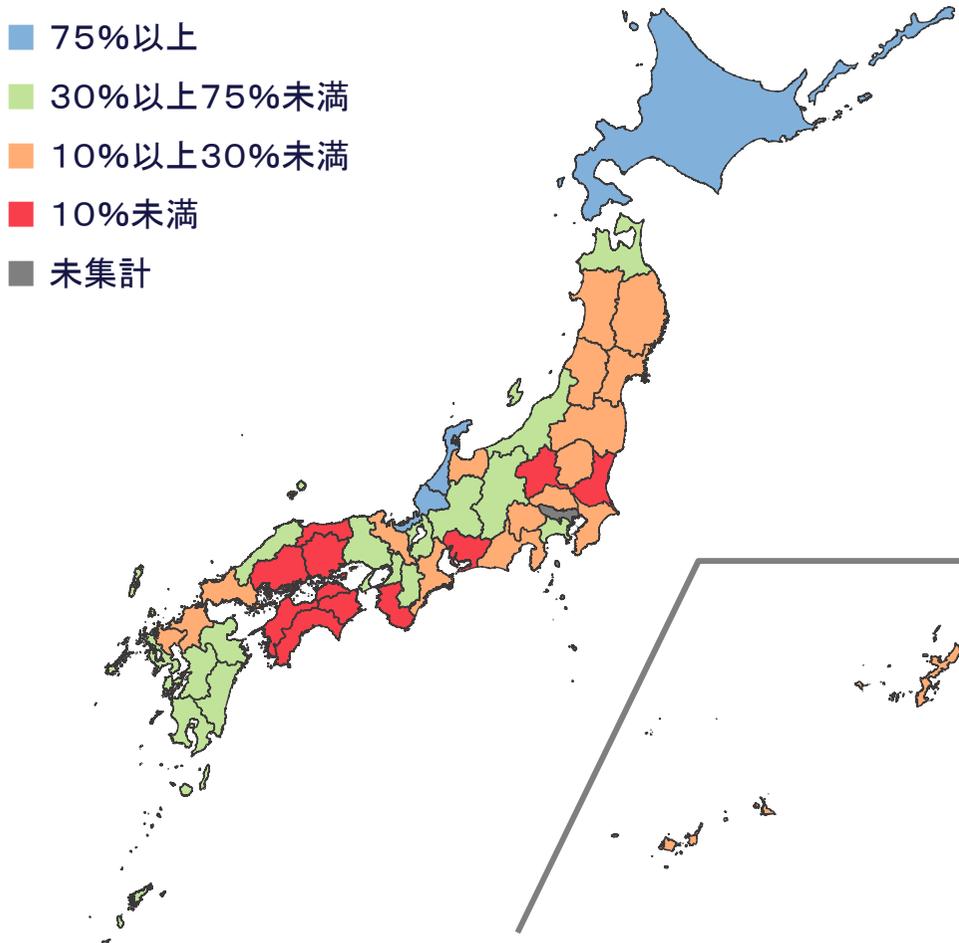
●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和3年度における週休2日達成率について集計

・週休2日達成率 = $\frac{\text{4週8休達成件数}}{\text{令和3年度工事完了件数}}$

<定義>

- ・対象期間 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和3年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和3年度週休2日達成率



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	88.9%	新潟県	42.3%	岡山県	8.7%
青森県	47.4%	富山県	12.4%	広島県	3.4%
岩手県	15.3%	石川県	86.4%	山口県	13.8%
宮城県	13.8%	岐阜県	34.4%	徳島県	4.3%
秋田県	18.3%	静岡県	26.9%	香川県	9.0%
山形県	12.5%	愛知県	9.6%	愛媛県	7.5%
福島県	12.0%	三重県	20.6%	高知県	6.4%
茨城県	7.9%	福井県	76.5%	福岡県	11.5%
栃木県	28.5%	滋賀県	71.4%	佐賀県	28.0%
群馬県	4.9%	京都府	18.6%	長崎県	45.7%
埼玉県	16.5%	大阪府	57.4%	熊本県	40.9%
千葉県	27.7%	兵庫県	45.7%	大分県	72.0%
東京都	未集計	奈良県	72.1%	宮崎県	48.0%
神奈川県	34.7%	和歌山県	5.8%	鹿児島県	38.9%
山梨県	29.4%	鳥取県	8.0%	沖縄県	21.3%
長野県	62.1%	島根県	45.3%	全国平均	30.7%

(全国平均は単純平均にて算出) 13

取組が進んでいる理由【週休2日達成率75%以上】

- ・取組開始後相当期間が経過し、週休2日の意識が業界に浸透してきたため。
- ・原則、全ての土木工事を週休2日の対象とし、適正工期の設定や債務負担行為等の活用を実施しているため。
- ・災害復旧を除く全ての工事において週休2日に伴う必要な経費を当初設計で計上するなど、受注者の積極的な取り組みを促しているため。
- ・発注者指定型を増やすことで、入札参加段階から企業の週休2日の取組に対する意識が強まったため。

取組の進捗が芳しくない理由【週休2日達成率30%以上75%未満】

- ・発注者指定型を原則としたことで取組件数は増えたが、受注者希望型の取組件数が比較的少ない。
- ・施設利用者がいながらの工事件数が多く、工期の制約上、週休2日に取り組めなかったため。
- ・週休2日工事の実施状況を確認するための実施工程表の作成など、週休2日を取り組む上で別途必要となる資料作成等が受注者にとって負担となっており、進捗が芳しくないものと推察する。
- ・受注者希望型での発注で取り組んでいるが、週休2日を希望しない業者が多いため。
- ・発注者指定型を増やすことで取組件数は増えたが、隣接工事との兼ね合いや天候不良、日給制の労働者の賃金減少などの理由から4週8休の水準までは達していない工事が多い。

取組が進んでいない理由【週休2日達成率30%未満】

- ・受注者希望型での発注が多く、降雨等による不確定要素や工程計画上の理由から希望しないケースがあるため。
- ・県の定める標準工期が短いとの理由から業界の理解が得られないため。
- ・学校行事等との調整により作業日が夏休み等の一定期間内に集中する傾向があり、土日の作業も必要となることが多いため。
- ・受注者希望型での発注が多く、週休2日の実施による工事期間の増加に伴う必要経費の増加や、日給月給制の労働者の収入確保、下請企業や関連工事との工程調整等の理由から週休2日を希望しない企業が多いため。
- ・災害復旧等の工事の他、工期や現場条件上の制約等から週休2日対象外工事としているものがあるため。
- ・週休2日への取組を進めている段階であり、今後対象工事を増加する予定であるため。

3. 円滑な価格転嫁の取組

(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)

Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

- **賃上げ・価格転嫁対策**（内閣官房、経済産業省、公正取引委員会、国土交通省、厚生労働省）
 - 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買ったたき」などに対する取締りを強化するなど、取引適正化の取組を進める。
 - 建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図る。
 - アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材の取引に関係する事業者等への働きかけを行うとともに、資材価格等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保が図られるよう、公共発注者等に対して周知徹底を行う。

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を**適切に設定**すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省製造産業局長・国交省不動産・建設経済局長** → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)
(**両省の連携により発出**)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ

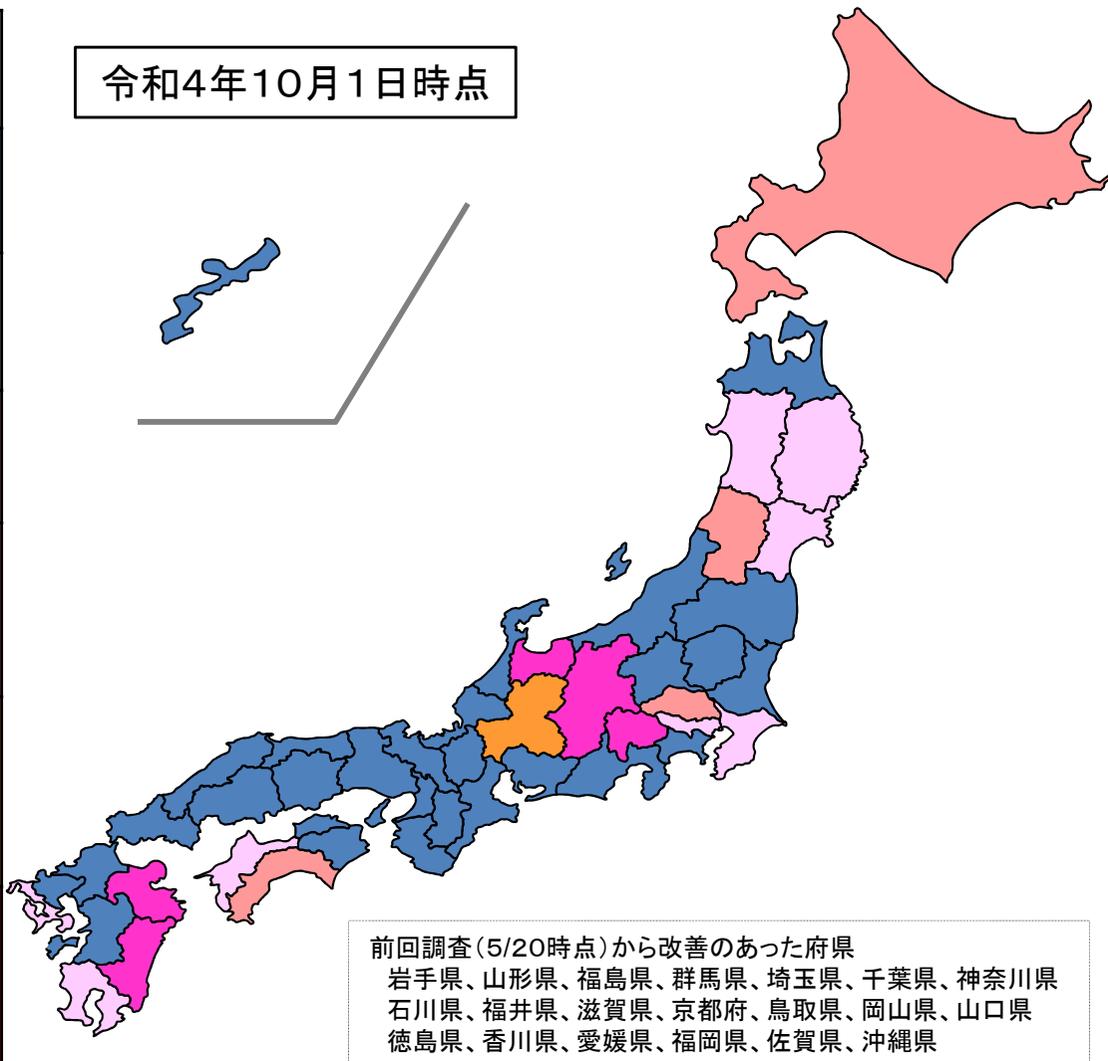
- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定**や**必要な契約変更の実施**について要請

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

- 都道府県が予定価格^{※1}の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 物価資料を引用している^{※2}材料単価については、29団体が、毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用。

材料単価の設定状況		都道府県数
I	全ての資材で「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」	29
II	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」)	8
III	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	4
IV	全ての資材で「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」	5
V	主要な資材は「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	1
VI	最新の物価資料の掲載価格を引用していない (年数回更新)	0

令和4年10月1日時点



前回調査(5/20時点)から改善のあった府県
 岩手県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県
 石川県、福井県、滋賀県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県
 徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、沖縄県

※1 入札時の当初の予定価格

※2 複数の物価資料の掲載価格の平均値を採用している 又は 一つの物価資料の掲載価格を引用している

- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」を公表。

独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - － 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、**発注者が積極的に協議の場を設けることが適切**
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - － 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

緊急調査の結果



発注者

「受注者からの価格引上げ申入れがない」
「期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内である」
「要請があった受注者に対応しているため、要請がない受注者への対応が間に合わない」



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に申し出ることは難しい」
「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



受注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、
価格が据え置かれているケースが多数

《総合工事業について》 サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
(主な発注者)

総合工事業
(受注者/発注者)

窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業
(主な受注者)

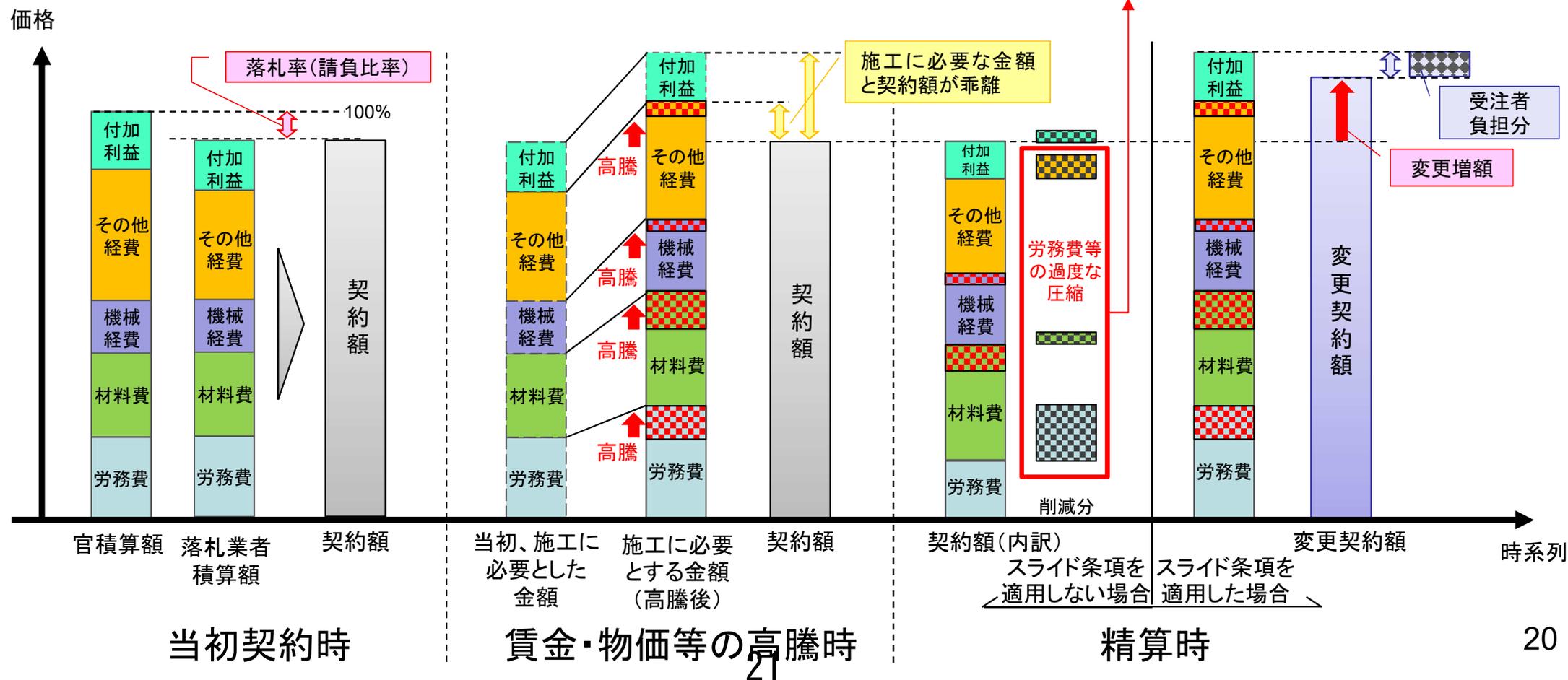
事例：取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

スライド条項とは(公共工事標準請負契約約款第26条)

- スライド条項とは、工事の請負契約書における、賃金や物価の変動により当初契約時の請負代金額が不相当となった場合の請負代金額の変更に関する条項のこと
- 建設工事における請負契約関係の片務性を是正することを目的に、公共工事標準請負契約約款や国土交通省直轄工事に使用される工事請負契約書では第26条に規定されている。

- 価格変動が通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 価格変動が通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は片務的で不適切
→スライド条項を適用せずに、受注者のみに過度な負担を求めると、下請へのしわ寄せや粗雑工事等に繋がる懸念



(参考)標準請負契約約款の概要

標準請負契約約款は、**請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化**のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、**中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告**するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第34条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

種類

① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

各発注機関の契約書（一例）

実施
勧告

○国：国土交通省「工事請負契約書」

○地方公共団体：岐阜県「工事請負契約書」、「工事請負契約約款」

○特殊法人等：東日本高速道路株式会社「標準契約書」

公共工事標準請負契約約款における請負代金額変更の規定（スライド条項）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 **特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**

6 **予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。**

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

全体
スライド

単品
スライド

インフレ
スライド

（単品・インフレ
のスライド方法
について）

※補足：公共約款においては単品・インフレスライドのスライド方法を協議事項としており、具体的に定めていない。そのため、実務においては各発注者がスライド方法の取扱いをそれぞれ事前に定めるか、個別協議にて対応している。

円滑な価格転嫁の推進 - スライド条項の運用基準の策定

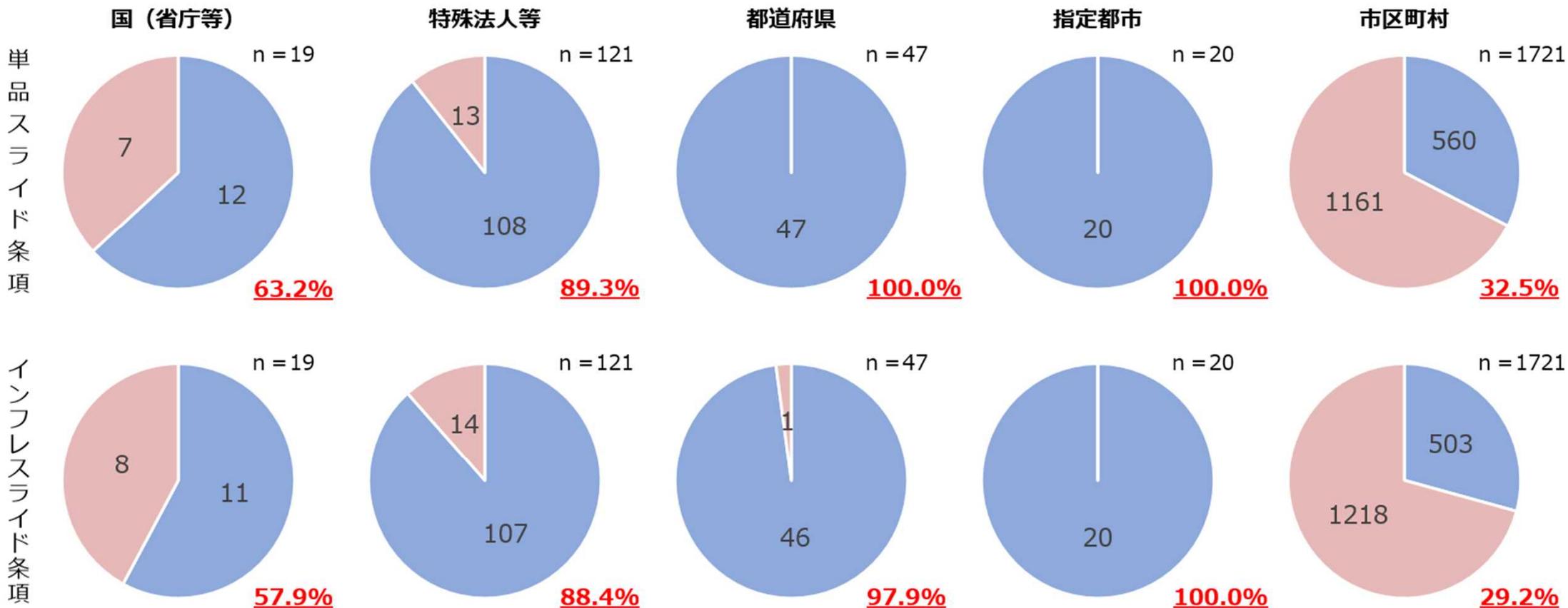
令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○ ……工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、…。 <適正化指針:第25(4)>

単品スライド条項※やインフレスライド条項※の運用基準を策定している団体は、都道府県・指定都市ではほぼ全て、特殊法人等では約9割だが、国では約6割、市区町村では約3割にとどまる。

※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項,第6項

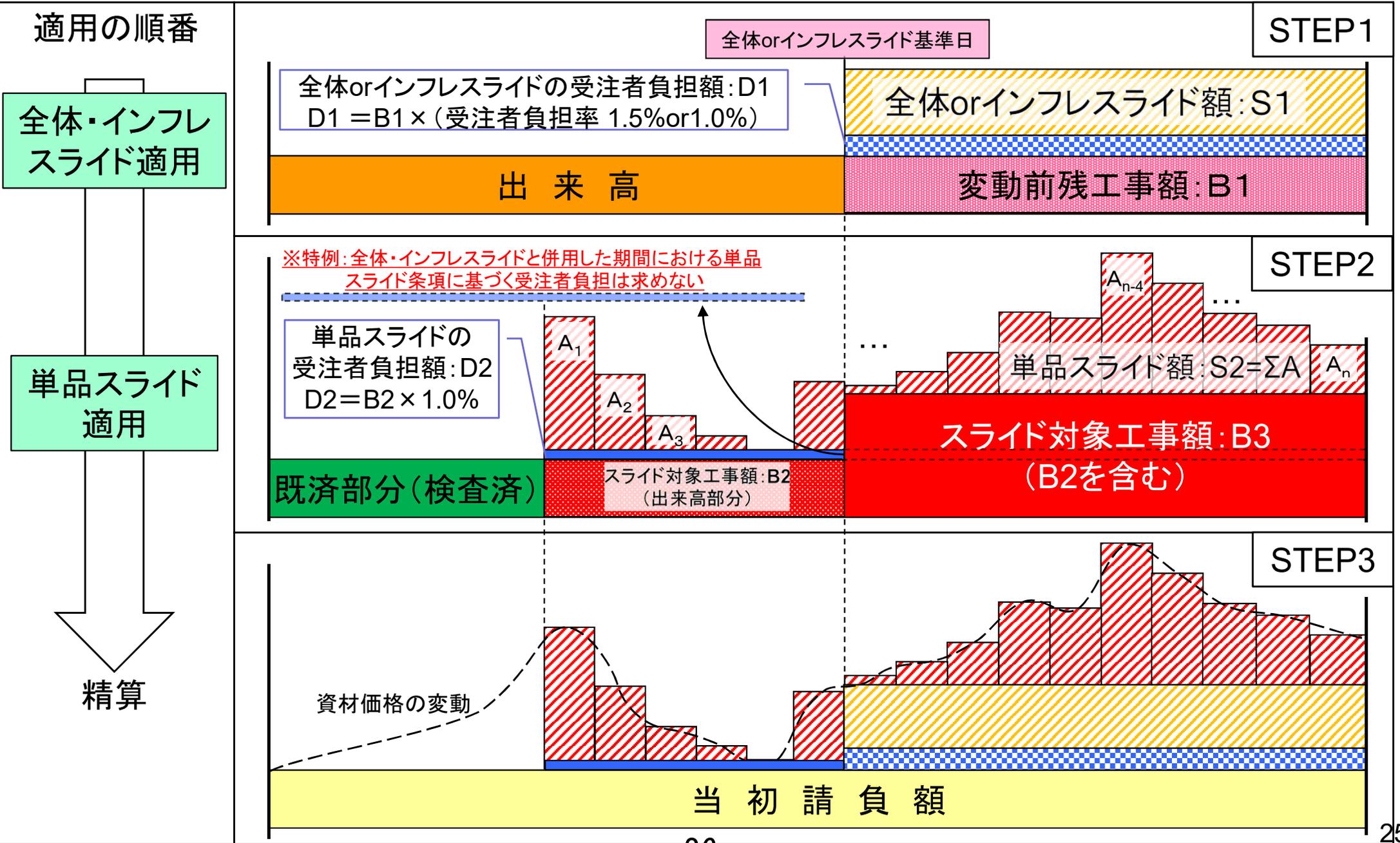


■ : 策定している ■ : 策定していない

各スライド条項の比較 ※国交省直轄工事の取扱い(工事請負契約書第26条)

項目	全体スライド(第1~4項)	インフレスライド(第6項)	単品スライド(第5項)	
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事	すべての工事		
請求可能な タイミング・条件	工期の始期から12ヶ月を経過した後	臨時で賃金水準の変更がなされた後 で、次の賃金水準の変更までの間	特別な要因により主要工事材料の価格に著しい 変動を生じた時(受発注者間の共通認識が必要)	
条項の趣旨	緩やかな価格水準の変動に対応	急激な価格水準の変動に対応	特定の資材価格の急激な変動に対応	
請負額 変更の 方法	<p>請負額の内、残工事部分のみスライドを行う →基準日(基本は請求日とする)以前の変動についてはスライドしない</p> <p>スライド変更額 $S = A - B \times X$ (受注者負担率) $S > 0$ の場合のみスライド適用可能</p> <p>物価の変動 残工事に対する 変動前後の差額(A) (スライド額:S) (変動前残工事額:B)</p> <p>出来高 請負額 残工事</p> <p>契約日 請求日 基準日 工期末</p> <p>残工期2ヶ月以上</p> <p>14日以内</p> <p>(※請求日を基本として、以降14日の範囲内で受発注者協議により決定)</p>		<p>請負額の内、部分払いを行った出来高部分を除いた部分についてスライドを行う →請求日以前の変動もスライドする</p> <p>スライド変更額(S) $S = A - B \times X$ (受注者負担率) $S > 0$ の場合のみスライド適用可能</p> <p>特定の資材価格の変動 A₁ A₂ A₃ A₄ A_n</p> <p>請負額 (変動前対象部分工事額:B) 既済部分(検査済) 単品スライド対象部分</p> <p>契約日 適用開始日 請求日 工期末</p> <p>請求日以前も含めて資材高騰へ対応 残工期2ヶ月以上</p> <p>特定の資材価格の変動前後の差額(A) $A = A_1 + \dots + A_n$ ※材料費のみ対象</p>	
	変更の対象とする費目	労務費、材料費、機械経費等の直接工事費部分のほか、諸経費等も対象		特定資材の 材料費のみ が対象
	受注者の負担	残工事費の 1.5%	残工事費の 1.0%	対象となる工事費の 1.0%
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる都度、その次の賃金水準の変更がなされるまでの間に1回適用可能)	原則不可 (特定資材について、既済部分を除く全ての数量を対象に、精算時にスライドを行うため、再スライドの必要がない) (※例外としては、複数年度契約の通年維持工事や指定部分がある工事が挙げられる)

○全体orインフレスライドと単品スライドは併用が可能で、その際は受注者負担の特例が適用

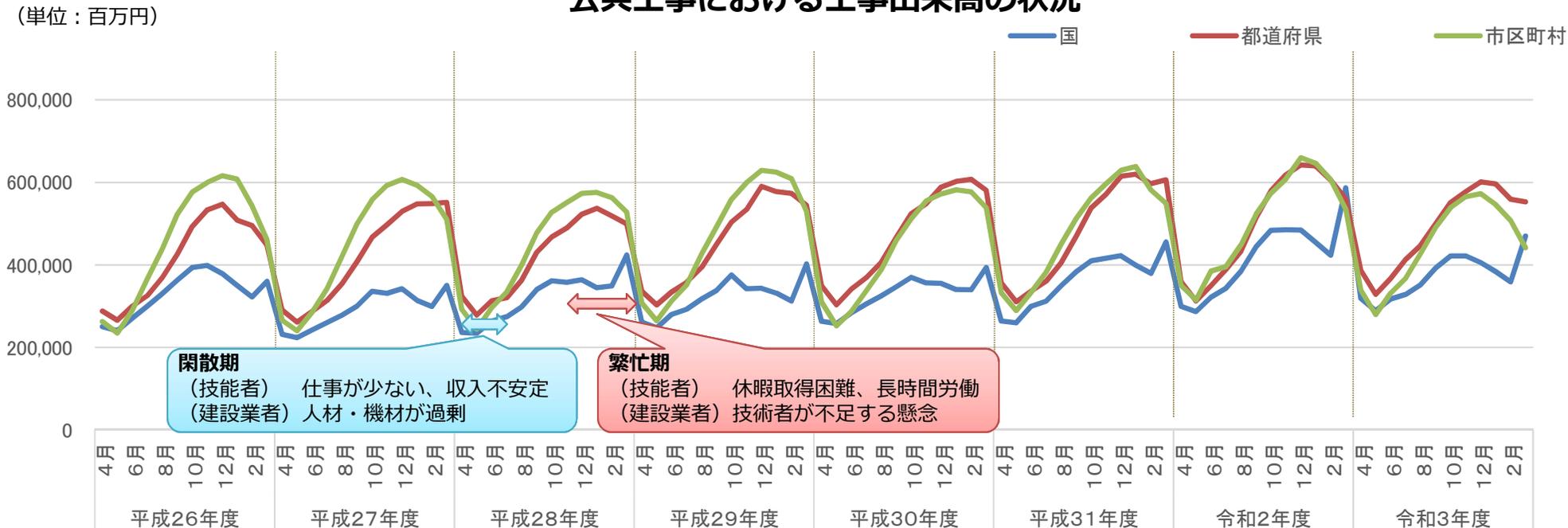


4. 施工時期・業務の履行時期の平準化

施工時期の平準化の必要性

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
- 改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化**

公共工事における工事出来高の状況



出典：国土交通省「建設総合統計」

施工時期の平準化の推進

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- **技能者の処遇の改善**（特に休日の確保等）
- **年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化**
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

平準化の促進に向けた取組(『さ・し・す・せ・そ』の推進)

債務負担行為の活用 (さ)

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用） (し)

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続 (す)

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し (せ)

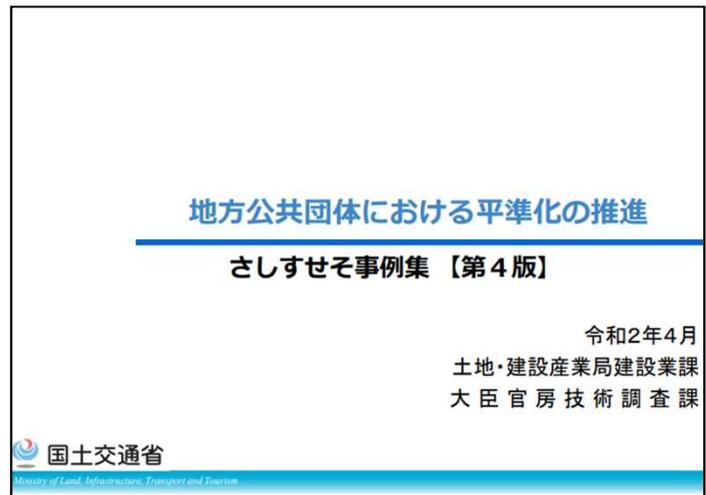
- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表） (そ)

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

- 平準化の好事例を共有することにより、地方公共団体における施工時期の平準化に関する取組を推進するため、「地方公共団体における平準化の取組事例(さしすせそ事例集)」を作成・公表(最終改定:令和2年4月)
- 地方公共団体における平準化の促進に向けた取組「さ・し・す・せ・そ」※の実施事例について紹介
 - ※(さ)債務負担行為の活用
 - ・工期1年未満の工事における債務負担行為の活用・ゼロ債務負担行為の積極的な活用・交付金事業等での積極的な活用
 - (し)柔軟な工期設定 (す)速やかな繰越手続 (せ)積算の前倒し (そ)早期執行のための目標設定等
 - ・執行率等の設定・発注見通しの公表

表紙・構成



1. 平準化の概要
2. 債務負担行為の活用
3. 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)
4. 速やかな繰越手続
5. 積算の前倒し
6. 早期執行のための目標設定等(参考資料)

周知用URL(国土交通省HPより)
<https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf>

掲載例

ポイント1 「さ・し・す・せ・そ」それぞれの取組事例について、都道府県、政令市、市、町村の種類別で掲載

ポイント2 一部の取組については、工事の年間発注件数に占める実施割合(件数比)を掲載

ポイント3 平準化の必要性や意義、効果、取組方法について紹介 → 財政部局や土木以外の発注部局における理解の促進

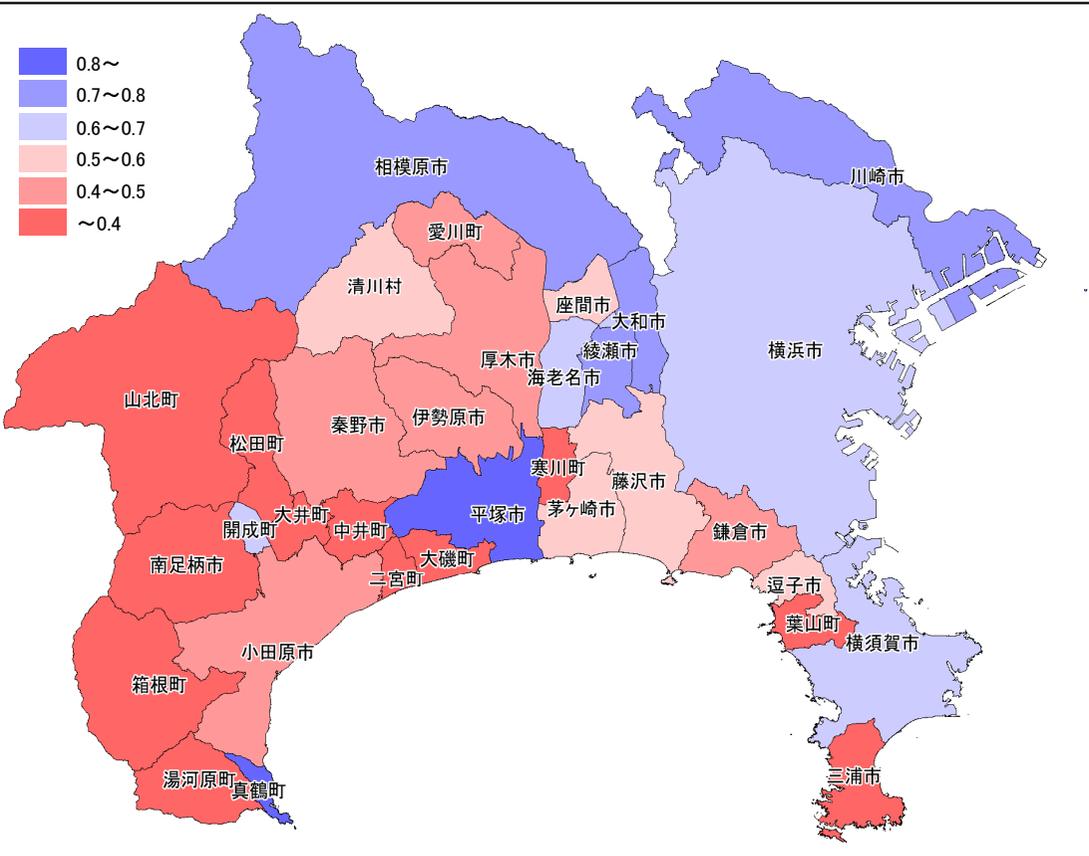
【施工時期の平準化】地方公共団体における進捗・取組状況の「見える化」

○ **地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況について、「見える化」を実施**（最新版は令和5年1月公表）

○ 主に以下の項目を「見える化」

- － 平準化率
- － 平準化の取組状況（「さしすせそ」の取組）

(例) 神奈川県



神奈川県	0.71	横浜市	0.68	川崎市	0.76	相模原市	0.78
	サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		サシス ソ

横須賀市	0.64	逗子市	0.59	海老名市	0.61	大磯町	0.33	開成町	0.67
	ス		スセ		スセ		スセソ		サス
平塚市	0.88	三浦市	0.31	座間市	0.58	二宮町	0.38	箱根町	0.29
	サ		ス		サスセ ソ		スセ		-
鎌倉市	0.41	秦野市	0.49	南足柄市	0.21	中井町	0.30	真鶴町	0.80
	サセ		サスセ ソ		スセソ		ソ		スセソ
藤沢市	0.52	厚木市	0.47	綾瀬市	0.76	大井町	0.29	湯河原町	0.25
	サシス セソ		サスセ ソ		サスセ		ス		ス
小田原市	0.41	大和市	0.71	葉山町	0.38	松田町	0.00	愛川町	0.41
	サスセ		サスセ ソ		サシス セ		サスソ		サスセ ソ
茅ヶ崎市	0.59	伊勢原市	0.42	寒川町	0.30	山北町	0.32	清川村	0.50
	スセソ		サスソ		-		スソ		ソ

※人口10万以上の市については市名に下線を付記(出典:総務省「令和2年国勢調査」)

(上段:平準化率)

※定義:4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度の月あたり工事平均稼働件数

※「一般財団法人日本建設情報総合センター コリズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出(令和3年度実績。1件当たり500万円以上)

(下段:該当する「さしすせそ」の取組状況)

※令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和3年10月1日時点)より算出

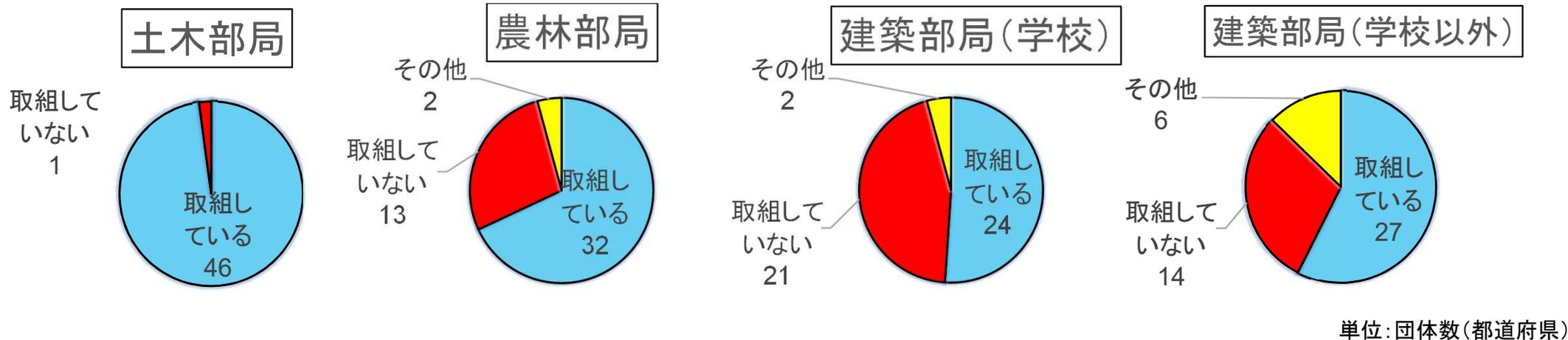
※実績なしの地方公共団体は「-」と表示

都道府県の平準化の取組(発注部局ごと)

土木部局と比較すると、農林部局及び建築部局では平準化の取組が進んでいない状況

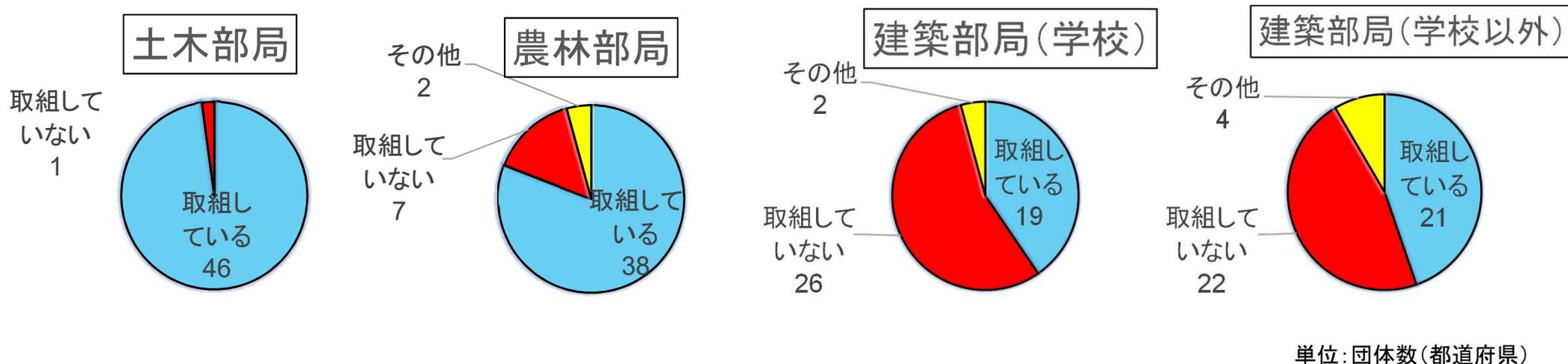
(サ) 債務負担行為

※「取組している」とは、単独事業、補助金事業又は交付金事業において、工期1年未満の工事での債務負担行為又はゼロ債務負担行為の活用をしているもの



(シ) 柔軟な工期設定

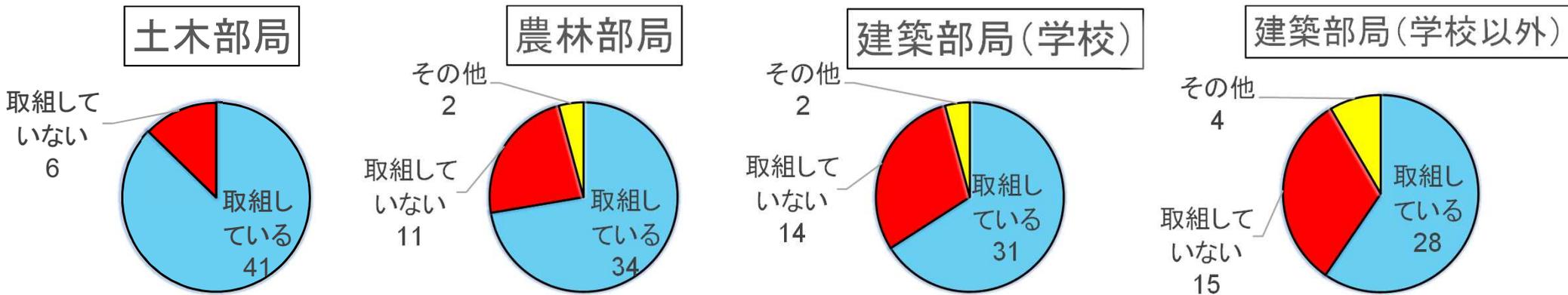
※「取組している」とは、余裕期間を設定し、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式の活用をしているもの



都道府県の平準化の取組(発注部局ごと)

(ス)速やかな繰越

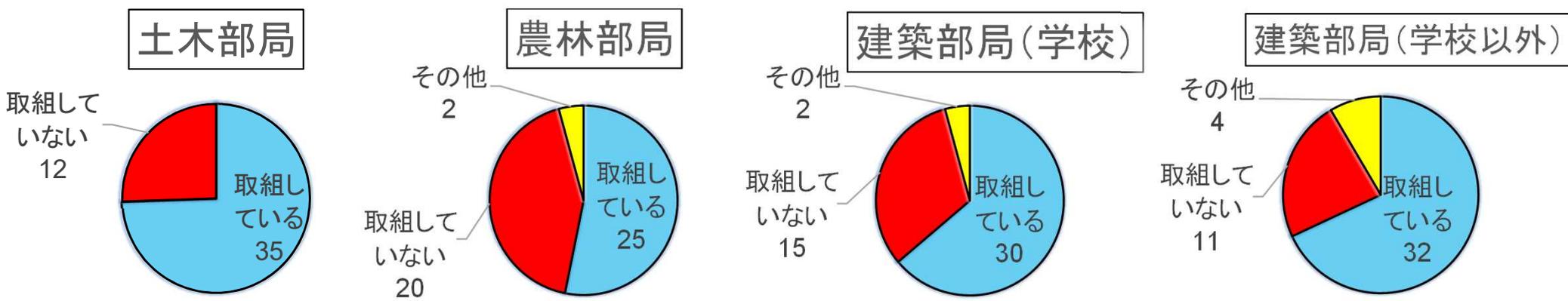
※「取組している」とは、予定していた工期を見直す必要が生じるなどして年度内に支出が終わらないことが年度内の早い段階で確定している場合、年度末をまたぎ、繰越手続を実施しているもの



単位:団体数(都道府県)

(セ)積算の前倒し

※「取組している」とは、発注年度当初に速やかに手続きを開始するため、発注前年度のうちに設計・積算を完了させるよう、事務連絡や通達等による組織的な取組を実施しているもの

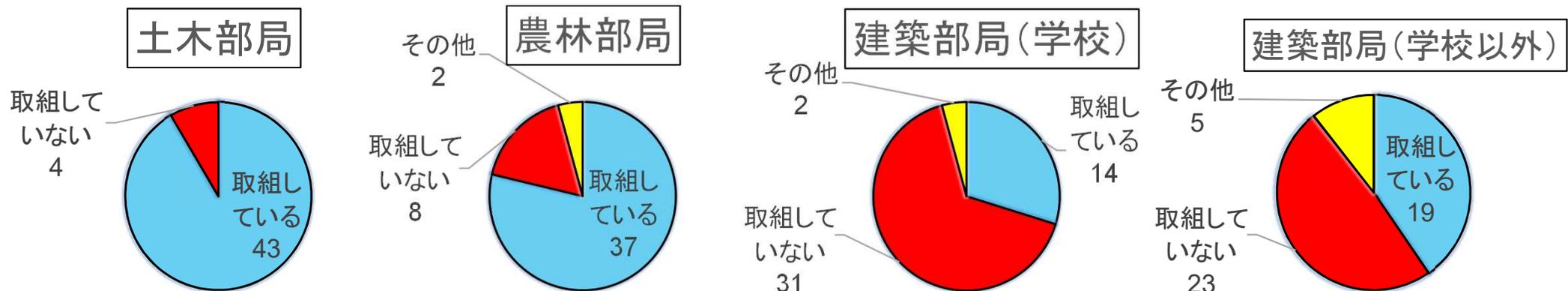


単位:団体数(都道府県)

都道府県の平準化の取組(発注部局ごと)

(ソ)-1 目標設定

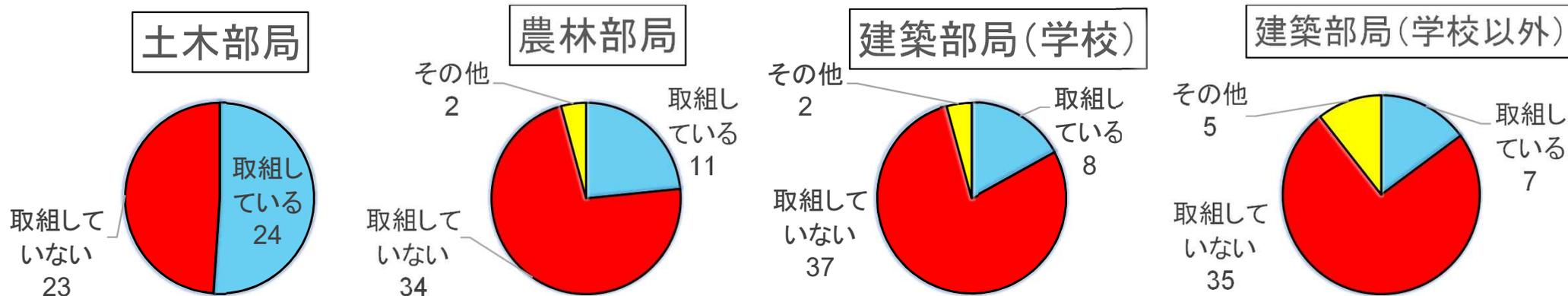
※「取組している」とは、早期執行のために執行率、契約率又は平準化率などの目標設定をしているもの



単位: 団体数(都道府県)

(ソ)-2 目標設定の公表

※「取組している」とは、早期執行のために執行率、契約率又は平準化率などの目標設定を公表しているもの



単位: 団体数(都道府県)

施工時期の平準化 — 市議会議長会等を通じた働きかけ

講演

日 時：令和4年11月28日（月） 13:00～ （第175回建設運輸委員会）
 講 演 者：不動産・建設経済局建設業課長 岩下 泰善
 講 題：『地域の安全・安心を支える建設産業の持続的な発展に向けて』



概要

○背景・目的

入札契約制度の適正化に向けた取組は、各地方公共団体における取組に加えて議会の理解も不可欠
 （例：施工時期の平準化に資する債務負担行為の設定や速やかな繰越手続は、議会の承認が必要であり特に関わりが深い）

→地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題や入札契約適正化に向けた取組の重要性等について、
 全国市議会議長会を通じて市議会議長に直接働きかけを実施

→“施工時期の平準化”や“ダンピング受注の防止”など、各地方公共団体における取組を一層推進

○講演内容

1. 地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題
2. 5か年加速化対策・令和5年度予算概算要求
3. 建設業の賃金引上げに向けた取組
4. 建設資材の価格高騰
5. 働き方改革等の推進



→令和4年12月には、全国町村議会議長会会員専用HPに本講演資料を掲載し、町村議会の議長にも働きかけ

- 品確法において、**発注者の責務として、業務の履行時期の平準化のための繰越明許費や債務負担行為の活用等が規定**
品確法第22条に基づく運用指針においても、同旨が明記
- 令和3年度に納期を迎えた都道府県発注業務のうち、**56.0%が年度末を含む第4四半期に納期が集中**

履行時期の平準化に関する規定

○公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)(抄)

(発注者等の責務)
 第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

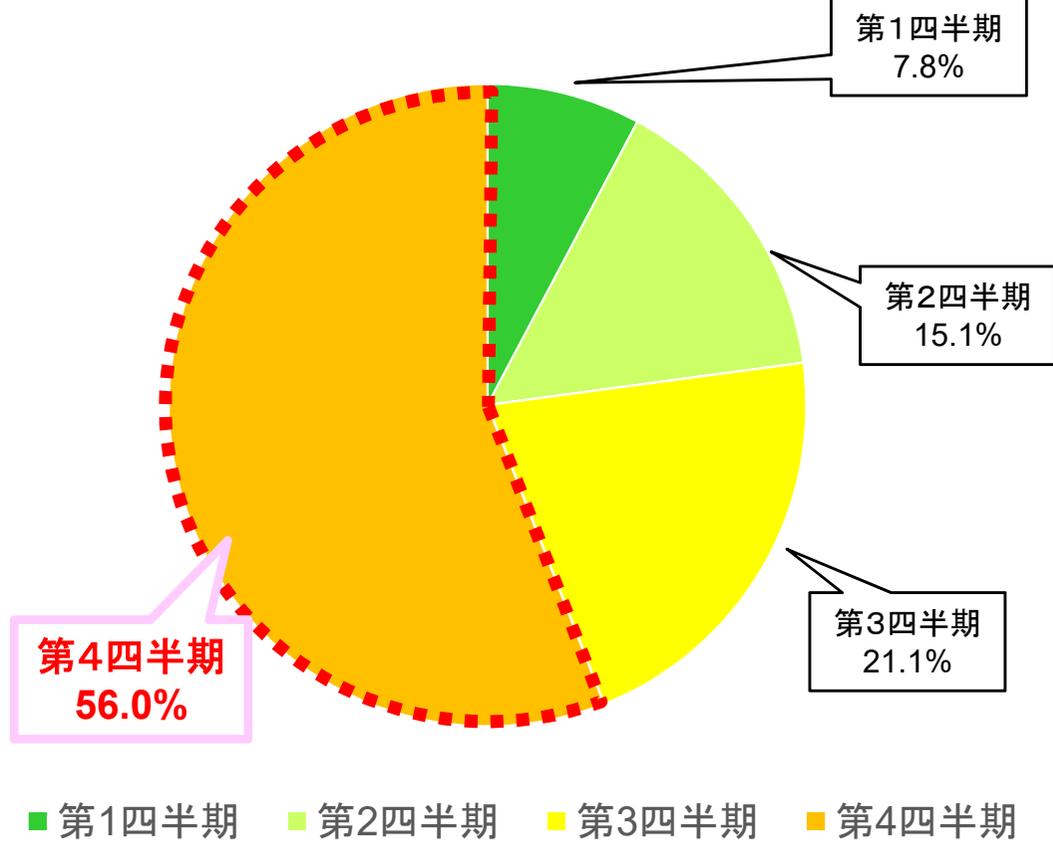
- 一～四 (略)
- 五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費(中略)又は(中略)債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。
- 六～九 (略)
- 2～5 (略)

○発注関係事務の運用に関する指針(令和2年1月30日改正)

(計画的な発注や履行期間の平準化等)
 業務の履行期間の平準化は、繁忙期と閑散期の業務量の差を少なくし、年度末の業務の集中を回避させることに寄与するものであるため、発注者は積極的に以下の取組を実施する。
 <発注見通しの統合・公表の実施> (略)
 <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し>
年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の業務の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行期間の平準化や履行期限の分散に取り組む。
 また、発注者としての国及び特殊法人等は、年度当初から履行されなければ事業を執行する上で支障をきたす、又は適切な履行期間の確保が困難となる業務については、条件を明示した上で予算成立を前提とした入札公告の前倒しを行い、計画的な発注に努める。
 <取組事例等の情報共有> (略)

履行時期の平準化の状況

都道府県における令和3年度に納期を迎えた
四半期別納期件数の割合



出典：令和4年度発注関係の運用に関する指針に基づく工事に関する業務の実施状況に関する調査(令和4年7月1日時点)

業務の履行時期の平準化

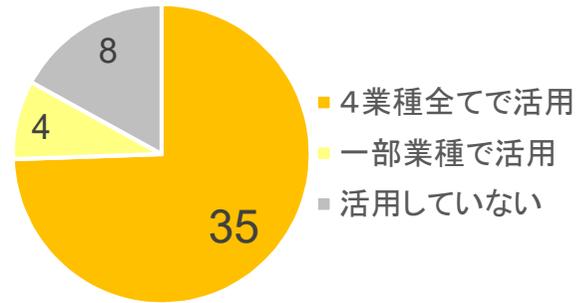
- 業務の履行時期の平準化に資する取組としての債務負担行為の活用や速やかな繰越手続の実施状況については、都道府県において一定の進展
- 一方で、**早期執行に向けた目標設定については道半ば**

業務の履行時期の平準化に向けた取組

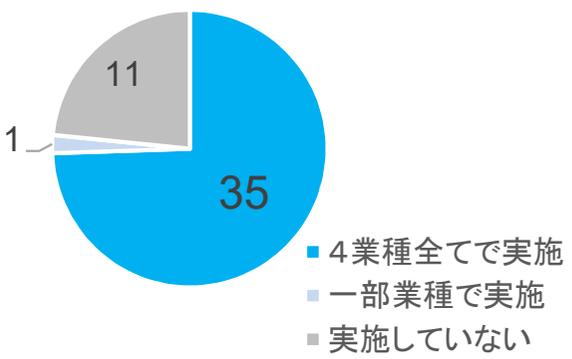
業務の履行時期の平準化に資する取組の実施状況

単位：団体数
N=47(都道府県)

債務負担行為の活用状況

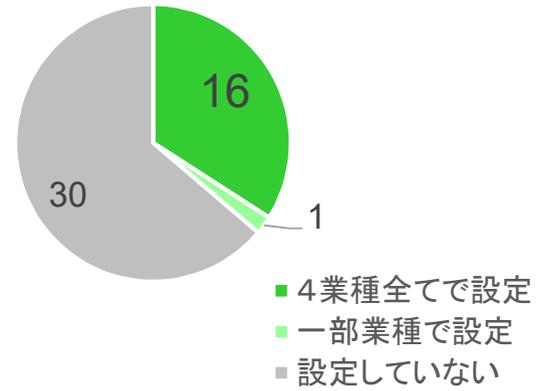


速やかな繰越手続の実施状況



※4業種：測量、建築コンサルタント、土木コンサルタント、調査

執行率・契約率の目標設定状況



出典：令和4年度発注関係の運用に関する指針に基づく工事に関する業務の実施状況に関する調査(令和4年7月1日時点)

優れた取組事例

業務委託の履行期限の年間分布割合について、件数ベースで第3四半期までに50%以上、1～2月期に25%以上、3月期に25%未満を目標として発注計画を作成 (群馬県)

全庁を挙げて履行時期の平準化に取り組んでおり、一部の部署では履行期限4～12月の割合への目標設定や3月の履行期限を原則禁止 (東京都)

業務の履行時期の平準化のため、債務負担行為及び繰越明許費の活用、早期執行のための目標設定・公表に取り組んでいる (長崎県)

令和2年度から次の取組方針で実施
【取組方針】
 ○2月までの履行期限に努める
 ○債務負担行為の案件は、12月までの履行期限に努める
 ○土木事務所毎に、発注計画の時点の平準化率を算出
 ※ 上記の取組方針を実現するために、第4四半期(特に3月履行期限)に集中しないよう、各発注者の判断で債務負担行為の活用及び早期発注などの手段で履行期限分散を図る。また、やむを得ない事由が発生した場合、速やかな繰越明許費の設定を行っている (神奈川県)

出典：令和3年度下期ブロック監理課長等会議事前アンケート

5. 業務に関するプロポーザル方式 総合評価落札方式の導入

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工 事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

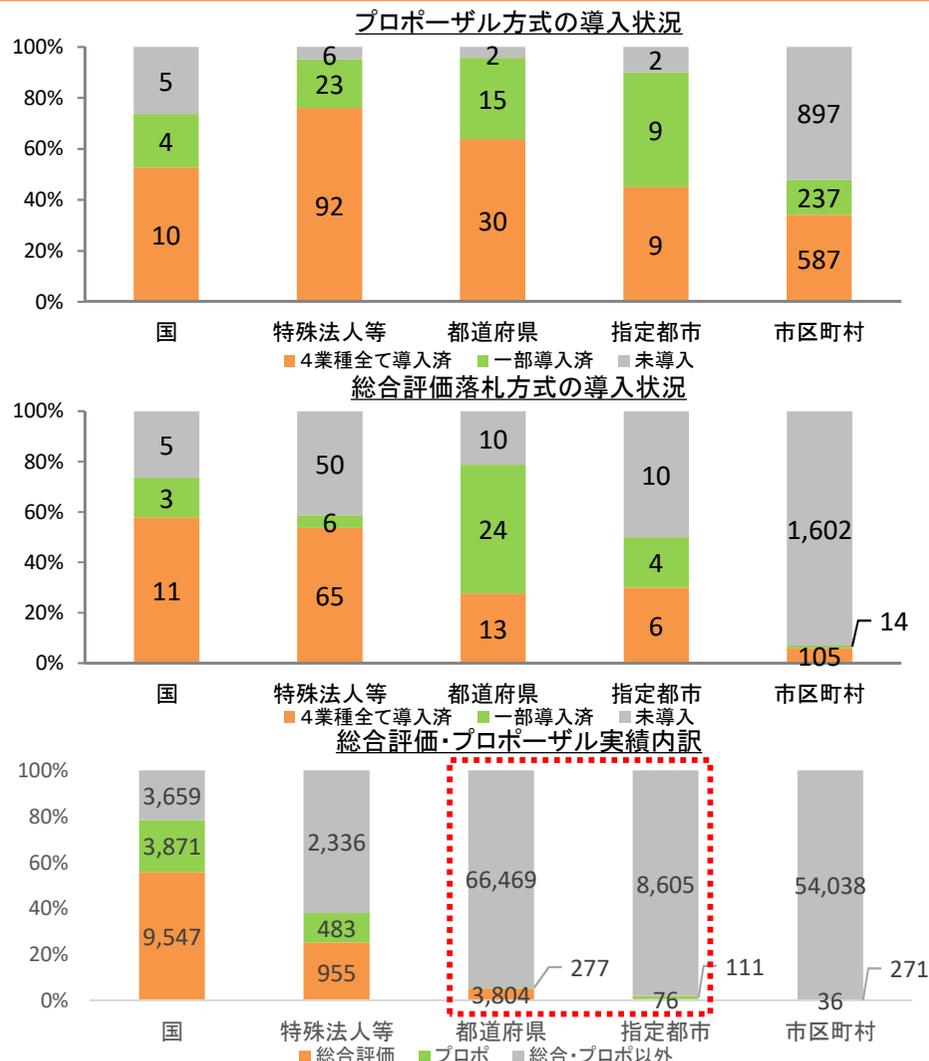
- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入の位置付け

- 品確法において、発注者に対し、競争参加者から技術提案を求めるべき旨の努力義務が規定
- 運用指針において、「業務の発注に当たっては、業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努める」ことが明記

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入状況等



※グラフ内の数字は令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)発注実績を入札方式ごとに分類したもの

○プロポーザル方式は、国、特殊法人等、都道府県、指定都市で7割以上、市区町村では半数近くで導入済。特に特殊法人等と都道府県、指定都市では、多くの発注者が導入済

○他方で、総合評価落札方式は、相対的に導入が進んでいない状況

○プロポーザル方式、総合評価落札方式の制度導入割合が比較的高い都道府県、指定都市においても、令和3年度の発注実績はプロポーザル方式、総合評価落札方式が全体の1割未満



○業務の内容に応じ、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案の優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶことを通じ、品質を確保することが重要

○各発注者に対して、業務の内容に応じて適切な入札契約方式を選択することの重要性について、引き続き普及啓発

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算を行う**。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間**や**週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項(測量、調査及び設計)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシート**の活用、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

災害対応(工事・業務)

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行う**など、**工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたって**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

■ 官庁営繕事業における積算基準の改定内容

※対比表該当ページは、官庁営繕部HPより御確認ください。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

1. 「公共建築工事共通費積算基準」 主な改定内容

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
1	1 表-1	共通費実態調査の結果を踏まえ、共通仮設費の内容を見直し	1
2	1 表-2	共通費実態調査の結果を踏まえ、現場管理費の内容を見直し	2
3	2 (3)	共通仮設費率に含まれない費用の追記	4
4	2 表-5	共通費実態調査の結果を踏まえ、建築工事の共通仮設費率に含む内容を見直し	5
5	2 表-6	共通費実態調査の結果を踏まえ、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容を見直し	5
6	2 (5) (6)、3 (5) (6) 4 (3)	その他工事及び労務費の比率が著しく少ない工事に関する共通費の算定に関する規定の見直し	6~8
7	別表-1 ~ 別表-14	共通費実態調査の結果を踏まえ、共通仮設費率及び現場管理費率の算定式等を見直し	9~15
8	全般	表現の適正化	-

2. 「公共建築数量積算基準」 主な改定内容

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
1	第1編、第2編、第4編、第5編	木躯体(軸組構法)の積算手法を新たに定め、第4編第5章に木躯体(軸組構法)を追加。また、木躯体(軸組構法)追加に伴い、第5編仕上等の記載内容を見直し	1~3,5~13
2	全般	表現の適正化	-

3. 「公共建築設備数量積算基準」 主な改定内容

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
1	第3編	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)と整合を図る見直し ・「付属」→「附属」 ・「金属トラフ」の削除 ・「燃料槽」→「燃料タンク」 ・「HID灯器具」の削除	1,3,4
2	第4編	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)と整合を図る見直し ・「付属」→「附属」 ・「ストレーナー」→「ストレーナ」	7,8,10~12
3	第4編	給水設備、給湯設備、消火設備を総合調整の対象に追加	9,11,13
4	全般	表現の適正化	-

4. 「公共建築工事標準単価積算基準」 主な改定内容

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
1	第2編 第1章 第6節	打放し面補修の労務職種について、「特殊作業員」から「左官」に変更	3
2	第2編 第1章 第21節	プライムコート散布等について、「エンジンスプレー」から「アスファルトスプレー」に変更	4,5
3	第3編	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)と整合を図る見直し ・「付属」→「附属」 ・「吊りボルト」→「つりボルト」 ・「吊下げ」→「つり下げ」 ・「金属トラフ」の削除 ・「延焼防止処理」の削除 ・「HID灯器具」の削除 ・「ガーデンライト」の削除 ・「Hf蛍光灯器具」の削除 ・非常用照明器具から「白熱灯」を削除 ・「直列ユニット」の削除	6~8,21,29,30,32, 36,39,40,42,43,50
4	第3編 第1章 第1節 2-2 -2	標準仕様書と整合を図るため、「表 E1-1-7 高圧架橋ポリエチレンケーブル」に6kV EM-CE(E)、6kV EM-CET(E)の標準歩掛りを追加	11
5	第3編 第1章 第2節	「LED照明器具」について、形式毎に再分類	33~35
6	第3編 第2章 第1節 2	「表E1-1-2」金属トラフ 削除に伴い、「表E2-1-3」撤去(金属トラフ)の標準歩掛りを追加	45
7	第3編 第2章 第1節 2	「表E1-2-7」HID灯器具(ア) 削除に伴い、「表E2-1-9」撤去(HID灯器具)に標準歩掛りを追加	48
8	第3編 第2章 第1節 2	「表E1-2-8」HID灯器具(イ) 削除に伴い、「表E2-1-10」撤去(HID灯器具(イ))の標準歩掛りを追加	48
9	第3編 第2章 第1節 2	「表E1-2-9」ガーデンライト 削除に伴い、「表E2-1-11」撤去(ガーデンライト)の標準歩掛りを追加	48

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
10	第3編 第2章 第1節 2	「表E1-2-10」Hf蛍光灯器具 削除に伴い、「表E2-1-15」撤去(Hf蛍光灯器具)に標準歩掛りを追加	51
11	第3編 第2章 第1節 2	「表E1-2-14」非常用照明器具(白熱灯) 削除に伴い、「表E2-1-16」撤去(非常用照明器具(白熱灯))の標準歩掛りを追加	51
12	第3編 第2章 第1節 2	「表E1-3-9」テレビ共同受信 直列ユニット削除に伴い、「表E2-1-18」撤去(テレビ共同受信)の標準歩掛りを追加	53
13	第1編、第4編	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)と整合を図る見直し <ul style="list-style-type: none"> ・冷媒用断熱材被覆銅管の断熱材厚さの変更(8→10mm) ・ファンコイルユニットについて、形番から定格風量に記載内容を変更 ・「配管防錆」→「配管防食」 ・「付属」→「附属」 ・「ストレーナー」→「ストレーナ」 	2,55,56,58,59,61～78
14	第4編 第1節 4	配管塗装の歩掛りの見直し	57
15	第4編 第1節 6	給水設備、給湯設備、消火設備を総合調整の対象に追加	60
16	第4編 第4節 4	点検口樹の樹径の見直し	74
17	全般	表現の適正化	-

5. 「公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)」 主な改定内容

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
1	科目別内訳、他	木躯体(軸組構法)に関する数量積算基準の追加に伴い、木(躯体・仕上)関連の項目の追加	1～9

6. 「公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)」 主な改定内容

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
1	細目別内訳	公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編)と整合を図る見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「付属」→「附属」 ・「非常用照明」→「非常用照明器具」 ・「HID灯器具」の削除 ・「燃料小出槽」→「燃料小出タンク」 ・「金属トラフ」の削除 ・「燃料槽」→「燃料タンク」 ・「主燃料槽」→「地下貯蔵タンク」 ・「直列ユニット」の削除 	1～12,14～26, 28～33,35
2	細目別内訳	エスカレーター設備について、細目別内訳の見直し	40
3	細目別内訳	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)と整合を図る見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「付属」→「附属」 ・「ストレーナー」→「ストレーナ」 	41～43
4	細目別内訳	給水設備、給湯設備、消火設備に総合調整費を追加	44～46

7. 「公共建築工事見積標準書式(建築工事編)」 主な改定内容

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
1	第2章 2 (4)	木躯体(軸組構法)に関する数量積算基準の追加に伴い、木(躯体・仕上)関連の項目の追加	1～7

8. 「公共建築工事見積標準書式(設備工事編)」 主な改定内容

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
1	第3章	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)と整合を図る見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「付属」→「附属」 ・「発光ダイオード」→「LED」 ・「燃料小出槽」→「燃料小出タンク」 ・「デジタルPBX」→「IP-PBX」 ・「Vo-IPサーバ」の追加 ・トイレ等呼出装置に「通話子機」の追加 ・テレビ共同受信装置について、増幅器、混合器、分岐器、テレビ端子の修正 ・映像データ圧縮方式のMPEG2を削除し、H.265を追加 ・「蛍光灯」「HID灯器具」直列ユニット「端子板E2形」「プロジェクトの背面投写式」「保守用インターホン」「アナログ伝送方式・ネットワーク伝送方式併用」「BS・110°、CSアンテナ」の削除 ・「非常用照明」→「非常用照明器具」 ・「主燃料槽」→「地下貯蔵タンク」 ・「SPD」→「PV直流用SPD」 ・「アナログ伝送方式」→「同軸伝送方式」 ・時刻表示装置に「K1,K2,K3,K4」の追加 ・「グラフィックパネル」を「表示装置」へ移行 	1～44
2	第4章	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)と整合を図る見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「付属」→「附属」 ・「ストレーナー」→「ストレーナ」 ・コンパクト型空調機(潜熱・顕熱分離形)を追加 ・ファンコイルユニットについて、仕様の修正 	45～118
3	エスカレーター設備	内訳書標準書式(設備工事編)と整合を図るため、仕様表を修正	119,120
4	全般	表現の適正化	-

9. 「公共建築工事積算基準等資料」 主な改定内容

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
1	第3編 第1章	「軽微な工事」に関する直接工事費の目安(主たる工事の直接工事費の1/20以下、等)を削除	4
2	第3編 第1章	鉄骨工事における共通仮設費率の補正值の変更及び対象項目の例示の削除	5,9
3	第3編 第1章	共通費基準における「その他工事」の規定の削除に伴い、「その他工事」の例示を削除	6,7
4	第3編 第1章	とりこわし工事等を単独で発注する場合の共通費について、見積りを参考に計上する旨、記載	8
5	第3編 第2章	「監理事務所を設けない場合」の補正值について、算定式を記載	9
6	第3編 第2章 第3章	建築工事等にとりこわし工事を含める場合、とりこわし工事に関する共通費率は新営建築工事の共通費率を準用する旨、記載	9,12
7	第3編 第2章 第3章	共通仮設費率及び現場管理費率について、「共通費基準 別表 注3」に記載の範囲を外れた場合の取扱いについて、原則として算定式により算定された率を採用する旨、記載	10,12
8	第3編 第2章 第3章	共通仮設費及び現場管理費を構成する項目について、共通費基準の改定内容にあわせて記載内容を追記等するとともに、これらの費用が率計算に含まれているか等を具体的に記載(例:台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用、試験費、等)	10~12
9	第3編 第4章	一般管理費等の補正について、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする旨、記載	14
10	第4編 第1章	現場労働者用の墜落制止器具費の計上について、積み上げ規定を削除し、「その他」の率に墜落制止器具の費用を含めた環境安全費の計上分として、1%加算とすることを記載	15,18,19
11	第4編 第2章 第1節 第15項	公共建築改修工事標準仕様書において、新規面への「素地ごしらえ」の適用に伴い、新規面への「下地調整」の補正市場単価の内容を削除し、「素地ごしらえ」の補正市場単価の内容を記載	20~24,26~32
12	第4編 第3章 第1節 第1項	高圧架線ポリエチレンケーブル(3層押出型)の取扱いについて、公共建築工事標準単価積算基準への移行に伴い削除	33
13	第4編 第3章 第2節 第1項	空配管の導入線の費用計上について、公共建築改修工事標準仕様書を踏まえて、図面特記により計上する旨、記載	38
14	第4編 第4章 第1節 第1項	公共建築設備数量積算基準において、給水設備、給湯設備及び消火設備に関する総合調整の追加に伴い、算定対象を具体的に記載	44
15	第4編 第4章 第1節 第2項、第4項	「公共建築工事標準単価積算基準」等に記載の無い機器等に関する積算方法について明確化(設備の据付の歩掛り、等)	45,46
16	全般	表現の適正化(整合を図る見直しを含む)	-

10. 「営繕工事積算チェックマニュアル」 主な改定内容

番号	項目	改定内容	対比表該当ページ
1	チェックマニュアルの目的	使用に当たっての留意事項を記載	1
2	各チェックリスト	チェック項目の追加、記載内容の修正	各チェックリスト
3	積算基本情報チェックリスト	各項目で重複するチェック項目について、共通事項として集約(基準類の確認、等)	積算基本情報チェックリスト
4	数量チェックシート	チェックシートの書式の改善(入力箇所の明確化、計算式の追加、チェックの自動化(一部))	数量チェックシート
5	機械設備工事チェックリスト	給水設備、給湯設備及び消火設備に総合調整のチェック項目の追加	機械設備工事チェックリスト
6	全般	表現の適正化(整合を図る見直しを含む)	-

(参考)上記の改定等に伴い、『営繕積算方式』活用マニュアルを修正

URL : https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html

公共建築設計業務等における実績情報、成績評定等の相互活用について

1 背景・趣旨

- ・ 令和元年 6 月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「品確法」という。)改正により、工事だけでなく業務についても本法律の対象として明確に位置づけられました。
- ・ 品確法第 9 条第 1 項にもとづく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が令和元年 10 月に改正され、国と地方公共団体との連携により、調査等の特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めること、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活用するよう努めることなどが示されました。
- ・ また、品確法第 22 条の規定にに基づいて定められた「発注関係事務の運用に関する指針」が令和 2 年 1 月に改正され、業務の実績等については、公共建築設計者情報システム(以下、「PUBDIS」という。)を積極的に活用することが示されました。

2 実績情報、成績評定等の相互活用に係る取組み

- ・ 建築設計業務の成績評定については、各機関間で相互利用できるよう、全国営繕主管課長会議において成績評定要領作成指針(平成 24 年 6 月)をとりまとめて成績評定を標準化しており、現在、成績評定の相互利用機関は 16 機関になっています。
- ・ また、成績評定を含めた実績情報について各機関が容易に検索できるよう、営繕積算システム等開発利用協議会において PUBDIS の整備・運用を進めてきています。
- ・ 実績情報、成績評定等のより一層の相互活用を図るため、各機関におかれましては、成績評定相互利用への参加についてご希望があればご連絡をお願いいたします。(例年、意向調査も行っています。)

※成績評定相互利用のための成績評定登録にかかる主な留意点を(参考)に示します。

(参 考) 成績評定相互利用のための成績評定登録にかかる主な留意点

① 標準採点表

相互利用の対象業務の条件は、標準採点表を用いた成績であり、かつ受注者に通知した成績であること。

② PUBDIS への登録

相互利用の対象となる全ての業務成績（実績）について、業務成績、業務名、担当した技術者名、履行期間等の必要な情報を、履行期限の翌年度の6月末日までに登録する必要があること。

③ 特記仕様書等に「業務カルテ情報」登録を規定

業務カルテ情報は、受注者が PUBDIS に登録する必要があります。このため、設計業務等の特記仕様書等において、受注者に対し、業務カルテの登録を行う旨を明示する必要があります。

(特記仕様書記載例)

受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることの証明として、調査職員の確認を受けた資料を検査職員に提出し確認を受け、その後、速やかに登録を行う。登録完了後、業務カルテ受領書の写しを調査職員に提出する。

④ 業務完了時に登録内容を確認

業務完了時に、受注者が登録しようとする業務カルテ情報の内容について、発注者が確認を行う必要があり、発注者（担当職員）は、記名、メールまたはシステム上で承認を行う必要があること。

【問い合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐 大谷
技術管理係長 藤木
(代表) 03-5253-8111 (内線) 23433、23434

令和5年度 国土交通大学校における研修のお知らせ(営繕関係)

国土交通大学校
計画管理部建築科

令和5年度の営繕関係の研修は以下のとおりとなりますので、ご案内させていただきます。

令和5年度研修は、研修員が国交大に集合して受講する「集合期間」と、自宅や職場等からオンラインで受講する「オンライン期間」の両方を含む「ハイブリッド研修」を中心に実施します。

各地方整備局等におかれましては、積極的なご参加をご検討ください。

○令和5年度 国土交通大学校 営繕関係研修一覧

研修名	研修時期 (A:オンライン期間 B:集合期間)	定員 (うち国交省)	対象者 ※地方整備局関連部分抜粋
建築工事監理マネジメント	令和5/6/26～7/5【8日間】 (A:6/26～6/30 B:7/3～7/5)	50(15)	・地方整備局の係長又はこれと同等の職にある者 等
建築保全企画	令和5/7/24～8/3【9日間】 (A:7/24～7/28 B:7/31～8/3)	40(11)	・地方整備局の課長補佐、係長又はこれらと同等の職にある者 等
建築設備計画〔電気〕 ※隔年実施	令和5/8/30～9/15【13日間】 (A:8/30～9/8 B:9/11～9/15)	30(4)	・地方整備局の係長又はこれと同等の職にある者 等
木材利用推進 ※集合研修	令和5/9/25～9/29【5日間】	30(16)	・地方整備局の係長又はこれと同等の職にある者 等
公共建築行政〔公共建築工事の発注者の役割〕	令和5/10/17～10/26【8日間】 (A:10/17～10/20 B:10/23～10/26)	25(13)	・地方整備局の営繕技術専門官、保全指導・監督官 ・地方整備局の技術系課長補佐 ・営繕事務所の技術系課長、保全指導・監督官室長 等
建築計画〔企画・設計〕	令和5/12/11～12/22【10日間】 (A:12/11～12/15 B:12/18～12/22)	35(10)	・地方整備局の係長又はこれと同等の職にある者 又は ・庁舎等公共建築の施設整備等に係わる業務経験を概ね2年以上有している者 等

○研修費用：テキスト代(各研修の研修計画に記載。指定書籍を持参する場合、その書籍の価格分安くなる)、テキスト送料及び集合期間の寮費(1日あたり1250円)・食費(1日あたり1550円)

○添付資料：令和5年度国土交通大学校研修計画(営繕関係抜粋)

国土交通大学校(担当):国土交通省 国土交通大学校 計画管理部 建築科
電話 042-321-7074 FAX 042-321-7081
ホームページ <http://www.col.mlit.go.jp/>

研修名	専門課程 建築工事監理マネジメント 【ハイブリッド】 (平成10年度～)					
目的・重点事項	<p>公共建築物の建築工事監理マネジメントに関する総合的な専門知識を修得させることを目的とする。 以下の点を重点項目とする。</p> <p>① 関係法令を踏まえた建築工事監理のあり方の修得 ② 建築工事発注時から完成引き渡しまでの一連の監理項目の要点の修得及び施工管理体制等の把握による建築工事監理のマネジメント能力の向上 ③ 建築工事監理の委託における監督職員(発注者)・建築工事監理業務受託者・施工者が行うべき業務のあり方の修得及び適正に工事監理がなされるための建築工事監理のマネジメント能力の向上</p>					
対象者	<p>国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築の施設整備等に係わる業務を担当し、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 地方整備局の係長又はこれと同等の職にある者 ② ①の者と同程度の能力を有すると認められる者</p>					
定員(人)	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計
	15	11	22	2		50
研修期間	53.0時間 8日間			令和5年 6月26日(月)～ 令和5年 7月 5日(水)		
カリキュラム内容 (予定時間)	<p>1. 講義(35.0) 講話、品確法と公共建築工事の発注者の役割、建設業法、公共工事の会計検査、建築施工に関する先端技術、公共建築工事における施工品質の確保、官庁営繕における生産性向上の取組、建築工事監理総説、工程計画と管理、安全計画と管理、品質管理、工事監理者の法的責任、監理業務の委託と管理、工事検査のポイント、居ながら改修工事の実務事例、公共建築工事積算～積算基準及び公共建築工事の施工円滑化について～、工事監理のための建築構造知識、電気設備発注図・機械設備発注図の読み方、最新の建築の生産システム、施工業者が行う現場での実行予算管理、工事監理段階での環境対策、コンプライアンス</p> <p>2. 課題研究(15.0)</p> <p>3. その他(3.0) 入校式、修了式、オリエンテーション、ガイダンス</p> <p style="text-align: right;">計 53.0</p>					
前年度からの 主な変更点						
担 当	計画管理部 建築科 (TEL:042-321-7074)					
備 考	オンライン:6月26日～6月30日 集合:7月3日～7月5日 テキスト代(予定) 36,000円					

研修名	専門課程 建築保全企画 【ハイブリッド】 (平成 15 年度～)					
目的・重点事項	<p>公共建築物の保全企画・指導業務に必要となる総合的な専門知識を修得させることを目的とする。 以下の点を重点項目とする。</p> <p>① 建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得 ② 建築物の診断法、保全計画の作成手法の修得 ③ ストックの長期耐用性確保、ライフサイクルコストの低減等に配慮した保全や維持管理のあり方の検討による業務遂行能力の向上</p>					
対象者	<p>国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築に係わる保全企画・指導業務を担当し、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 地方整備局の課長補佐、係長又はこれらと同等の職にある者 ② ①の者と同程度の能力を有すると認められる者</p>					
定員(人)	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計
	11	9	18	2		40
研修期間	49.0時間 9日間			令和5年 7月24日(月)～ 令和5年 8月3日(木)		
カリキュラム内容 (予定時間)	<p>1. 講義(25.5) 営繕行政の動向、保全関係行政の動向、保全に関する法令と基準類、建築物の安全性確保について、建築物の劣化診断、電気設備の劣化診断、機械設備の劣化診断、保全業務の情報化、省エネのための運用改善方策、維持保全を考えた企画・設計、施設管理における公的機関の取り組み、公共のファシリティマネジメント、これからの公共施設経営、建築保全業務の実務、公的機関における公共施設マネジメントの取り組み、ファシリティマネジメントに基づく具体的な取り組みとその実践例、施設管理者の法的責任、オフィス改革と知的生産性の向上 -ファシリティマネジメントによる改善事例のご紹介-</p> <p>2. 課題研究等(15.5) ① 課題研究(11.5) ② 演習(I建築物の点検・確認、II中長期保全計画の作成)(4.0)</p> <p>3. 実地見学(5.0)</p> <p>4. その他(3.0) 入校式、修了式、オリエンテーション、ガイダンス</p> <p style="text-align: right;">計 49.0</p>					
前年度からの 主な変更点						
担 当	計画管理部 建築科 (TEL:042-321-7074)					
備 考	<p>オンライン:7月24日～7月28日 集合:7月31日～8月3日 テキスト代(予定) 30,000円(その他、移動交通費3,000円)</p>					

研修名	専門課程 建築設備計画〔電気〕 【ハイブリッド】 （平成15年度～）【隔年実施】					
目的・重点事項	<p>公共建築物の建築設備計画（電気）に関する総合的な専門知識を修得させることを目的とする。以下の点を重点項目とする。</p> <p>① 電気設備をはじめとし、機械設備、入札契約制度、設計者選定、建築基準法、消防法など、関係する幅広い専門知識の体系的な修得</p> <p>② 環境負荷の低減や省エネルギーに配慮した建築設備計画のあり方の修得</p> <p>③ 民間における最新の電気設備の動向の把握</p>					
対象者	<p>国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築の施設整備等における建築電気設備に関する業務を担当し、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 地方整備局の係長又はこれらと同等の職にある者</p> <p>② ①の者と同程度の能力を有すると認められる者</p>					
定員(人)	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計
	4	8	16	2		30
研修期間	81.0時間 13日間			令和5年 8月30日(水)～ 令和5年 9月15日(金)		
カリキュラム内容 (予定時間)	<p>1. 講義(50.0) 営繕行政の動向、品確法と公共建築工事の発注者の役割、設計者選定等、電気設備関係法令、公共工事の会計検査、建築電気設備計画、建築設備計画(I)～(III)、中央監視設備の動向、LAN構築とネットワーク設計/最新の情報通信サービス、映像設備・音響設備、分散型電源の系統連携とスマートグリッド、非常用自家発電、太陽光発電設備の技術動向、建築設備と保全、施設評価による品質マネジメント、ファシリティマネジメント、官庁施設における環境対策、BIM、建築物のセキュリティ、建築物の接地、電気設備のリニューアル計画、建築設備積算(電気)、照明設備、建築設備の耐震設計建築設備と環境、建築基準法と建築設備、消防法と建築設備、建設業法、労働安全衛生法、建築設計者の法的責任、工事検査から見た設計の問題点</p> <p>2. 課題研究(26.0)</p> <p>3. その他(5.0) 入校式、修了式、オリエンテーション、ガイダンス</p> <p style="text-align: right;">計 81.0</p>					
前年度からの 主な変更点						
担 当	計画管理部 建築科 (TEL:042-321-7074)					
備 考	オンライン:8月30日～9月8日 集合:9月11日～9月15日 テキスト代(予定) 38,000円					

研修名	専門課程 木材利用推進 【集合】 (平成 27 年度～)					
目的・重点事項	<p>公共建築物における木材の利用を推進するために必要となる総合的な専門知識を修得させることを目的とする。</p> <p>以下の点を重点項目とする。</p> <p>① 公共建築物の木材利用に関する最新の動向の把握</p> <p>② 公共建築物の木材利用にあたり必要となる関連法令や基準等に関する専門的な知識の修得</p> <p>③ 木造公共建築物の企画・計画にあたって必要となる専門的かつ総合的な知識の修得</p>					
対象者	<p>国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市町村、独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築物の施設整備等に係わる業務を担当し、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 地方整備局の係長又はこれと同等の職にある者</p> <p>② ①の者と同程度の能力を有すると認められる者</p>					
定員(人)	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計
	16	5	8	1		30
研修期間	30.0時間 5日間			令和5年 9月25日(月)～ 令和5年 9月29日(金)		
カリキュラム内容 (予定時間)	<p>1. 講義(17.0)</p> <p>公共建築物における木材利用の推進について、木材及び木質系材料の特性、木造における構造設計上のポイントや留意事項、建築基準法と防耐火設計、木造建築物の耐久性向上のポイント、木造公共建築物の発注、計画・設計段階からの木材調達方法、木造建築物の施工管理、木造設計事例、木造建築物に関する最近の動向、</p> <p>2. 課題研究(2.0)</p> <p>3. 実地見学(7.5)</p> <p>4. その他(3.5)</p> <p>入校式、修了式、オリエンテーション、ガイダンス</p>					計 30.0
前年度からの 主な変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・定員減(35人→30人) ・研修開催時期の変更(11月→9月) ・実施手法の変更(ハイブリッド→集合) 					
担 当	計画管理部 建築科 (TEL:042-321-7074)					
備 考	テキスト代(予定) 17,000円					

研修名	専門課程 公共建築行政〔公共建築工事の発注者の役割〕 【ハイブリッド】 (平成10年度～：平成28年度まで「官庁営繕行政」)					
目的・重点事項	<p>公共建築行政に関する高度な専門知識の修得、施策の企画・立案能力及び業務遂行能力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>以下の点を重点項目とする。</p> <p>① 官公庁施設のサービス価値の最大化を図るため、公共建築物の経営等に必要となる社会経済情勢や官民の動向の把握及び発注者の役割の理解</p> <p>② ストックの有効活用、環境負荷低減、災害対応など、公共建築行政に求められている先導的な役割の理解及び施策の具体化に必要な企画・立案能力の向上</p> <p>③ 発注者の役割を果たすための具体的な方策に関する知識の修得</p>					
対象者	<p>国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築の施設整備等に係わる業務を担当し、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 地方整備局の営繕技術専門官、保全指導・監督官</p> <p>② 地方整備局の技術系課長補佐</p> <p>③ 営繕事務所の技術系課長、保全指導・監督官室長</p> <p>④ ①②又は③の者と同程度の能力を有すると認められる者</p>					
定員(人)	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計
	13	7	4	1		25
研修期間	49.5時間 8日間			令和5年10月17日(火)～ 令和5年10月26日(木)		
カリキュラム内容 (予定時間)	<p>1. 講義(24.0)</p> <p>講話、営繕行政の動向、品確法と公共建築工事の発注者の役割、施設評価による品質マネジメント、公共建築の円滑施工確保対策、都市再構築のトレンド、これからのまちづくり、資産としての建物の価値評価、官庁営繕の環境対策、建築と環境、官庁営繕における木材利用の推進、PFI/PPP、施工管理の動向と公共建築への展開、災害発生時における業務継続支援、建築設計者・工事監理者の法的責任、公共工事の会計検査、公共施設のストックの有効活用、これからの公共施設経営、公共建築におけるプロジェクトマネジメント</p> <p>2. 課題研究(19.5)</p> <p>3. その他(6.0)</p> <p>入校式、修了式、オリエンテーション、ガイダンス</p> <p style="text-align: right;">計 49.5</p>					
前年度からの主な変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・定員減(30人→25人) ・研修期間延長(7日→8日) 					
担当	計画管理部 建築科 (TEL:042-321-7074)					
備考	<p>オンライン：10月17日～10月20日 集合：10月23日～10月26日</p> <p>テキスト代(予定) 40,000円</p>					

研修名	専門課程 建築計画〔企画・設計〕 【ハイブリッド】 (平成11年度～)					
目的・重点事項	<p>公共建築物の建築計画(企画・設計)に関する総合的な専門知識を修得させることを目的とする。以下の点を重点項目とする。</p> <p>① 第一線で活躍する建築家や大学教授、実務家の事例を交えた実践的な講義による公共建築の企画・設計に必要な専門知識の修得及び企画立案能力の向上</p> <p>② 公共建築への社会的要請や今日的課題に対応した施設整備の手法に関する知見の修得</p> <p>③ 建築事業の企画書の作成、技術提案を求めるテーマの設定等を行う課題研究による事業目標を達成する企画・設計とするためのマネジメント能力の向上</p>					
対象者	<p>国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築の施設整備等に係わる業務を担当し、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 地方整備局の係長又はこれと同等の職にある者</p> <p>② ①の者と同程度の能力を有すると認められる者</p> <p>③ 庁舎等公共建築の施設整備等に係わる業務経験を概ね2年以上有している者</p>					
定員(人)	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計
	10	7	17	1		35
研修期間	67.0時間 10日間			令和5年12月11日(月)～ 令和5年12月22日(金)		
カリキュラム内容 (予定時間)	<p>1. 講義(34.5) 講話、営繕行政の動向、品確法と公共建築工事の発注者の役割、設計者選定等、公共工事の会計検査、建築企画(設計コンセプト、まちづくりと公共建築の整備、公共建築企画担当者の役割)、耐震設計法、建築非構造部材の耐震対策、既存建築物の改修・再生、公共建築物における木材活用、官庁営繕における木材利用の推進、建築の環境性能、ユニバーサルデザイン、維持保全を考えた企画・設計、建築設計者の法的責任、設計プロポーザルへの取り組み、公共建築工事積算、委託業務プロセス管理、FMと顧客満足度、BIM、施設評価による品質マネジメント、建築計画における合意形成</p> <p>2. 課題研究(27.0)</p> <p>3. その他(5.5) 入校式、修了式、オリエンテーション、ガイダンス</p> <p style="text-align: right;">計 67.0</p>					
前年度からの 主な変更点	・定員増(30人→35人)・研修期間延長(9日→10日)					
担 当	計画管理部 建築科 (TEL:042-321-7074)					
備 考	オンライン:12月11日～12月15日 集合:12月18日～12月22日 テキスト代(予定) 48,000円					

●「エレベーター設備工事価格等情報データベース」の概要

【背景・現況】

- 平成26年3月「エレベーター設備工事価格等情報データベース」を構築
- 平成26年度以降、毎年度末にデータの拡充、国家機関、地方公共団体等に配付（令和4年度は令和5年3月末に配付）

- 調査対象機関…国家機関、都道府県、政令指定都市、独立行政法人等のうち、エレベーター設備工事の発注実績がある機関（83機関（データベース構築当初は、80機関））
※平成26年度より、すべての都道府県、政令指定都市が参加（発注実績がある国家機関、独立行政法人等は構築時より全て参加）
- 対象工事期間…平成23年1月1日から令和4年12月31日までの契約工事
- ※ 今回、令和4年1月1日～令和4年12月31日までの契約工事を追加

○データベースの構築データ

【令和5年3月追加分】

・エレベーター工事件数 531件（普及型、一般型 1,033台）

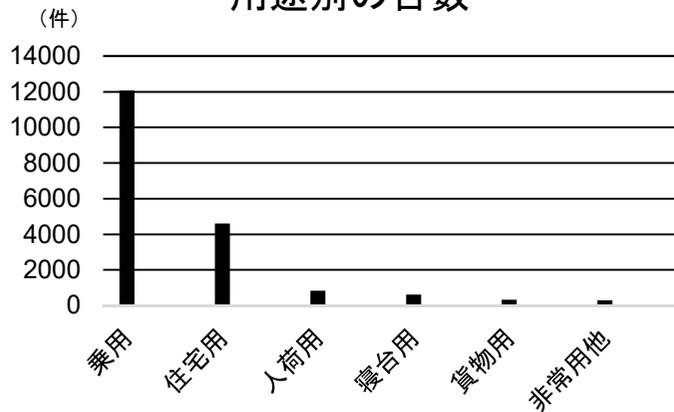
【合計】

・エレベーター工事件数 7,683件（普及型、一般型 18,751台）

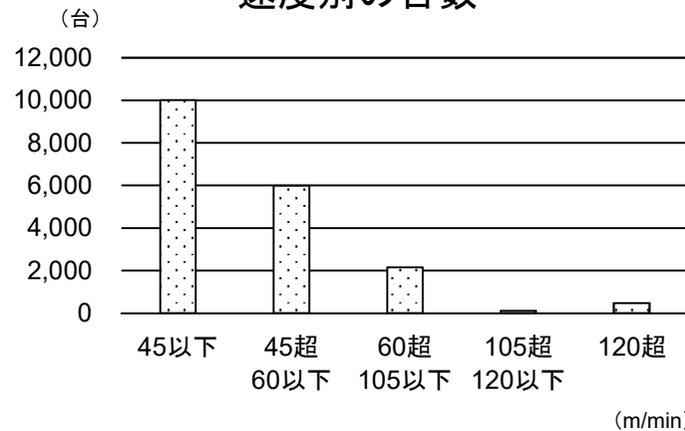
○データベース対象項目

1. エレベーター工事概要
発注年度、工事期間、工事地域、受注者など
2. エレベーター仕様
定員、速度、停止階数、乗場仕様、管制運転など
3. エレベーター本体、監視盤、共通費の価格
見積価格、予定価格、入札価格

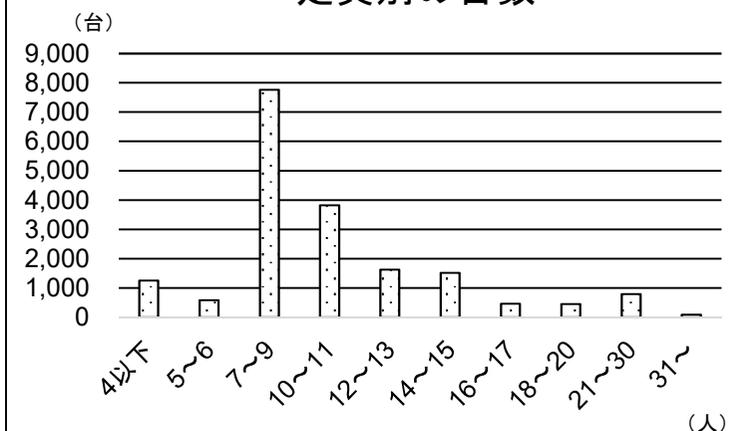
用途別の台数



速度別の台数



定員別の台数



令和5年度も継続して、データの収集及びデータベースの充実を実施予定
（今年度の調査票入力の依頼は、9月下旬頃を想定）

令和5年4月28日
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室

第7回「インフラメンテナンス大賞」の募集開始について（情報提供）

- ・インフラメンテナンス大賞は、日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰するものです。国土交通省が総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、防衛省とともに実施しています。この度、第7回インフラメンテナンス大賞の募集が開始されましたのでお知らせいたします。（募集期間：令和5年4月25日～令和5年6月30日）（詳細は別添記者発表資料参照）
- ・過去の大賞では、地方公共団体施設における取組が官公庁施設分野の優秀賞を受賞しています。官公庁施設におけるメンテナンスの取組事例としてご参考にしてください。
また、所管施設のメンテナンスにおいて実践されている取組について、第7回インフラメンテナンス大賞への応募を是非ご検討ください。

（参考）官公庁施設分野における過去の受賞

- ・「旧国立駅舎再築、市指定文化財の復元と利活用の取組」（第5回インフラメンテナンス大賞 優秀賞）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/pdf/05_28.pdf

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award_05.html

総務省 文部科学省 厚生労働省
農林水産省 経済産業省
環境省 防衛省 同時発表

令和5年4月25日
大臣官房公共事業調査室
総合政策局公共事業企画調整課

第7回「インフラメンテナンス大賞」募集を開始します ～新たに内閣総理大臣賞と環境大臣賞を創設！～

国土交通省は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、防衛省とともに「第7回インフラメンテナンス大賞」の募集を開始します。
今回より内閣総理大臣賞・環境大臣賞が新設されるとともに、環境省が新規参画します。

インフラメンテナンス大賞は、日本国内の社会資本のメンテナンス（以下「インフラメンテナンス」という。）に係る優れた取組や技術開発を表彰するものです。表彰により、好事例として広く紹介することで、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的として実施するものです。

国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、防衛省が所管する施設について、以下の各部門における優れた取組や技術開発を行った方に対して、有識者による審査を経て、内閣総理大臣賞、各省大臣賞、特別賞、優秀賞を決定します。

- ア： メンテナンス実施現場における工夫部門
- イ： メンテナンスを支える活動部門
- ウ： 技術開発部門



第6回表彰式（令和5年1月13日）
斉藤国土交通大臣より表彰状授与

<第7回インフラメンテナンス大賞 募集概要>

※詳細は、「応募要領」（別添1）をご確認ください。

応募期間：令和5年4月25日（火）～令和5年6月30日（金）

応募方法：WEBフォームで提出

応募ページはこちらから ⇒ <https://www.im-award-form.jp/index.html>

（応募様式（エクセル形式）もダウンロードいただけます）

今後の予定：令和5年秋頃 受賞者決定

令和5年冬頃 表彰式

以下HPにて、過去の受賞者の取組概要や第7回応募要領等をご覧頂けます。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 前羽、萩野

TEL：03-5253-8111（内線24514、24554）03-5253-8912（直通）

国土交通省大臣官房公共事業調査室 大西、五十嵐

TEL：03-5253-8111（内線24294、24298）03-5253-8258（直通）

建築保全業務共通仕様書等の改定について

建築保全業務共通仕様書、建築保全業務積算基準、建築保全業務積算要領（以下「共通仕様書等」という。）について、法令改正、技術開発など建築保全業務を取り巻く環境の変化への対応、利用者ニーズへの対応を図り、令和5年版として改定いたしました。

共通仕様書等の主な改定事項については、以下のとおりです。

（建築保全業務共通仕様書令和5年版）

第1編 総則

第1章 総則

第1節 一般事項

○【1.1.2 用語の定義】

- ・「書面」の定義を追加。

○【1.1.5 書面の書式及び取扱い】

- ・電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を可能とする。

第3節 業務現場管理

○【1.3.6 業務の安全衛生管理】

- ・「アスベスト」を「石綿」に変更。

○【H30版 1.3.8 喫煙場所】

- ・項目を削除。

第5節 業務に伴う廃棄物の処理等

○【1.5.1 廃棄物の処理等】

- ・産業廃棄物処理のマニフェストの扱いに電子マニフェストの対応を追記。

第6節 業務の検査

○【2.2.1 作業用足場等】

- ・仮囲いの削除（その他同じ記載箇所は同様に削除）。

第2編 定期点検等及び保守

第1章 一般事項

○【1.2.2 12条点検の実施】

- ・「なお、同一年度に～」の記載は、2編 1.1.8(b)により削除。

第2章 建築

第2節 外部

○【2.2.1 屋根】

- ・表2.2.1 7. ルーフドレン・といの備考を追加。

○【2.2.9 自動ドア（外部用）】

- ・引き戸式の自動ドアに適用することとし、開き戸の自動ドアの点検項目を削除。
- ・戸車、ベルト、振止めの交換は、保守の範囲に含むことを追記。
- ・JIS制定に伴う作業項目・作業内容の見直し。

第4節 構造部

○【2.4.2 免震部材等】

- ・免震部材等の点検は、特記とする。参考として作業項目・作業内容を例示。

第3章 電気設備

第1節 一般事項

○【3.1.4 絶縁抵抗測定】

- ・接地抵抗測定を削除。
- ・表3.1.1の高圧回路の定格測定電圧の500V又は1,000Vを1,000V又は5,000Vに見直し。
- ・(a)(c)(d)(e)の説明書きを追記。

○【3.1.5 接地抵抗測定】

- ・3.1.4の接地抵抗測定を記載。
- ・(b)(c)の説明書きを追記。

第2節 電灯・動力設備

○【3.2.1 照明器具】

- ・「なお、部品点検の～」は削除し、表3.2.1 照明器具の備考に記載。
- ・表3.2.1 照明器具の1. 本体等⑤は削除し①により点検。

○【3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤】

- ・SPDが設けられている場合の損傷、変色、動作表示の有無の確認を追加。
(第3章全般に渡り、必要な個所に追記)

第3節 受変電設備

○【3.3.1 配電盤等（内部機器を除く）】

- ・H30版(a)を削除。

○【3.3.2 変圧器】

- ・表3.2.2 変圧器の2. 油入変圧器の周期及び備考の見直し。

○【3.3.6 避雷器、3.3.7 高圧負荷開閉器】

- ・閉鎖形気中開閉器（PAS）の扱いを追記。

○【3.3.7 高圧負荷開閉器】

- ・表3.3.7へ4. 地中線用開閉器（UAS、UGS）及び備考の追記。

○【3.3.8 高圧カットアウト】

- ・H30版表3.3.8③の作業内容を削除。

○【3.3.10 力率改善装置】

- ・H30版3.3.10⑤の作業内容を削除。

○【3.3.11 指示計器・保護継電器】

- ・「なお、本項は、受電点の地絡保護装置（継電装置）にも適用する。」を追記。
- ・表3.3.11⑧の作業内容の「ただし、～」の記載を追記。

○【3.3.15 非常予備電源（自家発電設備）との切替試験】

- ・新規に項目を追加。

第4節 自家発電設備

○【3.4.1 自家発電装置】

- ・(a)(b)の記載項目の見直し。
- ・「(e)次回の定期点検及び保守で、交換が必要となる潤滑油、フィルター等の消耗品、消耗部品を洗い出し報告する。」を追記。

○【表3.4.1 1. 発電機室】

- ・H30版の④の作業内容を⑦へ移動。

○【表3.4.1 3. 原動機】「a. ディーゼル機関・ガス機関」

- ・⑤の作業内容を「各系統の潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況を、オイル試験紙又は性状分析にて確認。」に見直し。
- ・⑨の作業内容にカートリッジ式の燃料フィルターの交換（カートリッジの交換）を追記。
- ・⑫の作業内容の潤滑油の排出及び新油の給油を削除。

○【表3.4.1 3. 原動機】「b. ガスタービン」

- ・④の作業内容として「潤滑油量が適正で、潤滑油に著しい汚損や変質がないことの確認」を追加。
- ・⑥の作業内容にカートリッジ式の燃料フィルターの交換（カートリッジの交換）を追加。

○【表3.4.1 4. 発電機】

- ・⑥の作業内容に「軸受けのグリス又は潤滑油の確認」を追記。

○【表3.4.1 5. 発電機制御盤類（発電機盤、自動始動盤、補機盤）】

- ・「a. 盤本体・内部配線等」の作業内容に⑦各表示灯及び液晶ディスプレイ（LCD）の点検を追記。

○【表3.4.1 6. 補機附属装置類】

- ・「d. 燃料タンク」の作業項目・作業内容・周期の見直し。
- ・「l. 排気装置」h. の作業項目に黒煙除去装置と備考欄の追記。

○【表3.4.1 10. 運転機能】

- ・a. の名称を「試運転」から「無負荷運転」に変更。
- ・H30版のa. 試運転⑦をb. 保護装置①に移行及び備考欄の追記。
- ・「c. 燃料の切替性能」の追加。
- ・「d. 実負荷運転」の備考欄の追記。
- ・H30版のb. 調速機をe. 調速機に移行及び②備考欄の追記。

- ・「f. 予防的な保全策」の追加。

第5節 直流電源設備

○【3.5.1 共通事項】

- ・(a)(b)の記載内容の見直し。

○【3.5.2 整流装置】

- ・「2. 機能」の作業内容に「⑤均等充電機能を有する場合は、均等充電から浮動充電への自動切替動作の確認」を追記。

第6節 交流無停電電源設備

○【3.6.1 共通事項】

- ・「(a) 本項は、ネットワークのサーバーや中央監視制御装置等の非常用予備電源として使用されるものに適用し、防災負荷の非常用予備電源として使用されるものには適用しない。」を追記。

第7節 太陽光発電設備

○【3.7.1 太陽光発電装置】

- ・(a)の記載内容の見直し。(適用範囲を100kW未満から、電気事業法で定める小出力発電設備(出力10kW以上50kW未満)に変更。)
- ・表3.7.1の作業項目・作業内容・周期の見直し及び備考の追記。

第8節 風力発電設備

○【3.8.1 風力発電装置】

- ・(a)の記載内容の見直し。(適用範囲を受風面積20㎡未満から、電気事業法で定める小出力発電設備(出力20kW未満)に変更。)

第9節 通信・情報設備

○【3.9.2 構内交換装置】

- ・(a)の記載内容の見直し。
- ・表3.9.2の2. 機能 a. 中央処理系の作業内容⑤及び⑥の追加。
- ・H30版の表3.9.2の2. 機能 b. 通話路系の作業内容⑧の削除。
- ・表3.9.2の6. 運転環境の作業内容②～④の追加。
- ・表3.9.2の作業項目8. 停電対応の追加。

○【3.9.9 監視カメラ装置】

- ・H30版の表3.9.9の5. VTRの削除。
- ・表3.9.9の作業項目12. 監視操作部の追加。

第10節 外灯

○【3.10.1 外灯】

- ・表3.10.1の1. 灯具①の備考欄の追記。
- ・表3.10.1の1. 灯具②をHID灯とLED灯の記載に見直し。
- ・表3.10.1の3. 太陽電池、蓄電池の追加。
- ・表3.10.1の4. 絶縁抵抗の「なお、太陽電池～良い。」の追記。

第12節 雷保護設備

○【3.12.1 雷保護】

- ・「(a) 本項は、建築基準法に規定する避雷設備及びこれに類する避雷設備に適用する。」の追記。

第13節 構内配電線路・構内通信線路

○【3.13.1 構内配電線路・構内通信線路】

- ・「なお、構内に設けられる～による。」の追記。

第4章 機械設備

第3節 冷熱源機器

○【4.3.1 チリングユニット】

- ・フロン排出抑制法に係る点検の記述を「フロン排出抑制法に基づく簡易点検を3か月以内ごとに実施する。なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力合計が7.5kW以上）の定期点検は特記による。」に変更。

○【4.3.1 チリングユニット】

- ・(c)の記載内容の見直し。
- ・表4.3.1の9.冷水及び冷却水系統d.ドレンパンの点検時期の見直しと備考の追記

○【4.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット】

- ・(c)の記載内容の見直し。
- ・表4.3.2の9.水系統d.ドレンパンの点検時期の見直しと備考の追記。

○【4.3.3 遠心冷凍機】

- ・(c)の記載内容の見直し。
- ・表4.3.3の7.冷媒系統の③の追記。

○【4.3.6 パッケージ形空気調和機】

- ・適用範囲を冷房能力が単体で28kW以上から、定格冷房標準能力56kW以下に変更。
- ・(a)～(f)の記載内容の見直し。
- ・表4.3.6を(A)屋外機と(B)屋内機に全面見直し。

○【4.3.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機】

- ・適用範囲を冷房能力が単体で28kW以上から、定格冷房標準能力85kW以下に変更。
- ・(a)～(e)の記載内容の見直し。

○【4.3.8 氷蓄熱ユニット】

- ・(a)の適用範囲を冷房能力が単体で28kW以上から、圧縮機用電動機出力11kWを超えるものに変更。
- ・(d)の記載内容の見直し。

○【4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機】

- ・表4.4.4の7水系統b.ドレンパンの備考欄の追記。

○【4.4.5 ファンコイルユニット・ファンコンベクター】

- ・(b)のシーズンイン点検をファンコイルユニットとファンコンベクターに変更。
- ・表4.4.5の4排水系統に追記と(a)ドレンパン及び(b)ドレン排水の備考欄の追記。

○【4.4.6 空気清浄装置】

- ・表 4.4.6 の周期 I、II を合わせて周期に修正。

○【4.4.10 全熱交換器】

- ・表 4.4.10(A)(B)(C) の 3. 熱交換エレメントの c. エアシール、d. 駆動装置及び e. ケーシングの(回転型に限る)を追記。

第5節 給排水衛生機器

○【4.5.2 受水タンク・高置タンクの清掃】

- ・(c)の水質検査を5項目から4項目へ見直し。
- ・(c)H30版の「なお、長期休止明けに～を行う。」を削除。

○【4.5.7 ポンプ】

- ・(a)の小型給水ポンプユニットの(電動機の定格出力の合計が7.5kW以下)を追記。

第5章 監視制御設備

第2節 中央監視制御装置

○【5.2.1 中央監視制御装置】

- ・表 5.2.1 H30版の 5. 記録装置 a. ラインプリンタ・ロギング、作業内容の②及び b. ハードコピー装置の削除。
- ・表 5.2.1 の 5. 記録(印字)装置 a. プリンタ等の作業内容①を見直し。

第6章 防災設備

第2節 消防用設備等

○【6.2.1 適用】

- ・(c)の「なお、非常電源(自家発電設備)は、～の当該事項による。」を追記。

○【6.2.2 点検・保守】

- ・(c)の「なお、自動火災報知設備は、～を復元する。」を追記。
- ・(e)(f)の項目を追加。

第3節 建築基準法関係防災設備

○【6.3.2 非常用照明装置】

- ・(b)の項目を追加。
- ・表 6.3.2 の 3. 照度測定 of 備考を追記。
- ・表 6.3.2 の 4. 予備電源の作業内容①②の項目を追加。

○【6.3.3 防火設備】

- ・H30版の表 6.3.3(A) 2. 機能点検 b. 自動閉鎖装置ハ. 防火シャッターの危害防止装置の作業内容の一部項目を 3. 総合点検 a. 防火戸及び b. 防火シャッターに移動。
- ・H30版の表 6.3.3(A) の 3. 総合点検③の項目を削除。
- ・H30版の表 6.3.3(B) の 2. 機能点検 a. 自動閉鎖装置ロ. 危害防止装置の作業内容③を削除。

- ・ H30 版の表 6.3.3(C) の 3. 総合点検③の項目を削除。
- 【6.3.4 防火ダンパー】
 - ・ H30 版の表 6.3.4 の 3. 総合点検③の項目を削除。
- 【6.3.5 排煙設備】
 - ・ (e) の記載内容の見直し及び「なお、備考欄に～特記による。」を追記。
 - ・ H30 版の表 6.3.5(B) の 3. 総合点検⑥の項目を削除。
 - ・ H30 版の表 6.3.5(C) の 3. 総合点検⑥の項目を削除。
 - ・ 表 6.3.5(E) を追加。
 - ・ H30 版の表 6.3.5(E) の 1. 外観点検・機能点検 h. 絶縁抵抗を削除。

第7章 搬送設備

第2節 エレベーター

- 【7.2.2 修理、取替え、交換等】
 - ・ 表 7.2.2 保守契約の種別（POG契約）から昇降路ピットの戸開走行保護装置を削除。
- 【7.2.4 点検共通事項】
 - ・ (a) の後段に「なお、ロープ式エレベーター～特記による。」を移動。
 - ・ 表 7.2.4(a) のエレベーターの種類を見直し。
- 【7.2.5 ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）】
 - ・ 「7.2.5 ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）」に見直し。
 - ・ (a) の項目を追加。
- 【7.2.6 ロープ式エレベーター（機械室なし）】
 - ・ 「7.2.6 ロープ式エレベーター（機械室なし）」に見直し。
 - ・ (a) の項目を追加。
- 【7.2.8 油圧式エレベーター（間接式）】
 - ・ 「7.2.8 油圧式エレベーター（間接式）」に見直し。
 - ・ (a) の項目を追加。
- 【7.5.1 二段方式機械式駐車装置】
 - ・ 「7.5.1 二段方式機械式駐車装置」に見直し。
 - ・ (a) の記載内容を見直し
 - ・ (b) の記載を地上二段式及びピット二段昇降式に見直し
 - ・ 表 7.5.1 を見直し。

第3編 運転・監視及び日常点検・保守

第2章 建築

第1節 建築

- 【2.1.1 建築】
 - ・ 表 2.1.1 の 2. ルーフドレン・といの備考の追記

第3章 電気設備

第2節 電灯・動力設備

○【3.2.1 電灯・動力】

- ・「なお、サーモラベルが～確認する。」を追加。

第3節 受変電設備

○【3.3.1 受変電】

- ・(b)の「なお、低圧母線等～確認する。」を追加。
- ・H30版の表3.3.1の3.高圧機器c.計器用変圧器・変流器の②を削除。
- ・表3.3.1の3.高圧機器a.変圧器の②～④及び備考を追記。
- ・表3.3.1の3.高圧機器b.交流遮断機・断路器・負荷開閉器・電磁接触器の②及び備考を追記。
- ・表3.3.1の3.高圧機器c.計器用変圧器・変流器の③及び備考を追記。
- ・表3.3.1の3.高圧機器e.高圧進相コンデンサ・直列リアクトルの②及び備考を追記。

第5節 直流電源設備

○【3.5.1 直流電源装置】

- ・(a)の「本節は、～に適用する。」を追加。

第6節 交流無停電電源設備

○【3.5.1 直流電源装置】

- ・(a)の「本項は、ネットワークの～には適用しない。」を追加
- ・(b)の「定格出力容量200KVA以下のものとし」を追記

第7節 太陽光発電設備

○【3.7.1 太陽光発電装置】

- ・(a)の記載内容の見直し。(適用範囲を100kW未満から、電気事業法で定める小出力発電設備(出力10kW以上)に変更。)
- ・表3.7.1の作業項目・作業内容の見直し及び備考の追記。

第8節 風力発電設備】

○【3.8.1 風力発電装置】

- ・(a)の記載内容の見直し。(適用範囲を受風面積20㎡未満から、電気事業法で定める小出力発電設備に変更。)

第12節 構内配電線路・構内通信線路

○【3.12.1 構内配電線路・構内通信線路】

- ・「なお、構内に～周期は1Mとする。」を追記

第4章 機械設備

第2節 冷熱源機器

○【4.2.2 運転・監視記録】

- ・H30版の「ただし、パッケージ形空気調和機～特記による。」を削除。
- ・表4.2.2パッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を削除。

第3節 空気調和等関連機器

○【4.3.2 空気調和等関連機器】

- ・表4.3.2の5.ファンコイルユニットの③の追記と備考の見直し。

第4編 清掃

第1章 一般事項

第1節 一般事項

○【1.1.2 用語の定義】

- ・(7)「木製床」の定義をウレタン樹脂ワニス塗りのフローリングに見直し。

○【1.1.4 清掃業務の範囲】

- ・(e)、(f)を追記。

○【1.1.5 支給品】

- ・1.1.5支給品を追加。

○【1.1.13 注意事項】

- ・(d)を追記。

第2章 建築内部の清掃

第1節 床の清掃

○【2.1.4 木製床】

- ・表2.1.4の2.拭き、部分拭き、3.補修、4.洗浄の作業内容及び備考の見直し。

第2節 場所別の清掃

○【各節 共通】

- ・照明器具を（蛍光灯）と（LED灯）に分けて照明器具（LED灯）の作業内容を追加。

○H30版の【2.2.11 喫煙スペース】

- ・項目を削除。

第3章 建物外部の清掃

第4節 建物周囲

○【3.4.6 喫煙スペース】

- ・表3.4.6を追加。

第5編 執務環境測定等

第2章 空気環境測定

第2節 測定

○【2.2.1 空気環境測定】

- ・表2.2.1の2.～6.の測定器等の「又は～有するもの」の削除。
- ・表2.2.1の2.一酸化炭素の含有率及び4.温度の管理基準値の見直し。

- ・（注）及び※の記載の見直し。

第3章 照度測定

第2節 測定

○【3.2.1 照度測定】

- ・表3.2.1 維持照度の記載の見直し。

第4章 吹付け石綿等の点検

- 全章に渡り「アスベスト」を「石綿」に見直し。

第5章 ねずみ等の調査及び防除

○【5.1.1 適用】

- ・記載内容の見直し。

第6編 警備

第1章 一般事項

第1節 一般事項

○【1.1.2 用語の定義】

- ・(2)の記載内容の見直し。
- ・(3)「出入管理」を追記。
- ・(4)「巡回」の記載内容の見直し。
- ・H30版の(5)「動哨」の削除。
- ・(7)「防災センター業務」、(8)「緊急対処業務」、(19)「業務妨害」を追記。

○【1.1.5 警備計画書等】

- ・(d)を追記。

○【1.1.8 鍵の取扱い】

- ・「カードキー等を含む」を追記。
- ・(7)を追記。

第2章 警備業務

第1節 施設警備業務

○【2.1.4 業務内容】

- ・表2.1.4の1. 防犯・防災監視の業務内容①、②の見直し。
- ・表2.1.4の2. エレベーター及びエスカレーター管理のエスカレーターの追記。
- ・表2.1.4の6. 遺失物の取り扱いの「遺失者への返還と警察への届出」を追記。
- ・表2.1.4の10. 業務妨害への対応を追記。

別表 点検等及び確認整理表

○別表 建築物の敷地及び構造。

- ・四 建築物の内部 (36) (37) 警報設備の追記。

(建築保全業務積算基準令和5年版)

第1章 総則

第1節 一般事項

○【1.1.3 規定外の設置】

- ・用語の修正。「見積りその他の積算資料」を「見積り、刊行物の掲載価格や過去の実績等」に見直し。

(建築保全業務積算要領令和5年版)

○【共通事項】

- ・用語の修正。「見積りその他の積算資料」を「見積り、刊行物の掲載価格や過去の実績等」に見直し。

第1編 一般事項

第2章 保全業務費の算定

○【2.2 直接物品費の算定】

- ・表2.2を大区分、中区分、小区分に整理し、記載内容を見直し。

○【2.3 業務管理費の算定】

- ・表2.3を大区分、中区分、小区分に整理し、記載内容を見直し。

○【2.4 一般管理費等の算定】

- ・表2.4を大区分、中区分、小区分に整理し、記載内容を見直し。

第2編 標準歩掛り

第1章 一般事項

- ・(c)点検周期Ⅱの積算方法を「見積りによる」に見直し。
- ・(e)「表1.1業務分類」を大区分、中区分、小区分に整理し、分類を見直し。

第2章 定期点検等及び保守

○【2.1.4 自動ドア・電動書架】

- ・1.自動ドアの片開き、両開きを削除。

2.2 電気設備

○【2.2.1 電灯設備・動力設備】

- ・1.照明器具、2.分電盤、開閉器箱、照明制御盤、3.耐熱形分電盤、4.制御盤の備考を追記。

○【2.2.2 受変電設備】

[受変電設備(高圧・低圧)]

- ・2.変圧器(高圧)(2)油入変圧器の歩掛りを追記。
- ・7.高圧負荷開閉器(4)地中線用開閉器(UAS・UGS)を追加。
- ・10.力率改善装置のモールド及び油入直列リアクトルを直列リアクトルにまとめる。
- ・11.指示計器、保護継電器(2)保護継電器(熱動形保護継電器を除く。)の備考を追記。
- ・11.指示計器、保護継電器(3)熱動形保護継電器の項目を追加。
- ・13.非常予備電源との切換試験の項目を追加。

- 【2.2.3 自家発電設備】
 - ・(a)の記載内容の見直し。
 - ・(b)の「周期が6Mの歩掛り」を追記。
 - ・1.ディーゼル機関、2.ガス機関、3.ガスタービンの周期1Yの歩掛りの見直し。
 - ・1.ディーゼル機関、2.ガス機関、3.ガスタービンの備考の追記
- 【2.2.6 太陽光発電設備】
 - ・1.太陽光発電装置の周期6Mを削除。
- 【2.2.8 通信・情報設備】
 - ・3.拡声装置の(1)操作装置・遠隔操作器を追記。
 - ・3.拡声装置の(2)マイクロホンの歩掛りを追記。
 - ・3.拡声装置の(4)通信用SPDの歩掛りを追記。
 - ・7.テレビ共同受信装置の備考を追記。
 - ・H30版の(5)VTRを削除。
 - ・9.監視カメラ装置の(12)監視操作部及び(13)通信用SPDの項目を追記。
- 【2.2.9 外灯】
 - ・外灯の項目の(1)灯具、(2)支持柱、(3)絶縁抵抗の記載及び(4)太陽電池、蓄電池の項目を追記。
- 【2.2.12 構内配電線路・構内通信線路】
 - ・(注)の記載を追記。
- 2.3 機械設備
 - 【2.3.2 冷熱源機器】
 - ・7.パッケージ形空気調和機の歩掛りを見直し。
 - ・8.ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の歩掛りを見直し。
 - 【2.3.3 空気調和等関連機器】
 - ・10.ポンプの歩掛りの見直し。
 - 【2.3.4 給排水衛生機器】
 - ・H30版の(2)を削除。
 - ・1.受水タンク・高置タンク(2)清掃の保全技術員補の歩掛りを見直し。
 - ・1.受水タンク・高置タンクの備考の追記。
 - ・3.汚水槽・雑排水槽の備考の追記。
 - ・4.ポンプの歩掛りの見直し。
 - ・5.ガス湯沸器、6.電気温水器、8.衛生器具の備考の追記。
 - 【2.3.5 ダクト・配管・水質管理】
 - ・1.ダクトの備考を追記
- 2.5 防災設備
 - 【2.5.1 一般事項】
 - ・H30版の(d)を削除。
 - 【2.5.2 消防用設備等】
 - [屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備]
 - ・2.屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備(2)総合点検の備考の()書きを追記。
 - [避難器具]
 - ・14.避難器具(2)総合点検の救助袋の歩掛りを見直し。
 - 【2.5.3 建築基準法関係防災設備】
 - ・(b)の記載を追記。
 - [非常用照明装置]
 - ・1.非常用照明装置(3)予備電源を追加。
 - [排煙設備]
 - ・10.予備電源【自家発電装置】を追加。

2.6 搬送設備

- 【2.6.1 エレベーター】
 - ・歩掛り表の項目の名称を見直し。
 - ・H30版の歩掛り表 カ.戸開走行保護装置の備考を削除。
- 【2.7 工作物・外構等】
 - ・歩掛り表の（ ）書きの見直し及び追記。

第3章 運転・監視及び日常点検・保守

3.2 電気設備

- 【2. 受変電設備】
 - ・(3) 高圧機器の変圧器、交流遮断器・断路器・負荷開閉器・電磁接触器、計器用変圧器・変流器及び高圧進相コンデンサの周期1Mの歩掛りを追加。
- 【6. 太陽光発電設備】
 - ・(3) 交流集電箱、開閉器箱、(5) 交流電源設備、交流無停電電源設備、(7) データ収集装置の歩掛りを追加。
 - ・(4) パワーコンディショナの歩掛りを見直し。

3.3 機械設備

- 【2. 冷熱源設備】
 - ・H30版の(5) パッケージ形空気調和機、ガスエンジン式パッケージ形空気調和機を削除。

第4章 清掃

4.2 建物内部の清掃

- 【4.2.1 床の日常清掃】 【4.2.2 床以外の日常清掃】 【4.2.3 日常巡回清掃】
 - 【4.2.4 床の定期清掃】 【4.2.5 床以外の定期清掃】
 - ・喫煙スペースの項目を削除。
- 【4.2.4 床の定期清掃】
 - ・弾性床の剥離洗浄の周期3Yを追記。
- 【4.2.5 床以外の定期清掃】
 - ・2. 窓ガラス（内部）の歩掛りを追加。
 - ・8. 照明器具（LED灯）の歩掛りを追加。

4.3 建物外部の清掃

- 【4.3.2 日常清掃】
 - ・6. 喫煙スペース（日常・日常巡回清掃）の歩掛りを追加。

第6章 警備

- 【1. 施設警備業務】
 - ・(10) 業務妨害への対応を追加。

品確法改正を受けた官庁営繕事業に係る設計業務等の取組

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の改正(令和元年6月14日)を受けた、官庁営繕事業に係る設計業務等の取組は以下のとおり。【ポイント: 主な項目に対する取組を整理。赤字が改正後の取組。】

主な項目	品確法・基本方針・運用指針	官庁営繕の取組
【業務発注段階】		
① 予定価格の適正な設定	<ul style="list-style-type: none"> ・履行の実態等を的確に反映した積算を行う ・最新の業務履行の実態等を踏まえて積算基準を見直す 	※赤字は品確法改正R1.6.14以降の取組 ○「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」制定(H21.4、H31.2改定)
② ダンピング受注の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定する 	○「低入札価格調査基準」設定(H19.4～)
③ 履行時期の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な発注、繰越明許費や債務負担行為の活用により、実施の時期の平準化を図る 	○「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」作成(R2.10)
④ 適正な履行期間の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件が適正に確保されるよう、適正な履行期間を設定する 	○「適正な履行期間の設定」 ○「履行時期の平準化と適切な業務発注」
⑤ 適切な入札契約方式の選択と技術的能力の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務等においてはプロポーザル方式により技術提案を求める ・若手技術者の登用等も考慮する 	○原則全ての新築設計業務におけるプロポーザル方式の採用(H6.6～)(※) ○「建築設計業務委託の進め方」作成(H30.5) ○若手技術者の配置促進の取組の試行(R1.7～)
【業務履行段階】		
⑥ 条件明示と適切な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に設計条件を明示する ・必要と認められるときは、設計仕様書の変更及びこれに伴い必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う 	○「官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式」制定(H27.3) ○「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」作成(R2.3)
⑦ 履行状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・休日明け日を依頼の期限日にしない等のウィークリースタンスの適用等により、履行状況の確認を適切に実施する 	○「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」作成(R2.10)[再掲] ○「手戻り防止のための設計業務プロセス管理」 ○「業務環境の改善と生産性向上」
⑧ 情報通信技術(ICT)を活用した生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・BIM/CIMや三次元データを積極的に活用するとともに、情報共有システム等の活用の推進に努める 	○全ての新営設計業務及び新営工事にEIR(発注者情報要件)を原則適用、BIMデータを活用した積算業務を試行(R5.4～) ○「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」の改定、 「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」の新規制定(R5.3)
【発注者間の連携】		
⑨ 業務実績及び成績評定結果の相互活用	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績等についてはPUBDIS等を積極的に活用し、発注者間での情報共有に努める ・業務成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進する 	○PUBDISによる業務実績及び成績評定結果のデータベース化と発注者間での情報共有(H7～(評定結果はH24～)) ○成績評定の標準化と評定結果の相互利用の促進(H24～)
⑩ 発注者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成・活用の促進に努める 	○「発注者支援業務事例集」作成(H19.5、最終更新H30.5) ○「発注者支援業務等業務委託様式事例集」作成(R1.6)

※「知的財産推進計画2020」(R2.5.27知的財産戦略本部決定)において、「『公共工事の品質確保の促進に関する法律』等を踏まえ、建築設計業務など品質を適切に評価することが必要な業務については、質的な評価により設計者を選定することを徹底する。そのうえで、発注者の取組状況などを踏まえ、必要に応じ、品質を評価すべき知的・創造的業務の明確化など会計法、地方自治法などに基づく公共調達制度や運用の見直しを検討する。」と記載されている。

■ 令和4年度 「公共建築の日」及び「公共建築月間」イベント一覧

地区名	開催日	実施名称	実施概要	会場等	参加人数	参加者のコメント等
中央	11/11～11/22	●公共建築パネル展	「公共建築の日」ポスター及び「官庁施設における木材利用促進への取組について」のパネル展示。	中央合同庁舎第3号館1階玄関ホール（国会側）	-	-
	11/11 ZoomによるLIVE配信	●研究発表会 「木造工事積算手法（数量積算基準及び内訳標準書式）の調査研究」 「国土交通省発注工事の入札結果に関する分析」 「関東圏の建築工事競争入札の二十余年—入札結果データの分析から—」	左の研究について、担当者がZOOMにより研究により得られた結果等について発信。	ホームページ上での応募者への発信を予定	瞬間最高視聴者数160名	アンケートを実施したところ、「とても参考になった」等の高評価が過半数であった。
	11/16 同時LIVE配信 11/28, 29 VOD配信	●保全技術研究会・記念講演会 【保全技術研究会】 研究発表「公共建築マネジメントの状況調査報告」 ○パネルディスカッション「戦略的な公共建築マネジメントの取り組み—その可能性を広げる方策—」 事例発表 ①富山市の事例「中心市街地における統合小学校跡地などの活用について」 ②常総市の事例「随意契約保証型の民間提案制度について」 【記念講演会】 ○「サステナブルな建築と環境」	【保全技術研究会】地方公共団体の公共施設等総合管理計画の見直しは令和3年度に一段落しました。しかし少子高齢化、人口減少、厳しい財政事情に加え、新型コロナウイルスや頻発する災害への対応等の公共建築マネジメントに影響を及ぼす新たな要因が加わりつつあり、その目指す方向が不透明になっています。このような状況で、民間と連携してその活力を生かす事例が増えてきています。今回はそのような事例を紹介しながら、公共建築マネジメントの可能性を広げる方策。 【記念講演会】様々な分野で脱炭素がうたわれるとともに、人口が減少し縮減していく社会状況となっています。はたして、次代へとつないでいくことのできる、サステナブル—すなわち持続可能な建築とはどのようなものなのでしょうか。サステナブルであるためには、従来のような省エネ・創エネへの取り組みだけでなく、製造や建設段階での配慮や工夫、さらにエンドユーザーの環境行動に結びつく快適性・健康性など、これまでに以上に広範な視点が求められます。サステナビリティというキーワードから、これからの建築のあり方。	建築会館ホール（東京都港区芝）	会場参加者42名 Live参加者55名 VOD参加者41名	【保全技術研究会】 ＜富山市事例＞ ・小学校統廃合の都市計画を官民一体で非常に上手く計画されたと感じた。 ・統廃合校跡地の活用について民間に土地化して、新たな街の価値を民間で作っている事例が参考になりました。 ＜常総市事例＞ ・民間提案制度で知的財産を保証したり、市から民間に直営業したりして、民間が投資したい、参加したいと思わせる手法が勉強になりました。 【記念講演会】 ・建設時のCO2排出についてあまり今まで意識していなかったが、今回の講演を機に見直そうと感じました。また高齢化していく街での建て替え工事で、コミュニティが破壊されるのではないかと感じました。 ・SDGsの本質とLCCMの関連性が詳しく知ることができました。公共FMと環境のつながりの方向性が示され、参考となりました。 【WEB配信についてのご意見】 ・全国どこからでも参加できるため、大変ありがたいと思います。
北海道	7/1～10/2	●「公共建築の日」2022フォトコンテスト	募集テーマ：「公共建築と風景、街並み」 ・北海道内の公共建築を題材に風景や街並みなど様々なアングルから切り取った魅力ある写真を募集 【主催】「公共建築の日」及び「公共建築月間」北海道地方実行委員会 【後援】北海道開発局、北海道、札幌市、江別市、石狩市、業界団体等	ホームページ上での応募のみ	デジカメ部門：73件 携帯・スマホ部門：60件	・幅広い年代から、道内はもとより道外からの参加がありました。 ・応募作品のどれもが力作でそれぞれの表現に特徴があり、優秀つけがたい作品ばかりでした。
東北	10/31～12/2	●巡回建築パネル展 ～公共建築関連事業の紹介～	公共建築に関わる各機関の取組を紹介するパネルを東北6県の各会場で展示。	仙台市青葉通地下道ギャラリー、他7会場 (2022/12/5～2023/1/31、PBAのHPにてWEB展示実施)	-	-
関東	11/1～11/30	●公共建築パネル展	関東地方整備局の「営繕部事業年報」、「主要事業」の紹介パネル展示の他、「官庁施設における木材利用促進への取組」のパネルを展示。また、過去の「小学生絵画展」の入選作品などをポストサイズで展示。	さいたま新都心合同庁舎2号館	-	-
	11/7～11/11	●公共建築パネル展	「官庁施設における木材利用促進への取組」を主題としたパネル展示、並びに多摩産材の実物展示を行い、立川市と共同で公共施設における木材活用の取組を紹介。その他庁舎模様の展示やペーパークラフトのポップアップカードの配布を行った。	立川市役所1階	ポップアップカードを40～60枚ほど配布。 60名程度の来場者と想定	・パネル展示だけではなく、多摩産材や庁舎建築で使用した木材サンプルを展示し、本物にふれあえることができたことにより、来場者の理解が深まった様子。 ・会場は国と市の仕切りを無くし、一体感を出すことで共同開催の効果を高めることができた。
	11/1～11/30	●公共建築パネル展	令和3年度に完成した栃木県内の主要な公共建築物及び栃木県内建築系学生、生徒の作品を栃木県庁ホームページ上において展示。	ホームページ上で展示	-	-
	11/7～11/18	●公共建築パネル展	「公共建築の日」、「官庁施設における木材利用促進への取組について」及び「千葉県内を中心とした公共建築の事業紹介」等のパネルを展示。	千葉県庁（1F連絡通路）	-	-

■ 令和4年度 「公共建築の日」及び「公共建築月間」イベント一覧

地区名	開催日	実施名称	実施概要	会場等	参加人数	参加者のコメント等
関東	11/12	横浜市公共建築100周年事業『よこはま建築ひろば』 ●子どもワークショップ ●シンポジウム ●公共建築を巡るデジタルスタンプラリー ●公共建築工事現場見学会 ●子どもの絵画作品上映 ●建築・ガス・電気設備展示	●子どもワークショップ 子どもたちが建築に親しめるような6種類の体験型ワークショップを開催。 ●シンポジウム 建築のプロフェッショナルたちと、これまでとこれからの公共建築を考えるシンポジウムを開催。 ●デジタルスタンプラリー 公共建築を巡る、スマートフォンを使った非接触のスタンプラリーを開催(対象施設において公共建築パネル展も開催)。 ●工事現場見学会 工事中の横浜市開港記念会館において現場見学会を開催。	横浜市役所ほか	・イベント全体の延べ参加者数3,495名 (うちデジタルスタンプラリー参加者数:639名)	・(子どもたちに)建物に興味を持ってもらう良い機会となった。 ・日頃体験できないことができ、貴重な豊かな時間でした。
	10月 ～ 11月	●公共建築パネル展	『信州の公共建築』と題し、「公共建築の日」ポスター及び「長野県内の公共建築の取組について」のパネル展示。	①松本合同庁舎 11/24～11/30 ②長野市役所 11/28～12/1 ③飯田市役所 11/29～12/1	-	-
	11/16	●公共建築フォーラム(仮)	脱炭素社会を目指した環境負荷低減の取り組み、地域産材利用、働き方改革を含めたDX化の促進等、様々な社会的要請を踏まえた取り組み事例の紹介。 (Zoomによる配信)	長野県庁	web配信のため、参加人数の把握は不可	-
	11/1～11/11	●公共建築工事のパネル展	公共工事を紹介するパネルを埼玉県庁内に展示する	埼玉県庁	-	-
北陸	11/8～ 11/13	●公共建築パネル展(新潟)	・国、地方公共団体の完成施設の紹介、防災及び木材利活用等の取組等のパネル展示 ・「公共建築の日」ポスター及び「官庁施設における木材利活用促進への取組について」のパネル展示 ・公共建築賞作品のパネル展示	新潟市民芸術文化会館(りゅうとびあ)、 朱鷺メッセ(ホテル日航新潟31階 Befcolばかうけ展望室)	-	-
	11/28～ 11/30	●公共建築パネル展(富山)	・国、地方公共団体の完成施設の紹介、防災及び木材利活用等の取組等のパネル展示 ・「公共建築の日」ポスター及び「官庁施設における木材利活用促進への取組について」のパネル展示 ・公共建築賞作品のパネル展示	高岡市役所(1階ロビー)	-	-
	11/21～ 11/23	●公共建築パネル展(石川)	・国、地方公共団体の完成施設の紹介、防災及び木材利活用等の取組等のパネル展示 ・「公共建築の日」ポスター及び「官庁施設における木材利活用促進への取組について」のパネル展示 ・公共建築賞作品のパネル展示	金沢港クルーズターミナル(待合エリア)	-	-
	2/3	●学生を対象とした現場見学会	・現場見学 ・質疑応答	県央基幹病院建設工事現場	学生:37名 教員:2名	・現場でしか味わうことのできない雰囲気を感じとても勉強になった。 ・現場を働いている人から話を聞けて、良い体験ができた。 ・工事現場を目にしたときの迫力が凄かった。
	11/12	●金沢城復元「匠の技」セミナー	・金沢城復元工事を実際に行った職人さん達が、復元工事における伝統的建造技術を一般市民の皆様にわかりやすく紹介。	石川県金沢城公園内・五十間長屋	19名	-
	9/27 10/24	●現場見学会	・現場見学 ・質疑応答	富山県警察機動センター新築工事外	9/27:37名 10/24:38名	-
中部	11/1～ 12/20	●公共建築Web展示館Ⅲ ～公共建築技術者等の取組み～	中部地区内の公共建築に携わる技術者等が実施した社会的要請に応えるための取り組みや仕事の事例をWebを利用した展示形式で紹介した。	Web開催	-	-
	11/11	●「公共建築の日」記念講演会 ・「脱炭素社会の実現へ向けた取組やZEB化の推進等(仮)」 講師:田辺新一氏(早稲田大学教授、日本建築学会会長)	田辺新一早稲田大学教授(日本建築学会会長)による「カーボンニュートラルにおける建築の役割とZEBの推進」と題した講演で、住宅・建築分野の取組が重要で、公共建築は範とならなければならないと説明があった。 また、静岡県内民間企業による省エネ・創エネに係る先進的な取組事例を紹介した。	web講演(YouTubeでLive配信)	127名	・ちょうど社内で話題になっていたテーマだった。 ・そもそも何故ZEBが必要なのかが聞けて良かった。 ・世界的な視点での情報提供が参考になった。

■ 令和4年度 「公共建築の日」及び「公共建築月間」イベント一覧

地区名	開催日	実施名称	実施概要	会場等	参加人数	参加者のコメント等
近畿	11/1~11/30	●地球環境にやさしい 公共建築Webギャラリー	近畿地区における最近の公共建築事業（16施設）について、写真やパネルにより、ZEB等の環境配慮の取り組みをWEB上で紹介	Web開催	アクセス数451	-
	11/4	●施設見学会		堺防災総合センター	28名	良かった点 ・防災体験学習のほか、普段みることが出来ない訓練施設まで見れたことを評価するコメントが多かった。 良くなかった点 ・意見なし 今後のイベントへの要望等 ・防災訓練などの施設使用状況の見学
	11/11	●施設見学会		一乗谷朝倉氏遺跡博物館	26名	良かった点 ・説明が分かり易かったこと、展示内容が良かったとのコメントが多かった。 良くなかった点 ・会場のアクセスに関するコメントが多かった。 今後のイベントの要望等 ・木造建物、環境配慮建物（ZEB）、DXに関するイベント
	12/1	●施設見学会		兵庫県立兵庫津ミュージアム	43名	良かった点 ・防火地域の木造建築の工夫、説明が分かり易かった事と最新の展示内容（VR）を評価するコメントが多かった。 良くなかった点 ・見学時間の設定が短かったことが多く指摘された。 今後のイベントへの要望等 ・新しくできた施設や、リフォームによって活用された施設の紹介
中国	11/12	●見学ツアー OPEN HOUSE TOTTORI×鳥取県立博物館	鳥取県立博物館開館50周年に合わせ、施設見学を行った。	鳥取県立博物館	大人21名 子供11名	・施設の新旧問わず、定期的に開催してほしい、公共建築の歴史、流れを県内外との比較等も面白いかも。 ・今回初めて知ったので、今まで参加できずに残念に思います。また参加したい。 ・とても面白かった。県の建物や財産である収容物を守ってくださるのがとても伝わりました。
	11/5	●見学ツアー どこが変わった？県立美術館 ー建築ガイドツアー＋ギャラリートークー	〈県立美術館施設概要説明〉 美術館専門学芸員による施設概要説明（設計者の紹介や展示品の説明等）を行った。 〈建築ガイドツアー〉 美術館特定天井改修工事監督職員のガイドにより美術館のツアーを行った。工事の内容だけでなく、バックヤードや外部空間についても解説した。 〈ギャラリートーク〉 展示室の一室にて、美術館専門学芸員によるギャラリートーク（展示品や展示室について解説）を行った。	鳥根県立美術館	30名	※参加者アンケートをしていないためコメントなし 〈工夫した点〉 SNSを用いて一般の方に広く周知を行った。 イベント記念品として鳥根県庁周辺の公共建築マップが描かれたハンドタオルを製作・配布し、公共建築に関心に向けてもらえるよう工夫した。
	10/29~10/30	●公共建築パネル展 建築フェス2022	一般社団法人岡山県建築士会が、創立70周年を迎えるにあたって開催するイベント「建築フェス2022」と共催し、岡山県内の近現代建築について、写真や紹介文を記載したパネルの展示や、岡山市及び倉敷市の中心部に点在する建築物を紹介するパンフレットを配布することで、建物の魅力を発信し、来場する一般県民に向けてPRする。	イオンモール岡山5階 おかやま未来ホール	400名程度	【課題】 ・家族連れ・子どもの来場も多かったが、模型展示や体験型のブースの方が人気だったので、模型など興味を引く展示が必要だと感じた。
	12/26~12/27	●公共建築パネル展	岡山市における公共建築物の最新事例を紹介するパネルを展示。	岡山市役所1階市民ホール	100人程度	参加者のコメントは特になし。
	11/4~11/6	●公共建築一斉公開イベント 「ひろしまたてものがたりフェスタ2022」	広島市及び呉内の建築物を対象として、公共建築協会、国（中国地方整備局）、広島市、広島県、建築関係団体、大学及び市民団体と連携し、魅力ある建築物の一斉公開イベント（ガイドツアー等）を実施した。	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館、広島県立美術館、広島サッカースタジアムほか広島県内施設	全体で1,247名 （内、広島県主催分166名）	（良かった点） ・アンケートの結果、解説の時間が丁度良く、わかり易いとの回答が多かった。 （良くなかった点） ・解説内容をもっと詳しくして欲しいとの意見もあった。（今後のイベントへの要望等） ・対象施設の拡充や定員数やツアー回数の増加を望む声もあった。
11/20	●クイズラリー 公共建築博士からの挑戦状！スタジアムの謎を解け！	小学生とその保護者を対象に、公共建築の役割や特徴を説明し、雑新みらいふスタジアムに隠された謎について、博士からのクイズにチャレンジしながら解いていき、公共建築への関心を深め、親しみをもってもらう内容とした。（新型コロナウイルス感染症対策のため、午前午後の2回にわけて実施）	雑新みらいふスタジアム	118名 （保護者56名、子供62名）	通常では入れないスタジアムの通信室や特別応接室に入ることができ、とても楽しかった。	

■ 令和4年度 「公共建築の日」及び「公共建築月間」イベント一覧

地区名	開催日	実施名称	実施概要	会場等	参加人数	参加者のコメント等
四国	10/17～10/28	●公共建築パネル展	瀬戸内国際芸術祭2022秋会期に合わせて、四国地方整備局の主催により四国地方整備局、香川県、高松市及び四国旅客鉄道の営繕事業のパネル等を展示し、広報した。	高松港旅客ターミナルビル2階待合室	—	—
	11/7～11/11	●公共建築パネル展	四国地方整備局及び香川県の共催により、近年竣工した四国管内及び香川県内の営繕事業や「官庁施設における木材利用促進への取組について」のパネル等を展示し、広報した。	香川県庁1階ギャラリー	—	—
	11/14～11/18	●公共建築パネル展	県及び市町の協力の元、ウェブ上にて作品展示を実施。	ホームページ上で展示	—	—
	11/17～11/24	●公共建築パネル展(高知県)	県有施設のパネル展示	オーテピア高知図書館	—	—
九州	11/1～11/11	●公共建築パネル展×D×	①3D空間再現ディスプレイ(SRD) ・国交省都市局で公開している北九州市の3次元データ(PLATEAU)や「名瀬第2合同庁舎」のBIMデータで作成した3D映像上映 ・コントローラー操作による3Dディスプレイ体験 ②デジタルサイネージ ・「鹿児島第3合同庁舎」でのBIM活用動画等を上映 ③デジタル3D模型展示 ・「名瀬第2合同庁舎」のBIMデータを3Dプリンターで出力した模型を展示 ④パネル・ポスター展示 ・未来を創るチャレンジ(若手作成ポスター) ・完成施設(長崎県・沖縄県・熊本市・営繕部) ・BIM(DX活用)説明(入省2年目職員作成) ・まちの木造化推進法 ・木造化、木質化事例紹介等	福岡第2地方合同庁舎(玄関ホール)	約120名	・今回のパネル展では整備局インフラDX推進室から機材提供・技術支援など全面協力いただき、公共建築分野においてインフラDXの普及促進や来庁者の方へのアピールを図るためBIMデータの活用映像や3D模型を使って展示を行えたことが良かったです。 ・昼休みの限られた時間の中ですが3D空間再現ディスプレイを使い来場者自らコントローラーを操作してもらい3D映像を自由に動かしながら体験視聴してもらいました。
	11/7～11/11	●公共建築パネル展	「官庁営繕部の取組み」、「公共建築/未来を創るチャレンジ(現場技術者の紹介)」及び「完成施設紹介」等に関するパネルを展示。	熊本地方合同庁舎A棟玄関ホール	—	—
	10/22～10/23	●2022かごしま住まいと建築展	「BIMと遠隔臨場の利用」、「工事中施設紹介(鹿児島第3合同庁舎と名瀬第2合同庁舎)」のパネルを展示。	鹿児島県民交流センター	約460名	—
沖縄	10/28～11/30	●公共建築パネル展	「公共建築の日」ポスター及び「沖縄復帰50周年記念」のパネル展示。 ・沖縄総合事務局の整備事例の紹介。 ・沖縄県及び那覇市の整備事例の紹介。 ・日本建築家協会の活動状況紹介。 ・沖縄県建築士事務所協会の活動状況紹介。 ・沖縄県設備設計事務所協会の建築設備概要説明。 ・講演会開催ポスター掲示。	サンエー那覇メインプレイス店(10.28～11.6)、沖縄県庁(11.7～11.11)、那覇市役所(11.16～11.22)、沖縄総合事務局(11.24～11.30)	—	●良かった点 ・沖縄復帰50周年記念として開催したこともあり各団体から多くのパネル提供があった。 ●良くなかった点 ・特になし。 ●今後のイベントへの要望等 ・各団体HPによるパネル展開催に関する内容の予告。
	11/28	●記念講演会	・沖縄県で活動されている建築家を講師とした記念講演会。 ・沖縄の近代建築のあゆみに関する事例の紹介。 ・リアルタイムによるWEB講演会。	WEB開催(11/28)18:30～20:00	56名	●良かった点 ・貴重な写真や話が多く勉強になった。 ・戦前、戦後の沖縄の建築の歴史の勉強になった。 ・一般に開かれた素晴らしいイベントだった。 ・大変興味深い内容であった。今後の活動に役立つと思う。 ・今までの公共建築の講演と違い、沖縄建築の歴史の視点でとても興味深かった。 ●良くなかった点 ・特になし。 ●今後のイベントへの要望等 ・講演で使用した資料の公表
	11/14	●第14回フォトコンテスト～島の魅力～ ・「みんなの公共建築賞」2点を選定 ・表彰式及び作品展示	沖縄の建設業で働く人々や、建設業が造り出す構造物を撮影した写真を募集。 【主催】沖縄県建設業協会【後援】沖縄総合事務局、沖縄労働局、沖縄県、沖縄県市長会、沖縄県町村会、NHK沖縄放送局	沖縄県庁(表彰式:11/14)(展示:11/14～11/18)	185作品	—

○公共建築工事標準仕様書に既調合しっくい仕様を追加

令和4年3月、各府省庁が使用する統一基準である「公共建築工事標準仕様書令和4年版」既調合しっくいの材料に「内装上塗り用既調合しっくい」を追加し、併せて既調合しっくいでの施工が「せっこうボード下地」と「モルタル下地」でも採用しやすくなりました。

平成31年版 15章 10節 しっくい塗り

15.10.2 材料

(ア) 現場調合材料

- (a) 消石灰は、JIS A 6902又はJIS R 9001による。(以下略)

(イ) 既調合材料

しっくい塗材の種類等は、特記による。

既調合しっくいの材料仕様の規定無し

15.10.3 調合及び塗厚

調合及び各層の塗厚は、特記による。

特記がなければ、木ずり下地の場合は、表15.10.1により、こまい土壁下地の場合は、表15.10.2による。

木ずり、こまい等の特殊な下地の仕様・工法のみ規定

令和4年版 15章 10節 しっくい塗り

15.10.2 材料

(ア) 既調合しっくい材料

- (a) 上塗りは、JIS A 6919(内装上塗り既調合しっくい)による。

(イ) 現場調合材料(H31年版と同じ)

既調合しっくいの材料仕様の規定を明記

15.10.3 調合及び塗厚

(1) 既調合しっくいの調合、塗厚等は、特記による。特記がなければ、次による。

- (ア) せっこうボード下地の場合は表15.10.1

- (イ) モルタル塗り下地の場合は、表 15.10.2 (現場調合の下地はH31版と同じ)

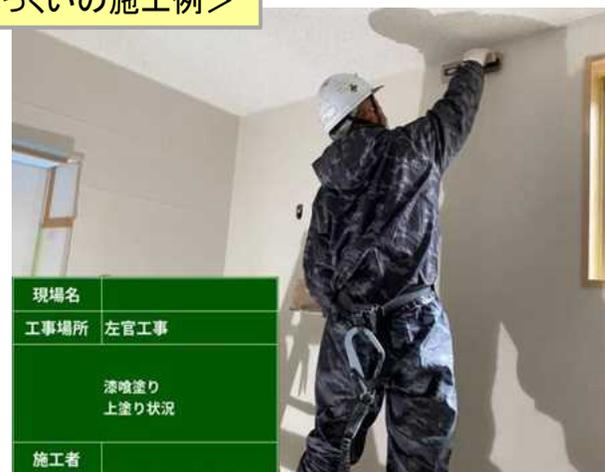
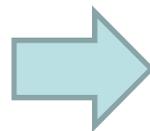
庁舎等に用いられる石膏ボード下地やモルタル下地の仕様・工法を追加

しっくい塗り仕上げに関する技術資料の提供について

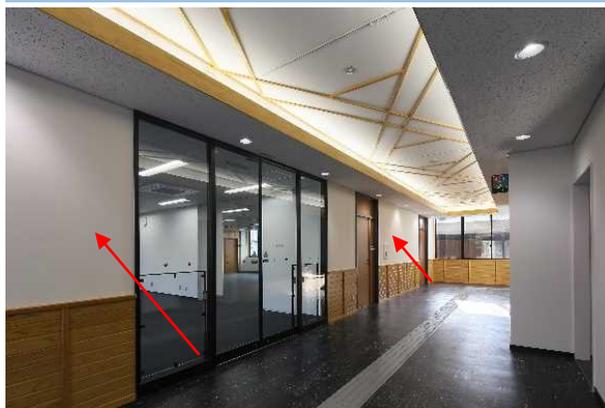
官庁営繕事業でのしっくい塗り採用例

○2022年度に完成した庁舎などから、4件のしっくい塗り事例がありましたのでご紹介します。
 なお、そのうち3件で既調合しっくいが使用されています。

＜せっこうボード下地での既調合しっくいの施工例＞



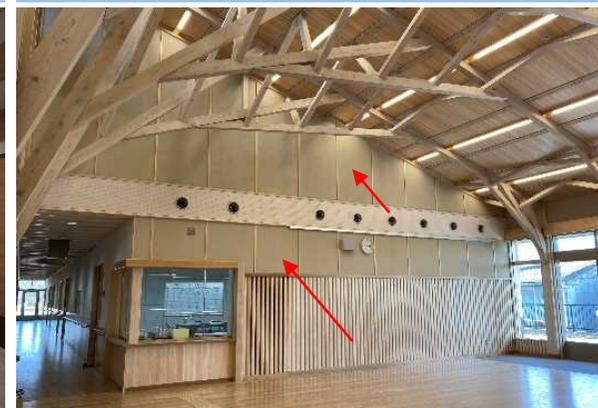
庁舎玄関ホール壁に使用



庁舎会議室壁に使用



研修施設エントランス壁に使用



○新たに「しっくいフォトコンテスト図録」が公開されました

令和4年11月、(一社)日本左官業組合連合会の主催で「第1回しっくいフォトコンテスト2022」が開催され、33点の受賞作品が決定し、入賞作品を紹介する図録が公開されました。既に公開済みの「しっくいまるわかり大辞典」と合わせて技術資料として紹介します。

しっくいまるわかり大辞典



出典: [しっくいまるわかり大辞典](#) | [日本左官業組合連合会 \(sikkui.net\)](#)

しっくいフォトコンテスト図録



第1回

しずく

フォトコンテスト 2022



ごあいさつ



一般社団法人 日本左官業組合連合会
会長 石川 隆司

今日は、お忙しいところ、審査会へご参加いただき、どうもありがとうございました。また、たくさんの応募の中、受賞作品が選ばれたことは大変におめでたいと思っております。

第1回のしゅくいフォトコンテストということで、これだけ素晴らしい作品が集まってくることができました。

聞きますと102点の応募があったようで、施工された方には、本当に頭が下がる思いです。

また、このフォトコンテストにご尽力いただきました担当委員会の岸上委員長始め左官工事PR・構造改善委員会の皆様、しゅくい普及推進WGの中屋敷座長、これだけの盛大な事業を実施していただいたことに感謝申し上げます。

それと、今回審査員として、日本漆喰協会の行平会長、建材フォーラムの編集長でもある(株)工文社の久保社長、雑誌「CONFORT(コンフォルト)〈建築資料研究社〉」エディトリアル・ディレクターの多田様、岸上委員長、広報委員会の菅野委員長、青年部河合本部長には、お引き受けいただき、これより先、また来年も再来年もこのようにやっていただくかもしれませんが、本コンテストがこれからも盛大に広まっていき、左官工事が一つでも増えていくことを切に願っております。

ちょっと話は変わりますが、昨今は新聞を開いて工業新聞等読みますと必ず出てくるのは、AIやITやi-Construction(アイコンストラクション)であるとか、現場サイドでは要するに「デジタルトランスインフォメーションであるDX」ですとか、私の年代ではとても覚えきれないようなローマ字やカタカナの文字がどんどん派生してきております。

そのような時代の流れに対応していきながら、中には「熟練工など必要ないんだ」ということを言われる方もおり、「熟練工の技能力・技というものを劣化させる」「低く見られる傾聴」が少しできてきているように感じております。

なんでもそういった情報・機能を使ってやれば新聞も記事も綺麗に取まってしまうという考え方には100%私は賛成することはできません。

確かに必要な技術であるとは思いますが、やはりそれを駆使していくのは今日この102の作品に集まっていたいただいたこの人たちの技能だと私は信じております。

第二次世界大戦が終わって七十数年が経つわけですが、日本はあれだけ戦後荒廃をした中から数十年間の中で世界有数の経済大国といえるところまで伸びて参りました。そのことは取りも直さず、現場の産業の現場力です。現場力とは技能です。

例えばマツダという自動車会社がありますが、0.1ミクロンという数字でシリンダーを削っていくことです。

それが日本を経済大国といわれるところまで発展をしてきた産業の現場力。現場力の根本は、私は「技能」だと。左官はそういう所に入れないのか。

そんなことはありません。今日の作品・写真を見てみれば本当にすごい技能が駆使されています。

そう思いますと、決してこれを表面的なとらえ方ではなく深く掘り下げていただいて更に大きく、100が200、300・500・1000と応募が集まるようなフォトコンテストにしていっていただきたいと思います。

そうなりますと、賞金の額が上がったり下がったりするわけですが、それは、調整をとりながらしっかり資金は確保して参りますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

そのような事を感じながら作品を見させていただきました。

本日は、本当にありがとうございました。今後とも、しゅくい事業をよろしくお願いたします。

総 評

第1回しっくいフォトコンテスト 審査会
審査員長 石川 隆司

第一回しっくいフォトコンテストの開催に際し、応募件数の見当すらつかず、心配しましたが、最終的に、実に102件の応募が有り、審査員の皆様と共に厳正に審査に当たらせて頂きました。全国各地より、寄せられた「応募作品(施工例)」は、いづれも左官技能を極めた、素晴らしい作品ばかりで、その「技術力・施工力・新技法発想力・新技法」等、画像を通して、訴え掛けて来る「魂力」に、圧倒されました。

5分野(A部門(町場)・B部門(野丁場)・C部門(店舗)・D部門(伝統工法)・E部門(リフォーム)) 毎の審査は、甲乙つけがたく、苦労を致しましたが、各作品3度見直し、大賞・金・銀・銅賞の入賞作品を夫々決定致しました。

作品に込められた「左官技能者」の「技術力」が観る者をして「感動」を呼び起こす、立派なコンテストになった事は、左官業種の将来にインパクトを与える事と確信し、今後も実施されるコンテストが 盛大に催される事を期待致します。

現代しっくい賞



【部 門】リフォーム
【会社名】 南長谷川左官工業
【材料名】 村樫石灰工業(株)
現代しっくい(カジュアル)
【仕上げ名】 黒しっくい木鍍ラフヘッドカット仕上げ
【建築物名】 居酒屋でんすけトイレリフォーム工事



【部 門】野丁場
【会社名】 野村左官店
【材料名】 日本プラスター(株)
はいしっくい(砂配合)
【仕上げ名】 刷毛引き仕上げ、木鍍仕上げ
【建築物名】 ㈱Y社様 会長室改装工事



【部 門】店舗
【会社名】 野村左官店
【材料名】 日本プラスター(株)
漆喰くるむ内
【仕上げ名】 ラフ仕上げ
【建築物名】 D様カフェ新築工事

審査委員

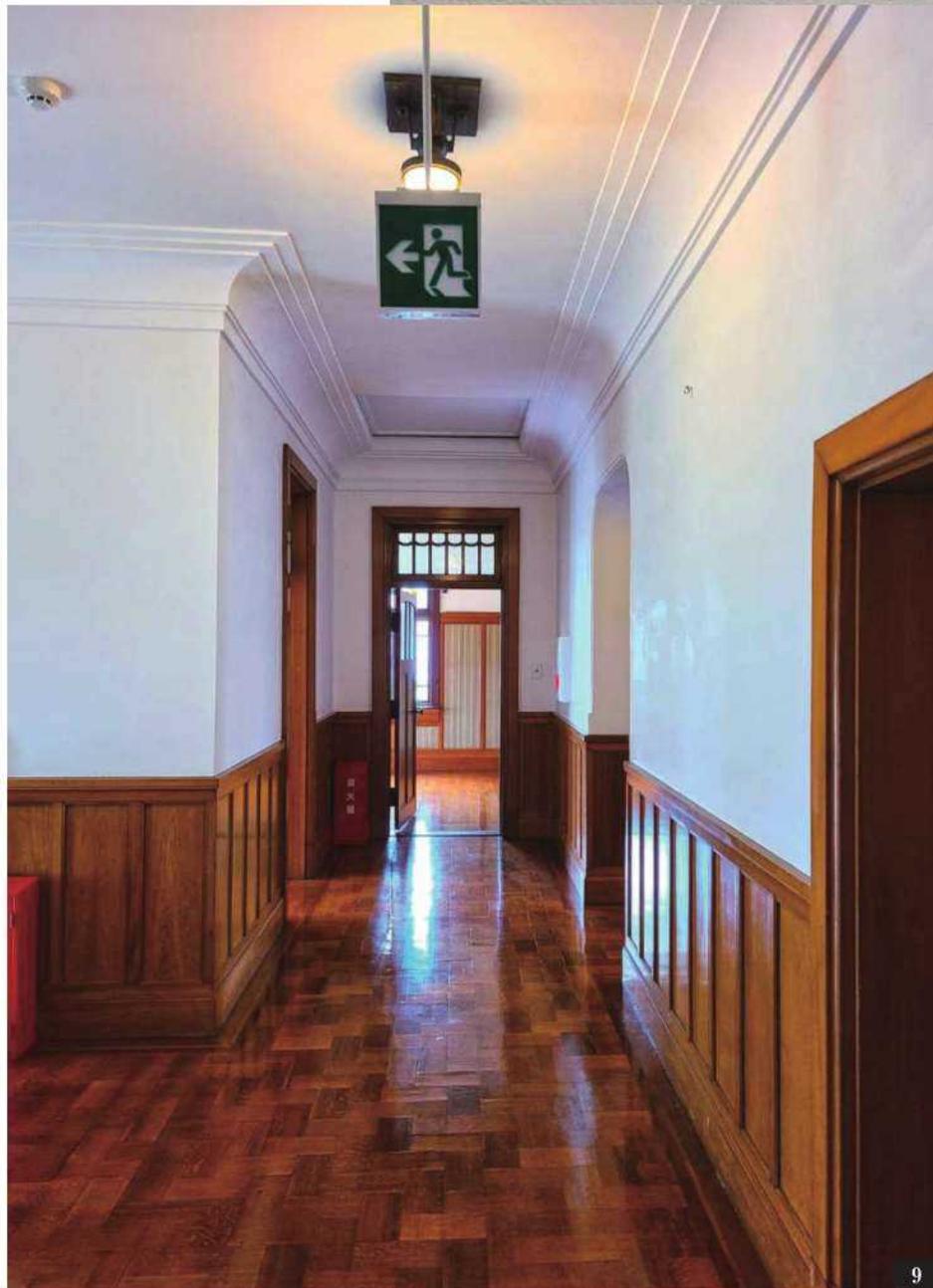
一般社団法人 日本左官業組合連合会 会長	審査員長 石川 隆司
日本漆喰協会 会長	審査員 行平 信義
CONFORT(コンフォルト)〈建築資料研究社〉 エディトリアル・ディレクター	審査員 多田 君枝
建材フォーラム 〈株式会社 工文社〉編集長	審査員 久保 賢次
一般社団法人 日本左官業組合連合会 左官工事PR・構造改善委員会 委員長	審査員 嵩上 修二郎
一般社団法人 日本左官業組合連合会 広報委員会 委員長	審査員 菅野 喜仁
一般社団法人 日本左官業組合連合会 青年部本部長	審査員 河合 滋

金賞

大賞



- 【部門】 伝統工法
- 【会社名】 (株)小倉左官店
- 【材料名】 田川産業(株)
専用練り漆喰、専用ねずみ漆喰
- 【仕上げ名】 天井蛇腹(型作成)復元作業、
髷子(トンボ)打ち、木づり下地
壁面木づり下地、髷子(トンボ)打ち
砂漆喰下地、中塗り、専用練り漆喰仕上げ
- 【建築物名】 田尻歴史館(大阪府指定有形文化財)
耐震補強等保存修理工事





10

【部門】店舗 【会社名】クレア工業株式会社
 【材料名】村櫻石灰工業株式会社 村櫻の現代しっくい 【仕上げ名】現代しっくいドレープ仕上げ
 【建築物名】アクアイグニス仙台 コンフィチュール アッシュ ギャラリー新築工事



36

【部門】野丁場 【会社名】中屋敷左官工業株式会社
 【材料名】村櫻石灰工業株式会社 村櫻の現代しっくいソフト 【仕上げ名】ラフ仕上げ
 【建築物名】中屋敷左官工業株式会社 社屋新築工事



11

【部門】町場 【会社名】クレア工業株式会社
 【材料名】富士川建材株式会社 SSコート 【仕上げ名】スパニッシュ仕上げ
 【建築物名】仙台市青葉区 CASA CREAM A棟新築工事



50

【部門】リフォーム 【会社名】クレア工業株式会社
 【材料名】富士川建材株式会社 SSコート 【仕上げ名】スパニッシュ仕上げ
 【建築物名】仙台市若林区 M様邸改修工事

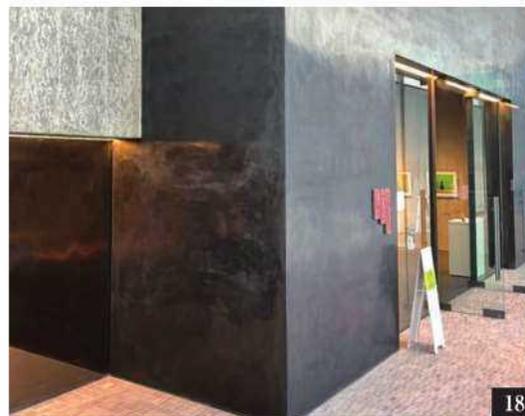


銀賞



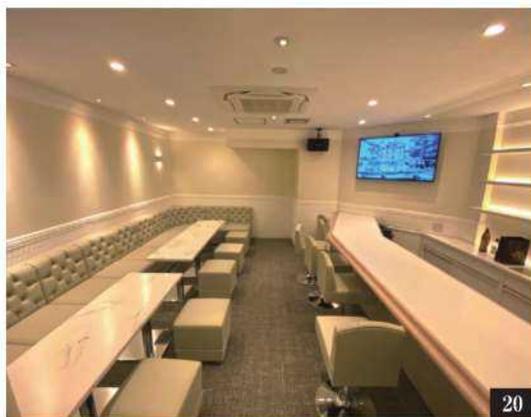
【部門】リフォーム
 【会社名】左官工藝原
 【材料名】本漆喰
 【仕上げ名】漆喰レリーフ
 【建築物名】岡崎様邸
 リフォーム工事

5



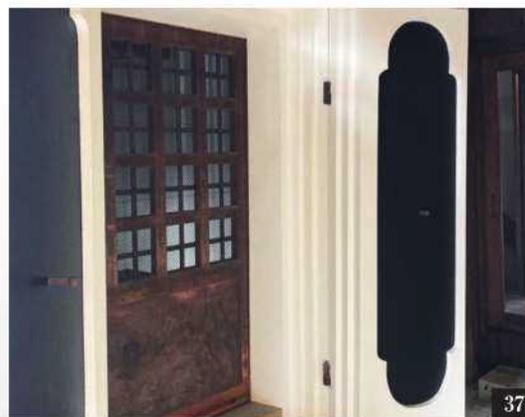
【部門】野丁場
 【会社名】(有)原田左官工業所
 【材料名】田中石灰工業㈱
 タナクリーム 黒
 【仕上げ名】タナクリーム
 黒磨き仕上げ
 【建築物名】対馬博物館
 増築工事(改修工事)

18



【部門】店舗
 【会社名】株佐藤組
 【材料名】陶磁器型材用石膏
 サンエス石膏 漆喰
 【仕上げ名】石膏型:石膏置き引き
 壁/天井:漆喰仕上、
 漆喰パターン仕上
 【建築物名】ホワイト高槻ビル
 201号室内装工事

20



【部門】町場
 【会社名】株左官大島屋
 【材料名】漆喰
 【仕上げ名】土蔵戸前
 漆喰仕上
 【建築物名】T様邸土蔵
 修理工事

37



【部門】伝統工法
 【会社名】河合左官
 【材料名】村樫石灰工業㈱
 しっくい
 【仕上げ名】しっくい押さえ
 【建築物名】中澤様邸
 土蔵改修工事

38





【部門】店舗
 【会社名】株式会社藤左官工業所
 【材料名】田中石灰工業株式会社
 土佐産焼しっくい
 たなか壁中塗り用
 下地、CB、モルタル
 【仕上げ名】かまど風
 黒しっくいカウンター
 【建築物名】ささら屋立山本店
 おくとかまど園
 カフェカウンター
 リフォーム工事

66



【部門】野丁場
 【会社名】株式会社小野創建工業
 【材料名】日本プaster工業株式会社
 カルスーヴォラフ
 【仕上げ名】ランダムテクスチャ
 【建築物名】O様邸
 リノベーション工事

72



【部門】町場
 【会社名】株式会社藤左官 松本組
 【材料名】土佐漆喰
 【仕上げ名】押え仕上げ
 【建築物名】伊野部様邸新築工事

77



【部門】伝統工法
 【会社名】株式会社大谷
 【材料名】田川産業株式会社
 城かべ
 【仕上げ名】鼠漆喰
 【建築物名】K寺様修復工事

98



【部門】リフォーム
 【会社名】株式会社小林工業所
 【材料名】田川産業株式会社
 古代漆喰 上塗り
 【仕上げ名】漆喰 押さえ仕上げ
 【建築物名】S寺様土蔵修復工事

100



【部門】リフォーム
 【会社名】左官工藝原
 【材料名】土佐漆喰
 【仕上げ名】土佐漆喰半田仕上げ
 【建築物名】K様邸リフォーム工事

4



【部門】伝統工法
 【会社名】左官工藝原
 【材料名】本漆喰
 【仕上げ名】藤崎弁天堂亀
 バラ本漆喰押さえ
 【建築物名】藤崎弁天堂復元工事

6



【部門】店舗
 【会社名】クレア工業株
 【材料名】村檜石灰工業株
 村檜の現代しっくい
 【仕上げ名】現代しっくいラフ仕上げ
 【建築物名】アクアイグニス仙台
 マリアージュドゥ
 ファリス新築工事

12



【部門】リフォーム
 【会社名】伊藤工業株
 【材料名】田川産業株
 Limore(リモア)
 【仕上げ名】フラット仕上げ
 【建築物名】伊藤工業株
 リフォーム工事

23



【部門】町場
 【会社名】株丸浩工業
 【材料名】内外部共壁 眞調合しっくい
 田川産業株 高級城かべ
 【仕上げ名】内外部共壁
 しっくい押え仕上
 【建築物名】京都・河原禱邸
 改修工事

25



【部門】野丁場
 【会社名】進濃工業株
 (南レイウォール中国)
 【材料名】日丸産業株
 ファインウォールデコ
 【仕上げ名】金銀押さえ
 【建築物名】S会様新築工事

40



【部門】店舗
 【会社名】株アーキテクト
 【材料名】田川産業株 城かべ
 【仕上げ名】押さえ仕上げ
 【建築物名】徳久ビル改修工事

54



【部門】伝統工法
 【会社名】株原田左研
 【材料名】本練り漆喰及び黒漆喰
 【仕上げ名】屋根漆喰・なまこ漆喰
 ・漆喰押さえ・黒漆喰押さえ
 【建築物名】重要文化財
 草野家住宅主屋
 ほか5棟保存修理工事

60



【部門】店舗
 【会社名】株原田左研
 【材料名】ラスモルタル+オリジナル漆喰
 【仕上げ名】オリジナル漆喰仕上げ
 【建築物名】三和酒類株
 「羊島 虚空乃蔵
 (からしま こくうのくら)」
 新築工事

61



【部門】野丁場
 【会社名】南木浦工業所
 【材料名】現場調査
 【現場で炊いて
 作りました】
 【仕上げ名】しっくい金銀押え
 【建築物名】旧吹屋小学校
 (県指定重要文化財)
 改修工事

65



【部門】野丁場
 【会社名】キノウス株
 【材料名】日本プラスター株
 はいしっくい
 【仕上げ名】フラット仕上げ
 【建築物名】キノウス株
 新社屋新築工事

67



【部門】町場
 【会社名】株松本工業
 【材料名】村樫石灰工業株
 欄増漆喰
 【仕上げ名】しっくいフラット
 撫で仕上げ
 【建築物名】I様邸新築工事

68



【部門】伝統工法
 【会社名】山本左官工業
 【材料名】自社オリジナル漆喰
 石灰(田中石灰工業株)+
 白雪スサ+角ヌリ
 【仕上げ名】漆喰押さえ仕上げ
 【建築物名】西願寺リフォーム工事

78



【部門】リフォーム
 【会社名】南阿久津左官店
 【材料名】日本プラスター株
 漆喰くるむ
 【仕上げ名】ランダム
 【建築物名】職人DJリフォーム工事

81



【部門】町場
 【会社名】株狩野左官工業
 【材料名】村樫石灰工業株
 村樫のしっくい
 【仕上げ名】黒しっくい銀押さえ
 【建築物名】T様邸リフォーム工事

86

応募作品一覽

No.	部門	会社名	建築物名
1	リフォーム	(有)鈴正左官工業	鈴木様邸寝室リフォーム
2	町場	ハマニ(株)	I様邸新築工事
3	町場	(有)原田左官工業所	東京都K様邸リフォーム工事(改修工事)
4	リフォーム	左官工藝原	K様邸リフォーム工事
5	リフォーム	左官工藝原	岡崎様邸リフォーム工事
6	伝統工法	左官工藝原	藤崎弁天堂復元工事
7	伝統工法	左官工藝原	道成寺亀腹塗り替え工事
8	店舗	(株)ボーンズ	炭丹屋店舗改修工事
9	伝統工法	(株)小倉左官店	田尻歴史館(大阪府指定有形文化財)耐震補強等保存修理工事
10	店舗	クレア工業(株)	アクアイグニス仙台 コンフィチュール アッシュ ギャラリー新築工事
11	町場	クレア工業(株)	仙台市青葉区 CASA CREAR A棟新築工事
12	店舗	クレア工業(株)	アクアイグニス仙台 マリアージュドゥ ファーリス新築工事
13	リフォーム	(滋賀県連より応募1点)	
14	町場	目崎左官	OG様邸新築工事
15	店舗	目崎左官	美容室kinari様新築工事
16	店舗	(有)原田左官工業所	東京都中央区銀座クラブ漂改装工事
17	町場	(有)原田左官工業所	東京都T様邸新築工事
18	野丁場	(有)原田左官工業所	対馬博物館増築工事(改修工事)
19	町場	中川左官(株式会社Caro)	K様邸 新築工事
20	店舗	(株)佐藤組	ホワイト高槻ビル201号室内装工事
21	町場	山口巧芸舎	H様邸リフォーム工事
22	町場	伊藤工業(株)	E様邸新築工事
23	リフォーム	伊藤工業(株)	伊藤工業(株)リフォーム工事
24	リフォーム	伊藤工業(株)	エステサロンLaBellTerre改装工事
25	町場	(株)丸浩工業	京都・河原様邸改修工事
26	店舗	(株)丸浩工業	おちゃのこさいさい伏見稲荷店 改装工事
27	伝統工法	(株)丸浩工業	京都精華町・専光寺山門 新築工事
28	伝統工法	(株)丸浩工業	京都亀岡・走田神社 御社修繕に伴う亀腹復元工事及び囲み塀修繕改修工事
29	伝統工法	(株)丸浩工業	尼崎・本興寺 太鼓橋 修繕改修工事
30	リフォーム	西栄壁工業所	イースターニシエー205号室壁塗り替え工事

No.	部門	会社名	建築物名
31	伝統工法	西野左官店	西光寺塀全面改修工事
32	伝統工法	中屋敷左官工業(株)	北海道神宮参集殿改修工事
33	町場	中屋敷左官工業(株)	札幌市某住宅改修工事
34	リフォーム	中屋敷左官工業(株)	某オフィス改修工事
35	店舗	中屋敷左官工業(株)	焼鳥しろ改修工事
36	野丁場	中屋敷左官工業(株)	中屋敷左官工業社屋新築工事
37	町場	(株)左官大島屋	T様邸土蔵修理工事
38	伝統工法	河合左官	中澤様邸土蔵改修工事
39	野丁場	(有)木浦工業所	三楽園(救護施設)立替工事
40	野丁場	建築工業株式会社(有限会社)イケル中間	S会様新築工事
41	町場	(株)中村工業所	G様邸新築工事
42	店舗	(株)中村工業所	山田屋様民家再生工事
43	町場	(有)遠藤工業	N様邸新築工事
44	リフォーム	(株)岩下組	I様邸リフォーム工事
45	町場	ハマニ(株)	N様邸新築工事
46	町場	ハマニ(株)	K様邸新築工事
47	リフォーム	ハマニ(株)	O様邸新築工事
48	店舗	ハマニ(株)	turn & turnリフォーム工事
49	リフォーム	クレア工業(株)	仙台市太白区I様邸改修工事
50	リフォーム	クレア工業(株)	仙台市若林区 M様邸改修工事
51	店舗	(株)左官大島屋	運動療法施設改修工事
52	リフォーム	(株)邑智組	N様邸和室塗り替え
53	リフォーム	(株)福辺工業所	N様邸リフォーム工事
54	店舗	(株)アーキテクト	徳久ビル改修工事
55	町場	(有)美匠	さいたま市見沼区T邸新築
56	店舗	伊藤工業(株)	中杉山はんぞう店舗工事
57	町場	(有)竜原左官店	善應寺 改修工事
58	野丁場	(有)長谷川左官工業	Hこども保育園新築工事
59	リフォーム	(有)長谷川左官工業	居酒屋でんすけ トイレリフォーム工事
60	伝統工法	(株)原田左研	重要文化財 草野家住宅主屋ほか5棟保存修理工事

No.	部 門	会社名	建築物名
61	店舗	(株)原田左研	三和酒類株式会社「辛島 虚空乃蔵(からしま こくうのくら)」新築工事
62	町場	(株)原田左研	O様邸新築工事
63	リフォーム	(株)福辺工業所	S様邸長屋門改修工事
64	伝統工法	(株)あじま左官工芸	吉祥院本堂新築工事
65	野丁場	(有)木浦工業所	旧吹屋小学校(県指定重要文化財)改修工事
66	店舗	(株)加藤左官工業所	ささら屋立山本店おくどかまど圍カフェカウンターリフォーム工事
67	野丁場	ギノウス(株)	ギノウス株式会社新社屋新築工事
68	町場	(株)松本工業	I様邸新築工事
69	町場	(株)松本工業	N様邸新築工事
70	伝統工法	新田左官店	日蓮宗松崎山湧水寺改修工事
71	店舗	(株)小野創建工業	J.DEUX CERCLE新築工事
72	野丁場	(株)小野創建工業	O様邸リノベーション工事
73	伝統工法	(有)うめしん	長久禅寺様位牌堂改修工事
74	町場	(有)うめしん	はしもとの邸宅モデルハウス新築工事
75	野丁場	(株)村松左官工業	蓮華寺池公園茶文化発信・観光交流拠点施設建築新築工事
76	野丁場	丸久建材(株)	福岡市西区K様邸リフォーム工事
77	町場	(有)左官 松本組	伊野部様邸新築工事
78	伝統工法	山本左官工業	西願寺リフォーム工事
79	店舗	山本左官工業	明神会館新築工事
80	店舗	(有)阿久津左官店	USHIO CHOCOLATL 那須GN店新築工事
81	リフォーム	(有)阿久津左官店	職人ビレッジリフォーム工事
82	野丁場	(有)阿久津左官店	鏡もち保育園新築工事
83	伝統工法	(有)阿久津左官店	木匠別邸リフォーム工事
84	町場	(有)阿久津左官店	N様邸新築工事
85	町場	(株)狩野左官工業	Y様邸新築工事
86	町場	(株)狩野左官工業	T様邸リフォーム工事
87	町場	(株)狩野左官工業	M様邸ゲストハウス新規工事
88	リフォーム	(株)狩野左官工業	I様邸リフォーム工事
89	リフォーム	(株)狩野左官工業	S様邸リフォーム工事
90	伝統工法	大場技建工業	帆足様邸長屋復元工事

No.	部 門	会社名	建築物名
91	町場	瀬川工業	H-2様邸新築工事
92	町場	左官屋小池	谷口様邸リフォーム工事
93	町場	野村左官店	齋藤様邸新築工事
94	野丁場	野村左官店	(株)Y社様 会長室改装工事
95	店舗	野村左官店	D様カフェ新築工事
96	伝統工法	(京都府連より応募1点)	
97	町場	(有)山本左官工業	S様邸新築工事
98	伝統工法	(有)大谷	K寺様修復工事
99	町場	(有)小林工業所	S様邸増築工事
100	リフォーム	(有)小林工業所	S寺様土蔵修復工事
101	リフォーム	染谷左官工業	大統弾寺本堂耐震改修工事
102	伝統工法	染谷左官工業	大統弾寺トイレ新築工事

しっくい

まるわかり大辞典



全国47都道府県、会員数約6,000人で構成される
 一般社団法人 日本左官業組合連合会が運営する「しっくいまるわかり大辞典」。
 日本古来のしっくいの良さをみなさんに知ってもらうため、
 安心・安全な自然素材であるしっくいの効能から日本・世界での活用事例、
 生活への取り入れ方、全国の左官店・工務店などの相談先情報をご紹介します。

<https://sikkui.net/>

しっくいまるわかり

検索





一般社団法人 日本左官業組合連合会
 〒162-0841 東京都新宿区払方町25-3 TEL:03-3269-0560

官庁営繕環境報告書 2023

国土交通省大臣官房官庁営繕部

国土交通省大臣官房官庁営繕部の環境対策を紹介しています。

- | | |
|--|-------|
| 1. 「官庁施設の環境保全性基準」に基づく環境保全性の水準を満たす施設整備等 | … P2 |
| 2. 太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進 | … P4 |
| 3. 木材利用の推進 | … P5 |
| 4. 雨水利用の推進 | … P5 |
| 5. グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進 | … P6 |
| 6. 建設副産物対策の推進 | … P6 |
| 7. 環境対策における情報提供などの技術的支援 | … P7 |
| ○環境対策の実施事例 | … P9 |
| ○官庁施設のエネルギー消費量の推移 | … P12 |
| ○公共建築相談窓口 | … P13 |



この報告書は、官庁営繕部が取り組む環境対策を紹介する以下のホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000078.html
 ご利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール
 (<https://www.mlit.go.jp/link.html>)をご確認ください。

■ 官庁営繕部における環境対策の取組

基本的考え方

官庁営繕部は、官庁施設における総合的な環境対策の推進と、公共建築分野における先導的役割を果たすため、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)及び国土交通省環境行動計画(令和3年12月27日改定)を踏まえ、国土交通省環境行動計画に定められた環境施策のうちの3分野において、6つの官庁施設の環境対策を推進しています。

環境施策のうちの3分野と官庁施設における環境対策

【2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化緩和策の推進】

- ・ 環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備
- ・ 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大
- ・ 木材利用の推進
- ・ 政府実行計画に基づく環境対策の推進

【自然共生社会の形成に向けた生態系の保全・持続可能な活用等の推進】

- ・ 水の効率的な利用と有効活用

【循環型社会の形成に向けた3R、資源利活用の推進】

- ・ 建設リサイクルの推進

環境対策の推進

上記の基本的考え方に基づき、官庁営繕部では、「官庁施設の新築及び改修時の環境対策の実施」、「官庁施設の環境対策に関する技術的支援」に取り組んでいます。

官庁施設の新築及び改修時における環境対策の実施にあたっては、官庁施設に求められる各性能の確保及び総合的な調和を考慮しつつ、環境負荷の低減に資する技術を積極的かつ効果的に活用することとしており、令和5年度に官庁営繕部が重点的に取り組む環境対策項目^{※1}は以下の①から⑦としています。

環境対策の取組	環境対策項目
官庁施設の新築及び改修時の環境対策の実施	<環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備> ① 「官庁施設の環境保全性基準」に基づく環境保全性の水準を満たす施設整備等
	<再生可能エネルギーの導入・利活用拡大> ② 太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進
	<木材利用の推進> ③ 木材利用の推進
	<水の効率的な利用と有効活用> ④ 雨水利用の推進
	<建設リサイクルの推進> ⑤ グリーン購入法に基づく環境物品等の調達 ⑥ 建設副産物対策の推進
	<政府実行計画に基づく環境対策の推進> ⑦ 環境対策における情報提供などの技術的支援
官庁施設の環境対策に関する技術的支援	<政府実行計画に基づく環境対策の推進> ⑦ 環境対策における情報提供などの技術的支援

※1 官庁営繕部では、毎年度、重点的に取り組む環境対策の具体的な内容について、「環境対策項目」を設定しています。「令和5年度環境対策項目」は、国土交通省ホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_green_green_tyousya.htm

1. 「官庁施設の環境保全性基準」に基づく環境保全性の水準を満たす施設整備等

官庁施設を新築する場合は、「官庁施設の環境保全性基準」に基づいた環境保全性の水準を満たす施設を整備しています。また、設備機器等の更新時には、エネルギー消費の高効率化を図っています。

◆官庁施設の環境保全性基準

「官庁施設の環境保全性基準」では、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル、省エネルギー・省資源、地域生態系保全及び周辺環境配慮等に係る技術的事項を定めており、これらを考慮した技術の有効な活用により環境保全性を確保しています。

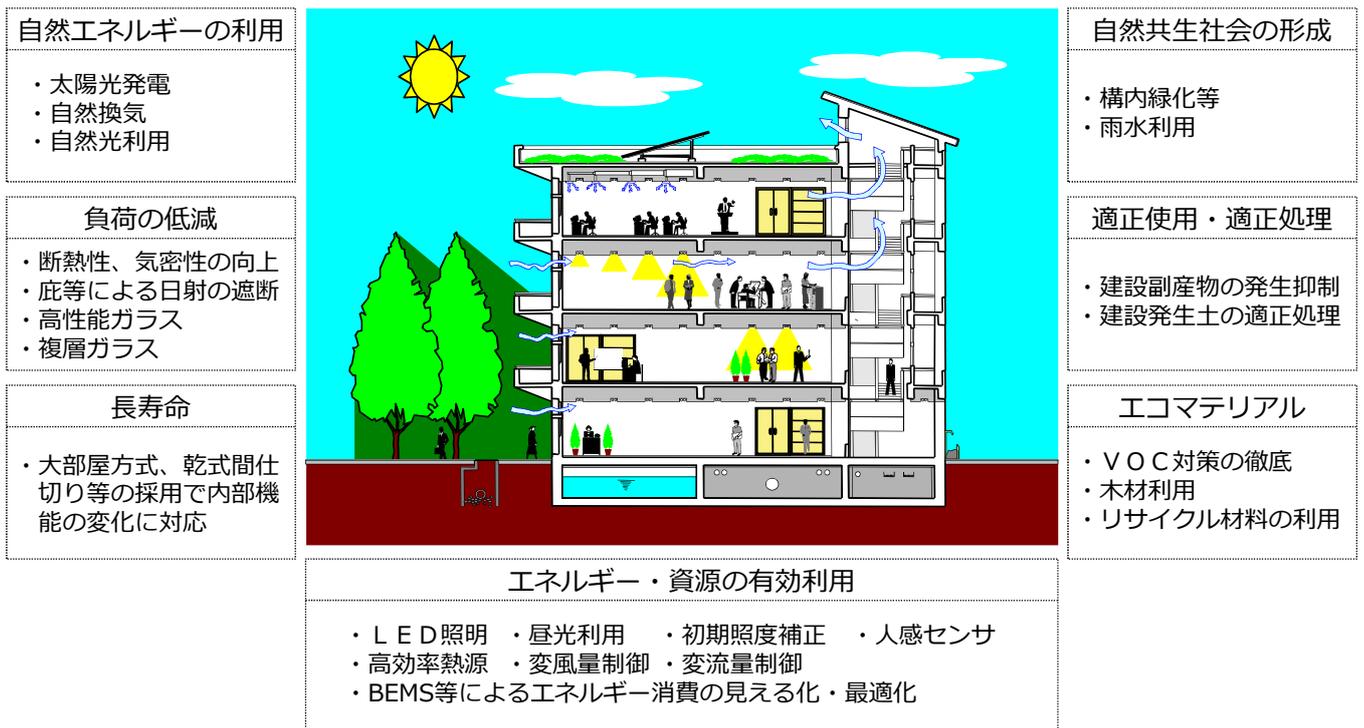


図1 環境負荷低減に配慮した官庁施設のイメージ

「官庁施設の環境保全性基準」では、官庁施設を新築する場合、環境保全性の水準として次の性能を規定しています。

■建築物のエネルギー消費性能（一次エネルギー評価）

基準の対象	水準
官庁施設	ZEB Oriented 相当以上※1

※1 事務所等、学校等、工場等：BEI（再生可能エネルギーによる削減分を含めない） ≤ 0.6
 上記以外：BEI（再生可能エネルギーによる削減分を含めない） ≤ 0.7

■建築環境総合性能（CASBEE）

基準の対象	水準
特定事務庁舎※2	BEE値 ≥ 1.5
上記以外の官庁施設	BEE値 ≥ 1.0

※2 特定事務庁舎：「官庁施設の環境保全性基準」では、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく、建築物エネルギー消費性能確保計画における建築物の用途の区分が「事務所」又は「税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの」のみに該当する延べ面積が2,000㎡以上の官庁施設と定義している。

官庁施設の環境保全性基準は、国土交通省ホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000078.html

◆緑化の推進

官庁施設を新築する場合は、良好な都市環境形成や潤いのある執務空間形成の観点から、構内緑化等を実施しています。

取組の例

横須賀地方合同庁舎では、良好な都市環境や景観形成の観点から、横須賀市や周辺施設関係者と協議を行い、地域と連携した緑化整備を実施しています。（シンボルツリー及び波形緑地の統一など）

本庁舎を含む「新港町のまちなみ」が横須賀市より景観デザイン賞を受賞しました。



写真1 周辺の都市環境や景観形成に配慮した緑化整備<横須賀地方合同庁舎>

◆LED照明器具の採用

官庁施設を新築し、又は照明器具を改修する場合は、LED照明器具を採用しています。



写真2 LED照明器具

◆省エネルギーに資する設備システムや設備機器の導入を検討

空調設備を新設し、又は更新する場合は、クールビズ/ウォームビズ空調などの省エネルギーに資する設備システムや設備機器の導入を検討しています。

クールビズ/ウォームビズ空調

クールビズ/ウォームビズ空調とは、顕熱潜熱分離(ダブルコイル)空調システムのように、庁舎内における冷暖房温度の適正管理(冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度)に対応し、負荷の高い外気を中心に無駄なく除湿することにより、省エネを図った空調システムです。

官庁施設におけるクールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドラインは、国土交通省ホームページに掲載しています。
<https://www.mlit.go.jp/common/001157909.pdf>

(参考) 顕熱潜熱分離(ダブルコイル)空調システム

- ① 外から取り入れた空気の湿度が高いため、主に湿度を調整する。
- ② 室内から戻した空気の温度を主に調整する。
- ③ それぞれのコイルで調整した空気を混合し、快適な空気を室内に送風する。

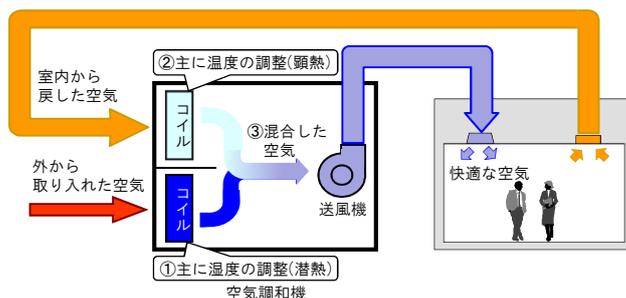


図2 クールビズ/ウォームビズ空調方式のイメージ

◆ LCEMツールの活用

空調用熱源を新設し、又は更新する場合は、LCEMツールの活用を図っています。

LCEMツールは、表計算ソフトを使用してシミュレーションが行えるよう開発しています。

LCEMツールは、空調システムの動きをシミュレーションするものです。当該ツールを活用することにより、設計段階の空調システムの検討、施工・施設運用段階のエネルギー性能評価及び運用改善を検討し、省エネルギー・省CO2化を図ることができます。

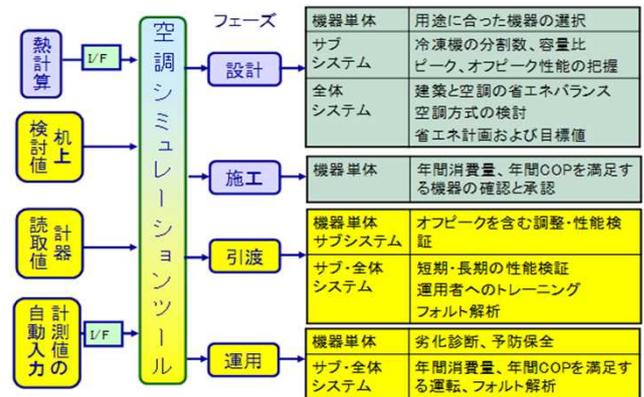


図3 シミュレーションツール適用イメージ

LCEMツールは、国土交通省ホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_lcem_lcem.html

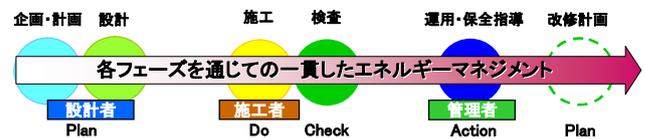


図4 LCEM手法の構築と活用

◆ 環境配慮型プロポーザル方式の採用

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を建設コンサルタント業務としてプロポーザル方式により発注する場合は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）の基本方針等に基づき、「環境配慮型プロポーザル方式」を採用しています。

環境配慮型プロポーザル方式とは、建築物の設計者の選定に当たり、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する方式です。

官庁営繕における環境配慮型プロポーザル方式の具体的運用の取組は、国土交通省ホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_kankyopropo_kankyopropo.htm

2. 太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進

官庁施設を新築する場合は、太陽光発電及び地中熱利用システム等の導入を推進します。



写真3 太陽光発電設備

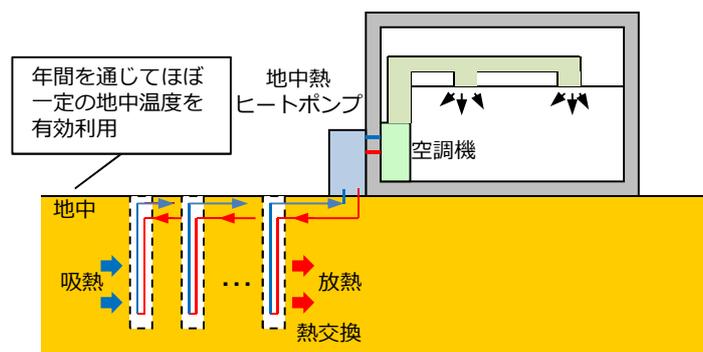


図5 地中熱利用ヒートポンプ空調システムのイメージ

3. 木材利用の推進

官庁施設を整備する場合は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」^(注)（平成22年法律第36号。通称「都市（まち）の木造化推進法」。）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日、木材利用促進本部決定）に基づき、木造化や内装等の木質化を図るなど、木材の利用を推進しています。

（注）令和3年10月1日施行の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第77号）により題名が変更されました。

国が整備する公共建築物における木材利用の目標

基本方針では、国が整備する公共建築物における木材利用の目標として、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図り、また、エントランスホール等国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進することとされています。

官庁営繕における木材利用の推進の取組は、国土交通省ホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html

4. 雨水利用の推進

官庁施設を整備する場合は、「雨水の利用の促進に関する法律」（平成26年法律第17号。以下「雨水法」という。）に基づき、水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制を目的として、雨水を利用するための施設を備えた建築物の整備を進めています。

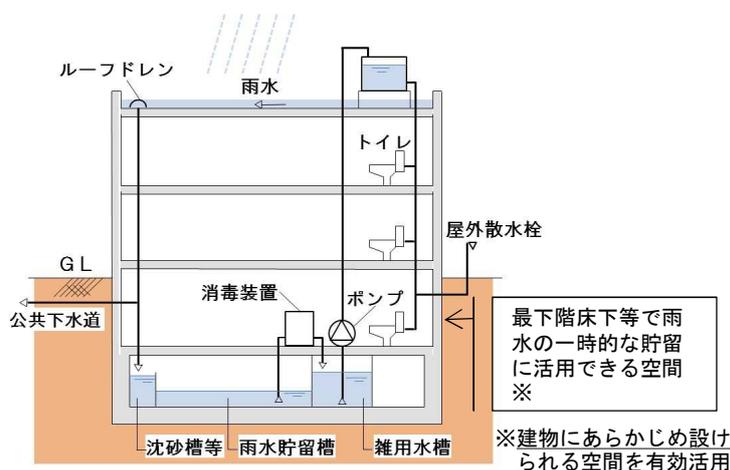
雨水利用の施設の設置に関する目標

雨水法に基づく、「国等における雨水利用の施設の設置に関する目標」が平成27年3月に閣議決定され、以下のとおり定められています。

国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。ただし、自らの雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適當な建築物は除く。

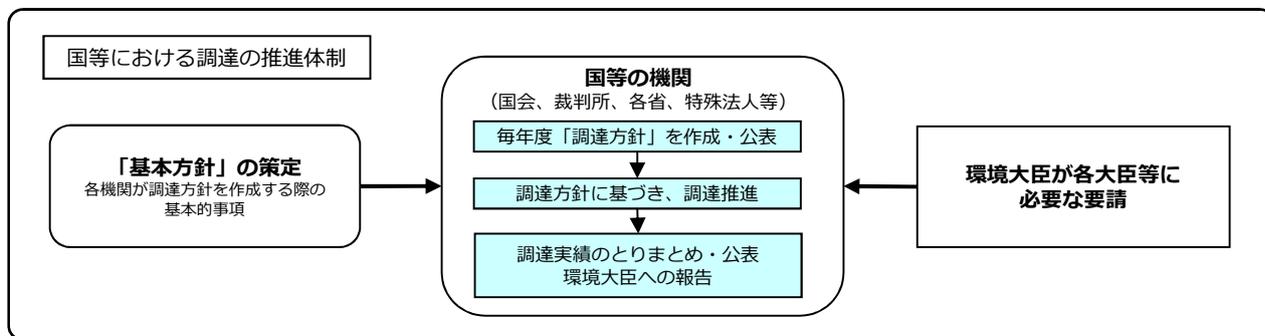
官庁営繕部では、引き続き、官庁施設における雨水の利用を推進していきます。

官庁営繕における雨水利用の推進の取組は、国土交通省ホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk7_000004.html



5. グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。）基本方針に基づき国等の各機関が定めた、環境物品等の調達の推進を図るための方針に従って、環境物品等の調達を図っています。



グリーン購入法の詳細については、環境省ホームページに掲載しています。
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

6. 建設副産物対策の推進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。）を始めとした各種廃棄物関連法規の遵守を徹底するとともに、建設リサイクル推進計画に基づき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進し、再資源化率等の向上を図っています。

建設リサイクル法の概要については、環境省ホームページに掲載しています。
<https://www.env.go.jp/recycle/build/gaiyo.html>

建設リサイクル推進計画

国土交通省においては、「社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会」及び「交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会」の合同会議の提言を受け、より一層の建設リサイクルや建設副産物の適正処理を目指して、建設リサイクル推進計画を定期的に策定し、その取組を強化しています。

建設リサイクル推進計画については、国土交通省ホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0304/page_030401recplan.htm

環境汚染物質などへの対策について

環境汚染物質等への対策は、関係法令に基づき、適切に実施する必要があります。ここでは、代表的な環境汚染物質等への対応について紹介します。

▶ フロン類の管理の適正化

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律により、フロン類が充填されている業務用冷凍空調機器を廃棄する際は、フロンの回収や破壊等を適正に行う必要があります。同法律では機器を廃棄する際の管理者の義務、建物の解体工事の発注者に対する規制などが定められています。

<https://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html>

▶ アスベスト対策の推進

アスベストについては解体工事等の際の周辺の大気汚染対策の観点から大気汚染防止法により、作業する労働者の保護の観点から石綿障害予防規則により、それぞれ必要な手続きが定められています。令和4年4月より事前調査の結果を原則的にインターネットにより報告することとなっています。

大気汚染防止法：https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/index.html

石綿障害予防規則：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html

石綿事前調査結果報告システム：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

▶ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による、高濃度PCB廃棄物の処理については、処理完了期限が終了しました。また、低濃度PCB廃棄物の処分についても処理完了期限（令和9年3月31日）が決められています。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pcb.html>

7. 環境対策における情報提供などの技術的支援

官庁営繕部及び地方整備局営繕部等では、政府実行計画に基づき各府省庁が行う取組等について、省エネルギー及び温室効果ガス排出削減に関する情報提供などの技術的支援を行っています。

また、各種会議や研修、出前講座、公共建築相談窓口等による環境対策に関する情報提供も適宜行っています。

政府実行計画

政府実行計画は、政府が自らの事務及び事業で排出する温室効果ガスを削減するための対策を定める計画で、令和3年10月に改定（閣議決定）されました。政府実行計画に基づき、各府省庁では実施計画を策定し、対策を実施します。このような各府省庁が行う環境対策について支援チーム^{※1}の一員として、技術的支援を行っています。

※1 政府実行計画の支援チーム：内閣官房、環境省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省

各府省庁を対象とした会議等において、環境対策に関する情報提供を行っています。

(事例)

九州地方整備局

■「令和4年度九州地区（福岡・佐賀）保全連絡会議」（WEB開催）

開催日：令和4年6月22日

参加者：55機関の職員



<九州地方整備局>



<福岡サテライト会場>

(WEBで視聴できない方のために、サテライト会場を設置)

官庁営繕部及び地方整備局営繕部等では、全国で開催している各地区官庁施設保全連絡会議等において、環境省等と連携し、政府実行計画や省エネルギーに関する情報提供を行っています。また、地方整備局営繕部等によっては、地球温暖化対策など環境対策を主テーマとした会議を開催しています。

(各地区官庁施設保全連絡会議等 令和4年度実績：開催数48回、参加者数1,635機関)

令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年の対面式会議のほか、WEB会議システムの活用、サテライト会場の設置、電子データを送付する書面開催などの非対面式を中心に開催しました。

会議出席者のアンケート結果からは「ZEB化に関して対策を推進する」、「電気・水道の使用料についてグラフ化してみようと思います」や「配布された資料を内部研修資料として使用したい」など、効果を感じることができるとの意見や、既存施設への省エネ改修の手法・事例を紹介してほしいなど、次回を期待する声をいただきました。

この他にも、全国の地方整備局営繕部等に設置された公共建築相談窓口において、環境対策に関する技術的な相談対応を常時行っています。

令和4年の環境対策の実施事例

官庁営繕部及び地方整備局営繕部等が実施した環境対策の主な事例を紹介します。

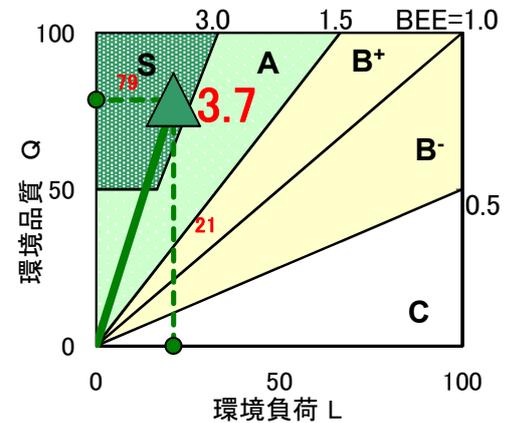
● 令和4年に完成した主な施設

大手前合同庁舎



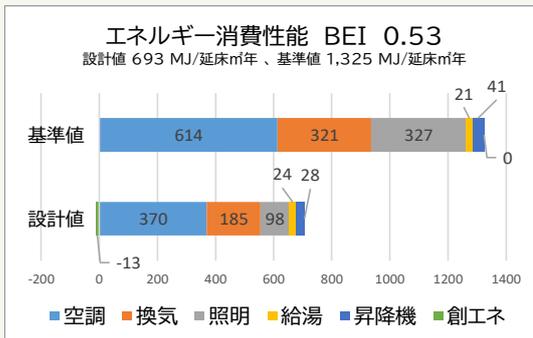
所在地 : 大阪府
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造
 (一部鉄骨造)
 地上14階、地下1階
 延べ面積 : 48,878㎡

CASBEE総合評価 : **S** (BEE=3.7)



エネルギー消費性能 : **ZEB Oriented** (BEI=0.53 / 省エネで47%削減)

※ 本庁舎は、官庁営繕事業におけるZEBの取組みの「先行事例」として整備しました。



主な省エネ技術

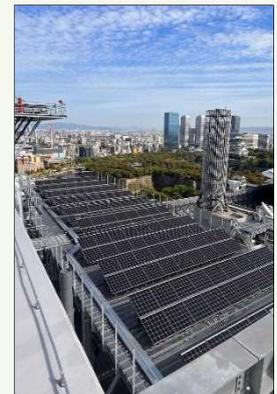
- ・ 外皮負荷の低減
- ・ LED照明/照明制御
- ・ 地中熱利用
- ・ 昇降機回生電力利用
- ・ BEMSの採用
- ・ 自然採光利用
- ・ 空調の効率化
- ・ 給排水設備の効率化
- ・ 太陽光発電



【エアバリアシステム】



【エコテラス】



【太陽光発電】

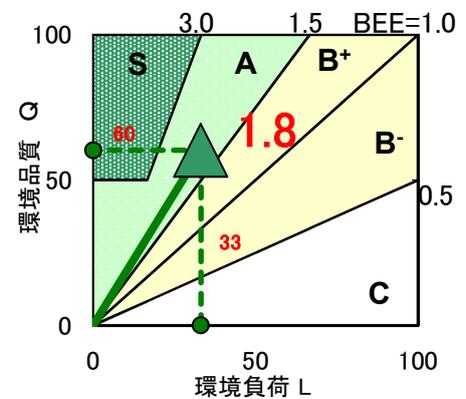
函館海上保安部 瀬棚海上保安署

所在地 : 北海道
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上2階
 延べ面積 : 888㎡



主な環境技術
 ・太陽光発電
 ・LED照明器具、昼光利用
 ・内装の木質化

CASBEE総合評価 : **A** (BEE=1.8)



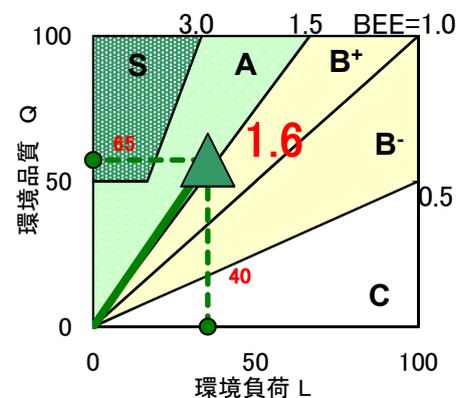
鶴岡第2地方合同庁舎

所在地 : 山形県
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上3階
 延べ面積 : 3,489㎡



主な環境技術
 ・太陽光発電 ・大温度差空調システム
 ・LED照明器具、昼光利用
 ・内装の木質化 ・木造化(車庫、駐輪場)

CASBEE総合評価 : **A** (BEE=1.6)



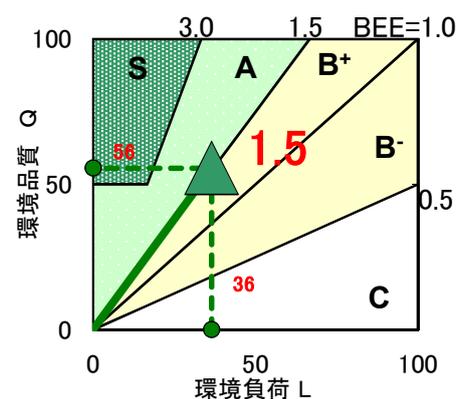
佐世保法務総合庁舎

所在地 : 長崎県
 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上3階
 延べ面積 : 2,069㎡



主な環境技術
 ・太陽光発電
 ・LED照明器具、昼光利用
 ・内装の木質化 ・構内緑化

CASBEE総合評価 : **A** (BEE=1.5)



●木造化、内装等の木質化

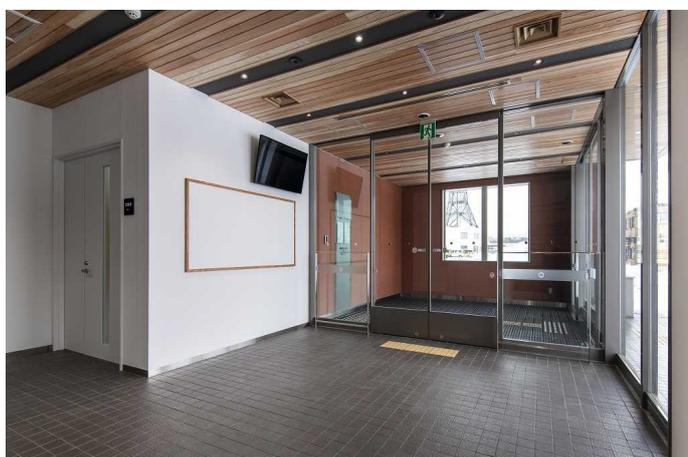
官庁施設の整備にあたり、木造化及び内装等の木質化を実施し、木材利用の取組を推進しました。



<東北森林管理局 会津森林管理署 南会津支署>



<中国四国管区警察学校（渡り廊下部分）>



<函館海上保安部 瀬棚海上保安署>



<中部森林管理局 森林技術・支援センター>

●太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進

官庁施設の整備にあたり、太陽光発電設備を設置しました。



<延岡労働総合庁舎>

●緑化の推進

官庁施設の整備にあたり、構内緑化等を実施しました。



<大手前合同庁舎>

官庁施設のエネルギー消費量の推移 (参考)

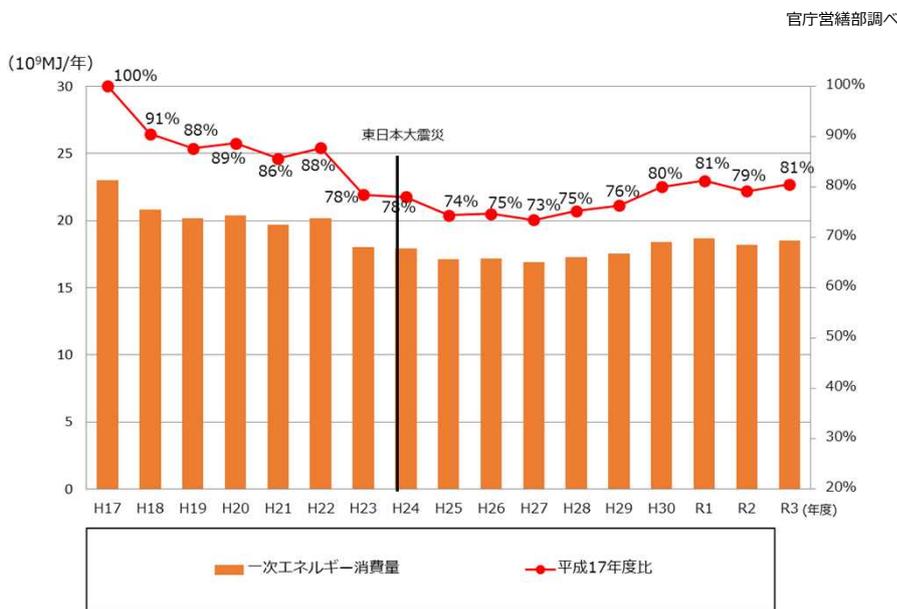
庁舎における総一次エネルギー消費量の推移はグラフ1、単位面積あたりの総一次エネルギー消費量の推移はグラフ2のとおりです。

庁舎における単位面積あたりの年間一次エネルギー消費量は、東日本大震災に伴う大規模な節電のため、平成23年度に前年度比約10%以上減少しました。

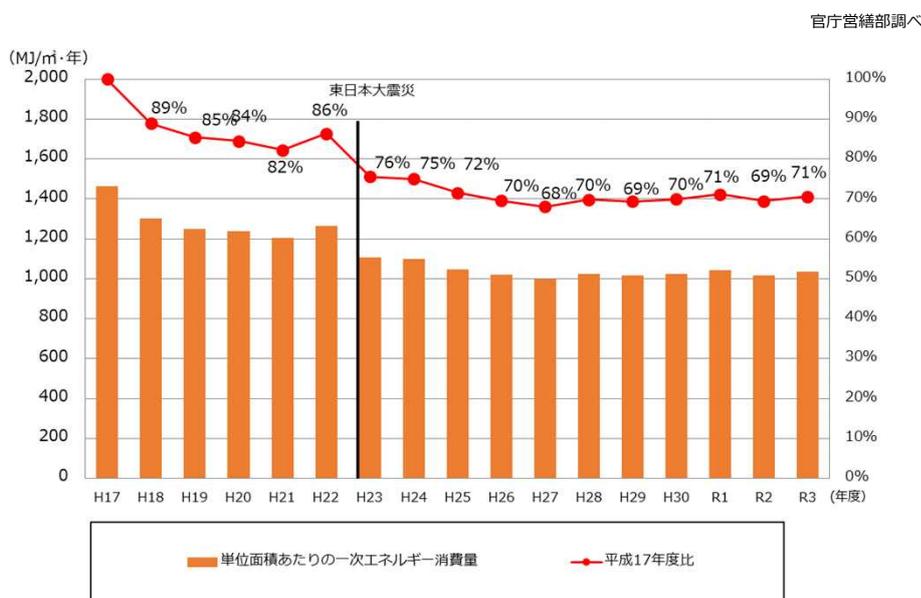
以後も単位面積あたりの年間一次エネルギー消費量が削減されていることから、運用段階における省エネルギーの取組が定着してきたと考えられます。

このように官庁施設では、政府実行計画等を踏まえた省エネルギー化を進めています。

エネルギー使用量及びそれに伴うCO2排出量の更なる削減のためには、施設の立地する地域の気候や風土、施設の特長等を総合的に捉え、負荷低減・省エネ機器導入等のハード面の取組と庁舎や設備等について適切かつ効率のよい運用（改善・工夫）等のソフト面の取組を、両輪で進めていくことが重要です。



グラフ1 庁舎の総一次エネルギー消費量の推移



グラフ2 庁舎の単位面積あたりの総一次エネルギー消費量の推移

【用語の解説】

●「庁舎」とは、国家機関の建築物のうち、次の①～⑥以外とします。①宿舎 ②病院 ③刑事施設等収容施設 ④防衛省の特殊施設 ⑤文化財・史跡 ⑥皇室用財産

●「一次エネルギー消費量」とは、電気(kWh)・油(l)・ガス(m³)等の年間の消費量に燃料種別毎の換算係数をかけた発熱量を、エネルギー(MJ:メガジュール)で表したものです。

●「一次エネルギー消費量」は、官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)に入力された光熱量を元に算出しており、年度比較は平成17年度を基準としています。

公共建築相談窓口

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

電話 03-5253-8111 内線 23227 E-mail hqt-eizensoudan/at-mark/gxb.mlit.go.jp

※スパムメール防止のため、「@」を「/at-mark/」と記載しています。送信の際は、「/at-mark/」を「@」と直した上で、お送りいただきますようお願いいたします。（ファイル添付不可）

※メールでのお問い合わせの場合は、機関名又は会社名と担当者名等を記載してください。

各地方整備局等にも公共建築相談窓口を設置しています。 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html

組 織		窓 口	電 話	内 線	対 象 地 域
北海道開発局	営繕部	営繕調整課	011-709-2311	5730	北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
		保全指導・監督室		5513	
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	-	岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
		計画課課長補佐		5153	
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	-	埼玉県、東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区）
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	-	千葉県、東京都（荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区）
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	-	山梨県、東京都（中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外）
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	-	栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	-	神奈川県
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	-	長野県、群馬県
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	-	新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	-	石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	-	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	-	静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
		計画課課長補佐		5153	
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	-	大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く）、兵庫県、和歌山県
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	-	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	-	岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	-	熊本県、大分県
鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	-	鹿児島県、宮崎県	
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152	沖縄県

所在地：〒100-8918
東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館

連絡先：電話 03-5253-8111

発行部署：国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備・環境課 営繕環境対策室

発行年月：令和 5 年 3 月

改正趣旨

大阪市北区ビル火災（令和3年）に伴う緊急立入検査により、比較的小規模な雑居ビル等においても一定の建築基準法令違反が確認されたことから、民間の建築物において特定行政庁が定期報告制度の対象として指定可能な範囲を拡大すべきとの提言※を踏まえ、「特定建築物」の範囲を拡大。

※大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書（令和4年6月）

調査・検査・点検対象

【国、都道府県、建築主事を置く市町村の建築物】

- 「特定建築物」
- 「特定建築設備等」

※特定建築設備等：昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等

【左記以外（民間建築物等）】

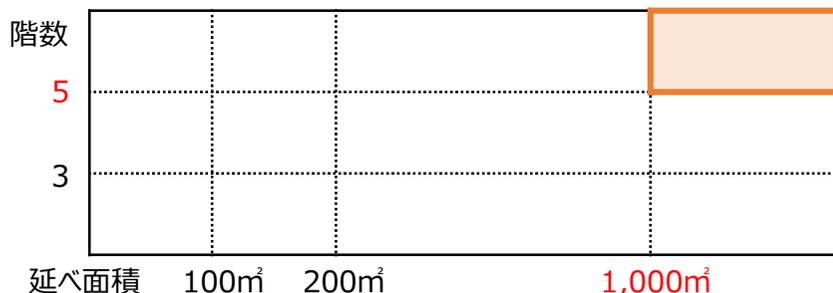
- 「法第6条第1項第1号に掲げる建築物」で、政令で定めるもの
- 「特定建築物」で、特定行政庁が指定するもの
- 「特定建築設備等」で、政令で定めるもの及び特定行政庁が指定するもの

改正概要

特定建築物のうち、事務所その他これに類する建築物について、対象範囲を拡大する。

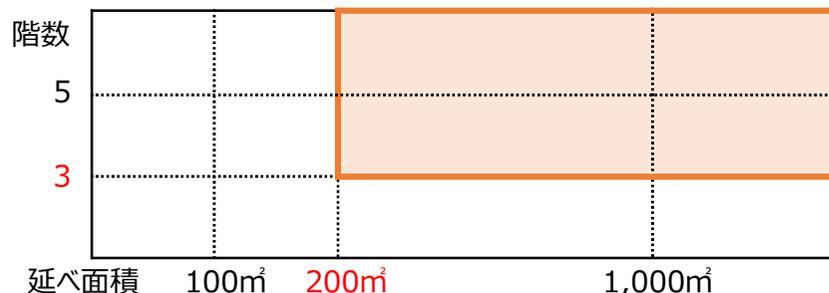
現行

事務所その他これに類する建築物のうち、階数5以上で延べ面積1,000㎡超のもの



改正

事務所その他これに類する建築物のうち、階数3以上で延べ面積200㎡超のもの



特定建築物・特定建築設備等の点検対象

- 改正により特定建築物に追加された、階数4以下又は延べ面積1,000㎡以下の事務所その他これに類する建築物の点検対象は、当面の措置として、**直通階段・堅穴区画に関するものに限定**。
- 従来、官公庁施設の建設等に関する法律による定期点検を行ってきた国家機関の建築物は、規模にかかわらず、全ての調査項目の点検を実施※する。
※根拠法令は変わるが、改正前と実態は変わらない
- 特定行政庁が地域の実情に応じて点検項目を付加した場合はそれに従う。

・別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物

・事務所その他これに類する建築物のうち、階数5以上かつ延べ面積1,000㎡超

・事務所その他これに類する建築物のうち、階数4以下又は延べ面積1,000㎡以下（今回追加）

	・別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物 ・事務所その他これに類する建築物のうち、階数5以上かつ延べ面積1,000㎡超	・事務所その他これに類する建築物のうち、階数4以下又は延べ面積1,000㎡以下（今回追加）
特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤及び敷地 ・建築物の外部 ・屋上及び屋根 ・建築物の内部 ・避難施設等 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の内部 ・避難施設等 } のうち、 直通階段及び堅穴区画に係る項目
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備 ・排煙設備 ・非常用の照明装置、 ・給水設備及び排水設備 	(なし)
防火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・防火扉 ・防火シャッター ・防火クロススクリーン ・ドレンチャー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火扉 ・防火シャッター ・防火クロススクリーン ・ドレンチャー等 } のうち、 堅穴区画を形成するもの

経過措置について(特定建築物の定期点検)

- 法第12条第2項に規定する特定建築物の定期点検については、最初の点検は検査済証交付日から6年以内、それ以降の点検は3年以内ごとに行うこととされている。(施行規則第5条の2)
- 改正政令の施行により点検対象建築物が拡大するが、点検にあたっては予算措置等の準備が必要になることから、経過措置として「**改正令の施行の際現に存する建築物（令和二年四月一日から施行日までの間に建築基準法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けたものを除く。）**で改正令の施行により新たに建築基準法第十二条第一項に規定する特定建築物に含まれることとなるものについての施行日以後最初の点検（同条第二項の点検をいう。）については、**建築基準法施行規則第五条の二第二項の規定にかかわらず、施行日から令和八年三月三十一日までの間に行うものとする。**」と規定することとする。

(年度)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
既存建築物 (経過措置対象)	★ 済証 交付					★ 施行日 (起算日) 4/1	3年以内 (経過措置)	○ 点検① 3/31まで	3年以内	○ 点検②	3年以内	○ 点検③				
既存建築物 (経過措置対象外)	R1年度末以前に検査済証の交付を受けた建築物が経過措置の対象			★ 済証 交付 (起算日)	6年以内 (規則第5条の2第2項)	○ 点検①	3年以内 (規則第5条の2第1項)	○ 点検②	3年以内 (規則第5条の2第1項)	○ 点検③						
施行後に 新築された 建築物 (経過措置対象外)						★ 済証 交付 (起算日)	6年以内 (規則第5条の2第2項)	○ 点検①	3年以内 (規則第5条の2第1項)	○ 点検②						

経過措置について(特定建築設備等の定期点検)

- 法第12条第4項に規定する特定建築設備等の定期点検については、最初の点検は検査済証交付日から2年以内、それ以降の点検は1年以内ごとに行うこととされている。(施行規則第6条の2)
- 改正政令の施行により点検対象特定建築等が拡大するが、点検にあたっては予算措置等の準備が必要になることから、経過措置として「**建築設備等（改正令の施行の際現に存するもの又は施行日から令和六年三月三十一日までの間に建築基準法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）**で改正令の施行により新たに**建築基準法第十二条第三項に規定する特定建築設備等に含まれることとなるもの**についての**施行日以後最初の点検（同条第四項の点検をいう。）**については、**建築基準法施行規則第六条の二第二項の規定にかかわらず、施行日から令和八年三月三十一日までの間に行うものとする。**」と規定することとする。

(年度)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
既存建築物 (経過措置対象)	★ 済証交付			★ 施行日 (起算日) 4/1	3年以内 (経過措置)		○ 点検① 3/31まで
改正政令施行後に 新築された建築物 (経過措置対象)			R5年度末以前に検査済証の交付を受けた建築物が経過措置の対象		★ 済証交付	最大3年以内 (経過措置)	○ 点検① 3/31まで
施行後に 新築された建築物 (経過措置対象外)					★ 済証交付 (起算日)	2年以内 (規則第6条の2第1項)	○ 点検①